

第6次高鍋町総合計画

後期基本計画

高鍋みらい戦略

歴史と文教の城下町 たかなべ

～ 対話でつながる豊かで美しいまちづくり ～



なせよ 屈するなかれ
時重なればその事必ず成らん

石井 十次

(児童福祉の父：高鍋町出身)

※写真 九州オルレ「宮崎・小丸川コース」

町章



高鍋町の町章は、一般から懸賞募集した115点の中、宮崎市宮脇町花堂 豊氏作品昭和41年9月2日決定図案は、町の伝統、活気ある産業、町民のまとまり、高鍋町の発展を基本とし、上部は「タカナ」、下部は「ベ」を表現したものです。

昭和41年10月1日制定

「町民の日」

「10月1日」を高鍋町町民の日と定める。

昭和13年10月1日は、旧高鍋町と旧上江村が合併して、大高鍋発展の礎をつくった意義のある日であり、また季節的にも適当であるということから決めたものである。

昭和41年10月1日制定

町木・町花



町木〔モクセイ〕

高さ3メートルにもなり、小さな花が葉のつけ根にかたよって咲き、においがよい。各家庭で植えやすく、香りがよく品格があるため、町内が香り豊かな町になる。また、公害に弱いと、公害発見のバロメーターにもなる。

昭和49年10月1日制定



町木〔タカナベカイドウ〕

バラ科リンゴ属の植物で、3月中旬から下旬に約3センチメートルの淡いピンク色の桜とそっくりの花を咲かせる。ハナカイドウやノカイドウよりも花柄が2センチメートルと短いのが特徴。

令和元年10月1日制定



町花〔ナデシコ〕

別名「ヤマトナデシコ」。秋の七草の一つ。この花は、秋月の紋であり、高鍋町にとって歴史的に非常にゆかりがある。優美淡雅なる淡紅色の花が咲く（白色もある）。親しみやすく、各家庭で簡単に栽培できる。

昭和49年10月1日制定

高鍋町町民憲章

古い歴史と文教の伝統をうけつぐ高鍋町民は、このことに誇りと責任を持ち、美しい自然、厚い人情、強い連帯感の上に、さらに健康で福祉豊かな町づくりを進めるため、ここに憲章を定めます。

- 1 心身の健康安全につとめ、体力の向上をはかります。
- 1 礼儀正しくきまりを守り、だれにでも親切にします。
- 1 花と緑の美しい町をつくり、自然を愛護します。
- 1 家庭を大切に青少年を育成し、勤労に励みます。
- 1 豊かな教養を身につけ、協力して明るい郷土をつくります。

昭和49年10月1日制定

ごあいさつ



高鍋町では、平成29年10月に策定した第6次高鍋町総合計画において定めた町の将来像『歴史と文教の城下町「たかなべ」～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～』の実現に向け、各種施策を展開してきました。

しかしながら、人口減少と少子高齢社会の到来、地方分権・地方創生の推進、安全・安心を求める意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症が発生し、その影響により、新たな課題も出てきています。

また、本年4月には、昭和48年以来48年ぶりに本町の人口が2万人を割り込みました。高度経済成長が終わりを告げ低成長の時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響も重なる中では、ポストコロナを見据えた新しい地域づくりに取り組む必要があり、そのために生活、産業、環境などあらゆる面で持続可能な仕組みをつくることが、本町にとって大変重要であると考えています。

このような中で策定した後期基本計画では、持続可能なまちづくりや地域の活性化に向けた取り組みをSDGsの理念に沿って推進してまいります。

また、「スマートウェルネスシティ」を重点プロジェクトに位置づけ、住んでいるだけで健幸になれるまちづくりを推進します。

評価・検証を行う指標としましては、成長社会から成熟社会に移行する時代において、これまでの所得や資産の多さなど経済的な要素から、安全・安心や生活環境、人々のつながりといった非経済的要素をより重視した指標である「高鍋版GNH」を、宮崎産業経営大学の学生及び高鍋高校、高鍋農業高校の生徒が作成しましたので、それらの指標により町民幸福度を政策推進の一視点として取り入れます。

また、第2期高鍋町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき「Society 5.0」、「高鍋 Smart Project」を推進します。

今後は、この計画を基本とし、町民と事業者、行政との連携を図りながら対話を通じて高鍋らしいまちづくりを推進し、幸せを実感できるまちを目指してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、計画案の審議にご尽力いただいた高鍋町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

令和3年6月

高鍋町長 黒木 敏之

第6次高鍋町総合計画後期基本計画について

1. 策定の趣旨

本町では、平成29年度から令和6年度までを計画期間とし、『歴史と文教の城下町たかなべ ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～』を将来像に掲げた高鍋町総合計画を策定し、町政運営の基本となる指針を示した最上位の計画として、まちづくりを進めています。

この度、令和2年度をもって基本計画における前期の計画期間が終了することから、令和6年度までの後期に係る基本計画を策定するものです。

2. 後期基本計画策定に関する基本方針

基本構想部分については、令和6年度まで計画期間があることから、基本的に継承することとし、大幅な見直しは行わないこととします。

また、基本計画部分については、社会情勢等背景の変化に適切に対応するとともに、5つの政策分野（①みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営、②心豊かな人が育つまちづくり、③安全で住みよいまちづくり、④子育てと健康長寿を支えるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あふれるまちづくり）ごとに前期計画の実績の評価、課題の抽出を行い、これらの課題を議論した上で、後期基本計画に反映させています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、現在のコロナ禍においては子どもから高齢者まで全ての世代で、感染症を正しく恐れつつ、新しい生活様式を模索しながらウィズコロナからポストコロナへの転換を図り、社会参加や健康づくりを積極的に取り組んでいくことが求められます。

このような視点も踏まえ、総合計画の推進を図ることで、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目標達成を目指すとともに、スマートウェルネスシティを重点プロジェクトに位置づけ分野横断的に取り組む事業として、その考え方を分野別施策に反映しています。

また、GNH及び第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIにより総合計画の施策の評価・検証を行うこととし、従来の実施計画は策定しないものとします。

3. 計画期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間とあわせて令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

高鍋町総合計画 後期基本計画

〔目 次〕

1. 施策体系図

施策体系図	1
-------	---

2. SDGs（持続可能な開発目標）

総合計画におけるSDGsの考え方	2
------------------	---

3. 重点プロジェクト

スマートウェルネスシティ	12
--------------	----

4. GNH（国民総幸福量）

GNH	18
-----	----

5. 分野別施策

自治の運営に関する基本目標（共通目標）

みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

共－1 町民との協働の推進	20
共－2 効率的で信頼される行財政運営	26
共－3 広域行政の推進	31

まちづくりの基本目標

心豊かな人が育つまちづくり

1－1 歴史と伝統・文化を活かしたまち	32
1－2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち	37
1－3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち	46

安全で住みよいまちづくり

2－1 自然環境や景観を大切にするまち	58
2－2 生活を支える基盤が整っているまち	66
2－3 災害に強く、生活の安全が守られているまち	89

子育てと健康長寿を支えるまちづくり

3－1 人にやさしいまち	106
3－2 健康に暮らせるまち	122

地域資源を活かした活気あふれるまちづくり

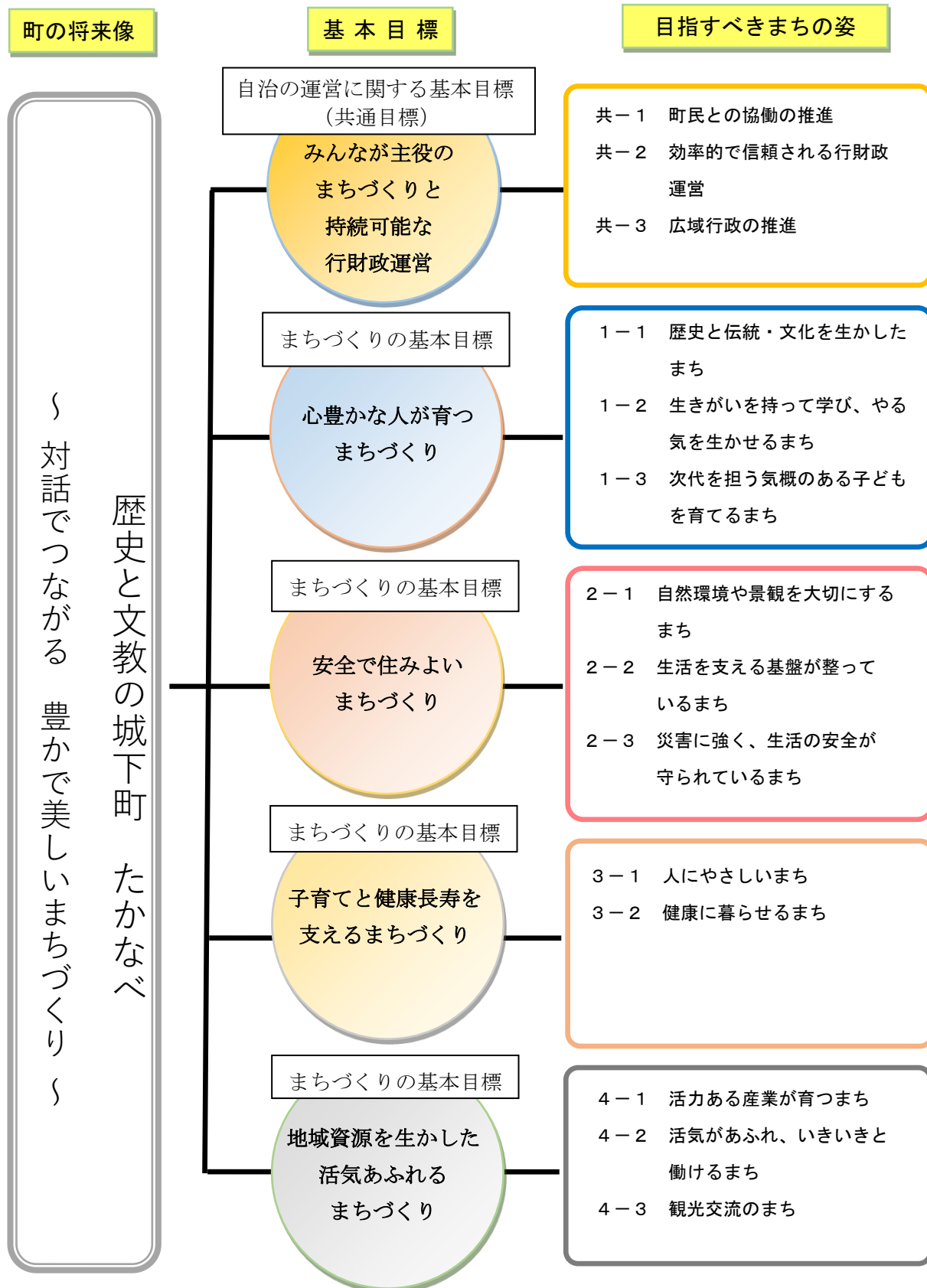
4－1 活力ある産業が育つまち	127
4－2 活気があふれ、いきいきと働けるまち	139

4－3 観光交流のまち	142
-------------	-----

6. 資料編

(1) 現状分析	147
(2) 基本構想	160
(3) 関係例規	169
(4) 高鍋町総合計画審議会委員名簿	171
(5) 高鍋町総合計画審議会への諮問書	172
(6) 高鍋町総合計画審議会からの答申書	173

1. 施策体系図



2. SDGs（持続可能な開発目標）

総合計画におけるSDGsの考え方

第6次高鍋町総合計画においては、目標とする将来像を「歴史と文教の城下町 たかなべ ～対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～」と設定し、「39の基本施策」に分類した取組を行うこととしています。

それらの、取組の方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17のゴールと同様であることから、基本施策とSDGs各ゴールとの関係性を整理し、関連付けて推進していきます。



平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す、先進国も途上国も含めた平成28年から平成42年（2030年）までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

日本国政府においても、平成28年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」の議論を受けて、平成28年12月に実施指針（令和元年12月一部改定）と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示しています。

また、社会を一変させた新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会・経済・環境の複合的で緊急の課題を抱える中、SDGsを基本理念とした政策の実施が求められています。

目指すべきまちの姿とSDGs各ゴールとの関係性

目指すべきまちの姿		SDGs 各ゴール					
みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営							
町民参画によるまちづくりの推進	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 					
効率的で信頼される行財政運営	17 パートナリシップで目標を達成しよう 						
広域行政の推進	3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 			
心豊かな人が育つまちづくり							
歴史と伝統・文化を生かしたまち	11 住み続けられるまちづくりを 						
生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち	4 質の高い教育をみんなに 						
次代を担う気概のある子どもを育てるまち	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	4 質の高い教育をみんなに 				
安全で住みよいまちづくり							
自然環境や景観を大切に するまち	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 
生活を支える基盤が整っているまち	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	6 安全な水とトイレを世界中に 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 
災害に強く、生活の安全が 守られているまち	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 			
子育てと健康長寿を支えるまちづくり							
人にやさしいまち	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 
健康に暮らせるまち	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 				
地域資源を生かした活気あふれるまちづくり							
活力ある産業が育つまち	2 気候をゼロに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 				
活気があふれ、いきいき と働けるまち	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 					
観光交流のまち	8 働きがいも経済成長も 						

SDGs 各ゴールと基本施策との関係性

それぞれのゴールに対し、自治体行政が果たし得る役割が、国際的な地方自治体の連合組織である U C L G (United Cities & Local Governments) により示され、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) ー導入のためのガイドラインー」においてまとめられています。それによる後期基本計画の基本施策(個別施策)との関係性は、次の表のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
総合計画後期基本計画基本施策(個別施策)	
○学校教育の充実(②心豊かな児童・生徒の育成)	1-3-(1) P46
○防災体制の整備(①災害予防対策の充実)	2-3-(2) P91
○子育て支援の充実(①子どもたちが健やかに育つ環境の充実)	3-1-(1) P106
○子育て支援の充実(②子育て家庭を支える環境の充実)	3-1-(1) P106
○高齢者福祉の充実(①地域包括ケアシステムの構築)	3-1-(2) P110
○高齢者福祉の充実(②介護予防・生活支援の充実)	3-1-(2) P110
○障がい者(児)福祉の充実(①障がい者(児)の自立と地域における生活支援体制の確立)	3-1-(3) P114
○地域福祉活動の推進(①地域福祉活動の推進)	3-1-(4) P118
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進(②健康づくりの推進)	3-2-(1) P122

2 飢餓を ゼロに 	飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○学校教育の充実（③保健・安全・体育指導の充実）	1－3－（1）P46
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実）	3－1－（1）P106
○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	3－1－（4）P118
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進）	3－2－（1）P122
○農林水産業の振興（①農業経営基盤の強化）	4－1－（1）P127
○農林水産業の振興（②農業生産基盤の整備）	4－1－（1）P127
○農林水産業の振興（④地産地消の推進）	4－1－（1）P127

3 すべての人に 健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態の維持・改善が可能であるという研究成果も報告されています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共－3－（1）P31
○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62
○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2－2－（2）P71
○交通安全対策の推進（①交通安全施設の整備）	2－2－（5）P76
○交通安全対策の推進（②交通安全意識の啓発）	2－2－（5）P76
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実）	3－1－（1）P106
○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	3－1－（4）P118
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（①健康保険事業の適正運営）	3－2－（1）P122
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進）	3－2－（1）P122
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（③健康診査の推進）	3－2－（1）P122
○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（④医療体制の充実）	3－2－（1）P122

4 質の高い教育を みんなに 	すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
--	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○生涯学習の推進（①生涯学習体制の充実）	1－2－（1）P37
○生涯学習の推進（②生涯学習活動の推進）	1－2－（1）P37
○生涯学習の推進（③生涯学習施設の充実）	1－2－（1）P37
○学校教育の充実（①教育内容の充実）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（②心豊かな児童・生徒の育成）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（③保健・安全・体育指導の充実）	1－3－（1）P46
○学校教育の充実（④教育環境の整備充実）	1－3－（1）P46
○みんなで子育てをする環境づくり（①家庭教育の充実）	1－3－（2）P54
○みんなで子育てをする環境づくり（②青少年健全育成活動の充実）	1－3－（2）P54
○みんなで子育てをする環境づくり（③家庭・学校・地域が一体となった教育環境の充実）	1－3－（2）P54
○高度情報化社会への対応（①情報活用能力の向上）	2－2－（9）P86
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実）	3－1－（1）P106
○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○高齢者福祉の充実（③高齢者の社会参加促進）	3－1－（2）P110
○障がい者（児）福祉の充実（①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立）	3－1－（3）P114
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3－1－（5）P120

5 ジェンダー平等を 実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
--	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実）	3－1－（1）P106
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3－1－（5）P120

6 安全な水とトイレ を世界中に 	すべての人々に水と衛生のアクセスと持続可能な管理を確保する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態の維持・改善が可能であるという研究成果も報告されています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62
○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2－2－（2）P71
○上水道の安定供給（①計画的な施設整備）	2－2－（4）P75
○汚水処理施設の整備（①下水道施設の計画的な整備）	2－2－（5）P76
○汚水処理施設の整備（②水洗化率の向上）	2－2－（5）P76
○汚水処理施設の整備（③合併処理浄化槽設置の推進）	2－2－（5）P76

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進し、住民の省・再エネ対策の取組に支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62

8 働きがいも 経済成長も 	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共－3－（1）P31
○商工業の振興（①経営基盤の強化）	4－1－（2）P135
○商工業の振興（②商店街の活性化）	4－1－（2）P135
○商工業の振興（③地場産業の振興）	4－1－（2）P135
○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）	4－2－（1）P139
○就業機会の確保（②既存企業の育成）	4－2－（1）P139
○就業機会の確保（③起業・創業への支援）	4－2－（1）P139
○観光交流の振興（①観光資源の整備）	4－3－（1）P142

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
---	--

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○適正な土地利用の推進（①計画的な土地利用の推進）	2－2－（1）P66
○農林水産業の振興（⑤6次産業化の推進）	4－1－（1）P127
○商工業の振興（①経営基盤の強化）	4－1－（2）P135
○商工業の振興（③地場産業の振興）	4－1－（2）P135
○就業機会の確保（①企業立地と雇用の促進）	4－2－（1）P139
○就業機会の確保（②既存企業の育成）	4－2－（1）P139
○就業機会の確保（③起業・創業への支援）	4－2－（1）P139

10 人や国の不平等をなくそう 	国内及び国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
---	---

総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）

○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共－3－（1）P31
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	3－1－（4）P118
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○人権尊重社会の実現（②男女共同参画の推進）	3－1－（5）P120

11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市と人間の居住地を実現する 包摂的で、安全、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○歴史と伝統・文化の保護と活用（①文化財の保護）	1－1－（1）P32
○歴史と伝統・文化の保護と活用（②伝統芸能の継承）	1－1－（1）P32
○芸術文化の振興（①芸術文化活動の充実）	1－1－（2）P35
○住みよい住環境の整備（①快適な生活環境の維持）	2－2－（2）P71
○公共交通の充実（①公共交通機関の利便性の向上）	2－2－（8）P85
○防災体制の整備（①災害予防対策の充実）	2－3－（2）P91
○防災体制の整備（②防災意識の啓発）	2－3－（2）P91
○防災体制の整備（③自主防災組織の充実）	2－3－（2）P91

12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、町民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、町民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62

13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○環境保護の推進（①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62
○環境保護の推進（④再生可能エネルギーの導入）	2－1－（2）P62

14 海の豊かさを 守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。				
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策） <table border="0"> <tr> <td>○美しい景観の整備（④河川環境の保全）</td> <td>2－1－（1）P58</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> </table>		○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58	○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62
○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58				
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62				

15 陸の豊かさも 守ろう 	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止・回復及び生物多様性損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。								
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策） <table border="0"> <tr> <td>○美しい景観の整備（④河川環境の保全）</td> <td>2－1－（1）P58</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）</td> <td>2－1－（2）P62</td> </tr> <tr> <td>○適正な土地利用の推進（④森林地域の形成）</td> <td>2－2－（1）P66</td> </tr> </table>		○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58	○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62	○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62	○適正な土地利用の推進（④森林地域の形成）	2－2－（1）P66
○美しい景観の整備（④河川環境の保全）	2－1－（1）P58								
○環境保護の推進（②環境保全活動の充実）	2－1－（2）P62								
○環境保護の推進（③自然保護活動の充実）	2－1－（2）P62								
○適正な土地利用の推進（④森林地域の形成）	2－2－（1）P66								

16 平和と公正を すべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。												
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策） <table border="0"> <tr> <td>○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）</td> <td>共－1－（1）P20</td> </tr> <tr> <td>○町民参画によるまちづくりの推進（③情報公開制度の適正な運用）</td> <td>共－1－（1）P20</td> </tr> <tr> <td>○高度情報化社会への対応（②情報基盤の整備）</td> <td>2－2－（9）P86</td> </tr> <tr> <td>○地域安全対策の充実（①地域安全対策の推進）</td> <td>2－3－（6）P103</td> </tr> <tr> <td>○地域安全対策の充実（②防犯意識の啓発）</td> <td>2－3－（6）P103</td> </tr> <tr> <td>○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）</td> <td>3－1－（5）P120</td> </tr> </table>		○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）	共－1－（1）P20	○町民参画によるまちづくりの推進（③情報公開制度の適正な運用）	共－1－（1）P20	○高度情報化社会への対応（②情報基盤の整備）	2－2－（9）P86	○地域安全対策の充実（①地域安全対策の推進）	2－3－（6）P103	○地域安全対策の充実（②防犯意識の啓発）	2－3－（6）P103	○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120
○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）	共－1－（1）P20												
○町民参画によるまちづくりの推進（③情報公開制度の適正な運用）	共－1－（1）P20												
○高度情報化社会への対応（②情報基盤の整備）	2－2－（9）P86												
○地域安全対策の充実（①地域安全対策の推進）	2－3－（6）P103												
○地域安全対策の充実（②防犯意識の啓発）	2－3－（6）P103												
○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進）	3－1－（5）P120												

17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的・民間セクター、市民、NGO・NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○町民参画によるまちづくりの推進（①協働のまちづくりの推進）	共－１－（１）P20
○効率的で信頼される行財政運営（①簡素で効率的な行政運営）	共－２－（１）P26
○広域行政の推進（①広域行政の推進）	共－３－（１）P31
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	３－１－（４）P118

3. 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、基本構想に掲げる町の将来像の実現を目指す上で他の分野とも密接に関わる最も重要な施策であり、本町が将来にわたり持続的に発展を続けていくために、中長期的な観点から町として重点的に取り組むべきプロジェクトです。

限られた財源の中で本町が抱える課題を効果的・効率的に解決し、将来像の実現を目指すためには「選択と集中」による施策の展開が求められます。

「スマートウェルネスシティ」を重点プロジェクトとして位置づけ、各分野を横断する特に重要な施策として、今後、具体的な事業を展開していきます。重点プロジェクトを推進することによって、「いつまでも輝けるまち」、「生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち」、「子どもたちの笑顔が絶えないまち」を目指します。

【高鍋町の将来像】

歴史と文教の城下町 たかなべ

～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

【高鍋町が目指す姿】

いつまでも輝けるまち

生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち

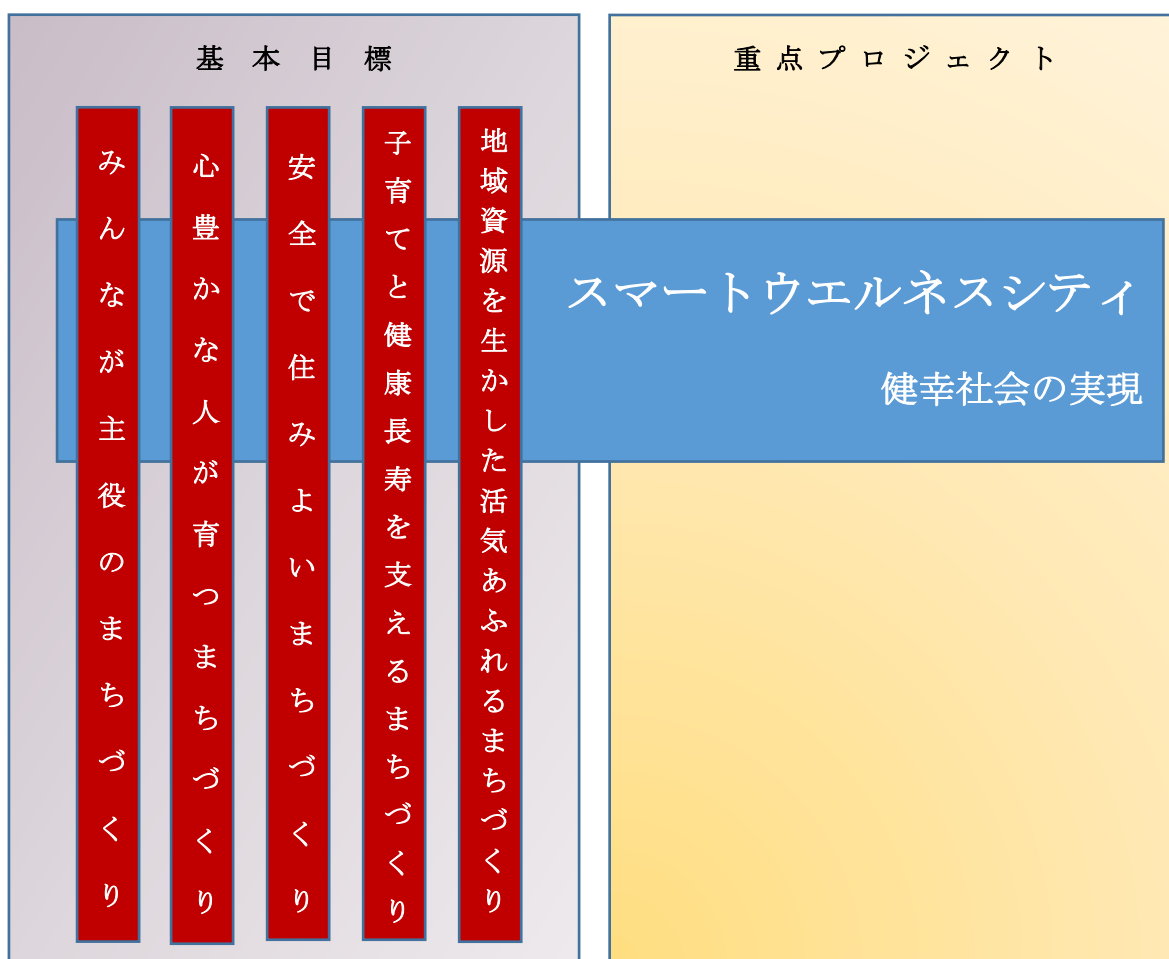
子どもたちの笑顔が絶えないまち

すべての分野を体系的に網羅

課題により施策を重点・横断化

【縦軸】

【横軸】



スマートウエルネスシティ

スマートウエルネスシティ構想とは、ウエルネス（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること。）をまちづくり政策の中核に捉え、健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から脱却し、町民誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり予防を可能とするまちづくりを目指す新しい都市モデルで、具体的には「歩く」ことを基本とし、そこに住んでいるだけで自然に健康になれるまちを目指すものです。

本町においては、令和元年9月17日に「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟し全国の志を同じくする多くの自治体の首長や研究機関等とも連携して健幸のまちづくりに取り組んでいきます。令和2年7月28日には、「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟する5市町の首長による「新型コロナウイルスに負けない健幸都市」共同宣言が行われました。これは、コロナ禍においても感染症を正しく恐れながら、子どもから高齢者の全世代において、社会参加や健康づくりを新しい生活様式を守りながら積極的に行い、人も地域も経済も元気な健幸都市を目指すという内容の宣言です。本町もこの共同宣言に賛同し全国の志を同じくする自治体と連携して取り組んでいくこととしています。

また、令和元年6月26日に産学官のまちづくり関係者からなる「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から国土交通省に、新たな時代のまちづくりの方向性：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出により、イノベーションと人中心の豊かな生活を実現すべきとの提言がなされ、これを受け、「ウォーカブル推進都市」として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国や全国の志を同じくする多くの自治体と連携してウォーカブルなまちづくりを共に取り組んでいきます。

高鍋町総合計画後期基本計画では、「スマートウエルネスシティ」を重点プロジェクトに位置づけ、健康づくりそして移動の基本となる「歩く」ことに主眼を置き、そこに住んでいるだけで「歩いてしまう、歩き続けてしまう」まちづくりに取り組むため、従来の健康づくり部局だけの施策ではなく、あらゆる基本施策に横串を通すことにより健幸のまちづくりを推進していきます。

SWC首長研究会において、科学的根拠に基づき住民の健康状態の改善が実証された以下の健幸まちづくり政策を、自治体間の連携によって推進していきます。

- 1) 健康に対する望ましい生活を啓発する教育の充実
- 2) 健康への貢献も視野に入れたまちの美的景観及び歩道や自転車道、及び公園整備の推進
- 3) 健康への貢献も視野に入れた都市交通網及び商店街の整備
- 4) 夜でも歩ける治安の維持・強化
- 5) 健康づくりの視点からも地産地消ができる農業等の推進
- 6) 地域での健康ネットワークを支援する、先端的健康サービス産業の育成

これらにより、世界で未だ確立されていない「少子高齢・人口減社会」の克服を可能とするまちづくり「Smart Wellness City」の具体策を創造・構築します。

新しい生活様式における地域活動の方針

- 1) with コロナを見据えて、今後における事業実施の基本はハイブリッド型(オンサイトとオンライン)を目指します。さらに、全力で健康づくり、コミュニティ事業及びまちづくり事業を遅滞させない工夫を凝らし、従来どおり円滑に実施することで、住民の生きがい活動や健康づくりを守ります。
- 2) 正しい感染予防・健康情報を積極的に発信し、外出自粛による住民の運動不足やとくに高齢者における社会参加の減少を防ぎ、健康二次被害(基礎疾患、メンタルヘルスの悪化、認知機能の低下)を予防します。
- 3) 町内の感染予防対策を遵守している施設や店舗と連携し、文化活動や経済活動の停滞を防ぐ具体策を進めていきます。
- 4) 外出自粛の影響が際立つ高齢者の運動や会話の不足、孤食状態の解消に向けた取り組みを積極的に行い、認知症の発症や悪化を防ぎます。
- 5) 「新型コロナウイルスに負けない健幸都市宣言」をした自治体と定期的にオンライン会議を行い、各自治体の施策の紹介、効果や課題などを共有し、良い施策はすぐに取り入れていきます。

※ハイブリッド型(オンサイトとオンライン)とは

庁舎(会場)、訪問(出前)、ホームページ、SNS、郵便などを組み合わせて実施や提供をすることで、少人数での実施、窓口や会場に出向かない手続きや参加を促します。



スマートウェルネスシティと基本施策との関係性

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
食生活	生涯学習の推進	1－2－（1）P37
	学校教育の充実	1－3－（1）P46
	みんなで子育てする環境づくり	1－3－（2）P54
	子育て支援の充実	3－1－（1）P106
	高齢者福祉の充実	3－1－（2）P110
	障がい者（児）福祉の充実	3－1－（3）P114
	地域福祉活動の推進	3－1－（4）P118
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3－2－（1）P122
	農林水産業の振興	4－1－（1）P127
	商工業の振興	4－1－（2）P135
運動・スポーツ	スポーツ・レクリエーション活動の振興	1－2－（2）P41
	学校教育の充実	1－3－（1）P46
	高齢者福祉の充実	3－1－（2）P110
	障がい者（児）福祉の充実	3－1－（3）P114
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3－2－（1）P122
生きがい	町民参画によるまちづくりの推進	共－1－（1）P20
	歴史と伝統・文化の保護と活用	1－1－（1）P32
	芸術文化の振興	1－1－（2）P35
	生涯学習の推進	1－2－（1）P37
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	1－2－（2）P41
	学校教育の充実	1－3－（1）P46
	みんなで子育てする環境づくり	1－3－（2）P54
	環境保護の推進	2－1－（2）P62
	子育て支援の充実	3－1－（1）P106
	高齢者福祉の充実	3－1－（2）P110
	障がい者（児）福祉の充実	3－1－（3）P114
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3－2－（1）P122
健（検）診	子育て支援の充実	3－1－（1）P106
	高齢者福祉の充実	3－1－（2）P110
	障がい者（児）福祉の充実	3－1－（3）P114
	地域福祉活動の推進	3－1－（4）P118
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3－2－（1）P122
歩きたくなる道路等の整備	美しい景観の整備	2－1－（1）P58
	環境保護の推進	2－1－（2）P62
	適正な土地利用の推進	2－2－（1）P66
	道路環境の整備	2－2－（7）P81

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
公共交通	公共交通の充実	2－2－（8）P85
産業振興・雇用機会の創出	高度情報化社会への対応	2－2－（9）P86
	農林水産業の振興	4－1－（1）P127
	商工業の振興	4－1－（2）P135
	農商工連携の推進	4－1－（3）P138
	就業機会の確保	4－2－（1）P127
交流	広域行政の推進	共－3－（1）P31
	歴史と伝統・文化の保護と活用	1－1－（1）P32
	芸術文化の振興	1－1－（2）P35
	美しい景観の整備	2－1－（1）P58
	移住・定住の促進	2－2－（3）P74
	観光交流の振興	4－3－（1）P142
地域コミュニティ	町民参画によるまちづくりの推進	共－1－（1）P20
	生涯学習の推進	1－2－（1）P37
	スポーツ・レクリエーション活動の振興	1－2－（2）P41
	みんなで子育てする環境づくり	1－3－（2）P54
	環境保護の推進	2－1－（2）P62
	高齢者福祉の充実	3－1－（2）P110
	人権尊重社会の実現	3－1－（5）P120
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	3－2－（1）P122
安心安全	学校教育の充実	1－3－（1）P46
	みんなで子育てする環境づくり	1－3－（2）P54
	住みよい住環境の整備	2－2－（2）P71
	汚水処理施設の整備	2－2－（5）P76
	危機管理体制の整備	2－3－（1）P75
	防災体制の整備	2－3－（2）P91
	治水対策・土砂災害防止対策の推進	2－3－（3）P96
	消防体制の充実	2－3－（4）P98
	交通安全対策の推進	2－3－（5）P101
	地域安全対策の充実	2－3－（6）P103
ごみの減量化	環境保護の推進	2－1－（2）P62
	適正なごみ処理及び循環型社会の推進	2－2－（6）P78
新・省エネルギー	環境保護の推進	2－1－（2）P62

分野	総合計画後期基本計画基本施策	
健幸教育・啓発	町民参画によるまちづくりの推進	共－１－（１）P20
	効率的で信頼される行財政運営	共－２－（１）P26
	子育て支援の充実	３－１－（１）P106
	高齢者福祉の充実	３－１－（２）P110
	障がい者（児）福祉の充実	３－１－（３）P114
	人権尊重社会の実現	３－１－（５）P120
	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	３－２－（１）P122

4. GNH（国民総幸福量）

GNH

GNH（国民総幸福量）とは、1972年にブータン王国の国王の提唱で、ブータン王国で初めて調査され国の政策に活用されている指標です。

GNHは、経済成長を重視する姿勢を見直し、伝統的な社会・文化や民意、環境にも配慮した「国民の幸福」の実現を目指す考え方です。その背景には仏教の価値観があり、環境保護、文化の推進など4本柱のもと9つの分野にわたり「家族は互いに助け合っているか」「睡眠時間」「植林したか」「医療機関までの距離」など72の指標が策定されています。

本町においては、令和元年度に宮崎産業経営大学との連携協定事業により「高鍋版幸せ指標」を策定しました。

後期基本計画では、「GNH」を第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「KPI」とともに、総合計画の施策の評価・検証を行う指標として位置づけ、町民の幸福の実現を図ることに主眼を置き、指数の向上を図ることにより幸福なまちづくりを推進していきます。

高鍋版GNH指標（GNH for Takanabe）				
施策体系	分野	NO	指標	質問
	心理的幸福	1	感情の指標	あなたは自分を大切にしていますか？
		2	感情の指標	あなたは思いやりを抱えていますか？
		3	食生活の指標	美味しくごはんを食べていますか？
		4	行動の指標	あなたは興味・関心のあることができますか？
		5	挨拶の指標	あなたは日常的に挨拶をしていますか？
		6	家族・友人の指標	家族や友人に自分のことを理解されていると思いますか？
基本目標1	文化	7	祭りの指標	あなたは地域の祭りや行事に参加していますか？
		8	歴史の指標	あなたは地域の歴史を知っていますか？
		9	文化の指標	高鍋の文化に愛着や誇りを感じていますか？
	教育	10	教育の指標	地域の中で心豊かな子供が育っていますか？
		11	ボランティアの指標	あなたは積極的にボランティアに参加していますか？
		12	生涯学習の環境の指標	生涯にわたってスポーツや学習できる環境が充実していますか？
		13	きまりの重要性の指標	子どもたちがきまりを守ることが重要だと思いますか？
基本目標2	環境	14	食品ロスの指標	食品ロスを意識して買い物をしていますか？
		15	4Rの指標	4Rを意識した生活ができていますか？
		16	環境活動の指標	あなたは自然環境を維持するために行っていることがありますか？
	生活	17	住みやすさの指標	あなたは今、暮らしている地域は住みやすいと思いますか？
		18	住みやすさの指標	あなたは地域の中でリラックスできる場所があると思いますか？
		19	ゴミの分別の指標	あなたはゴミの分別ができていますか？
		20	公共交通の指標	あなたは公共の乗り物（バス・電車等）を積極的に使っていますか？
		21	防災の指標	あなたは災害への備えができていますか？
		22	防災の指標	災害時に地区内の人と助け合いの関係ができていますか？
		23	防災の指標	高鍋町の防災体制は十分だと思いますか？
基本目標3	健康・福祉	24	子育ての指標	子育てしやすい街だと思いますか？
		25	福祉の指標	あなたは高齢者や障がい者への福祉が充実していますか？
		26	個人の権利の指標	あなたは個人の権利が尊重されていると思いますか？
		27	健康の実感の指標	あなたは心身ともに健康だと思いますか？
		28	健康な生活の指標	あなたは健康のことを意識して生活していますか？
		29	医療体制の指標	あなたは地域の医療機関が充実していますか？
基本目標4	コミュニティ活力	30	地域への愛着の指標	あなたはキャベツや餃子が好きだと思いますか？
		31	地産地消の指標	地産地消を意識して買い物をしていますか？
		32	産業の指標	高鍋町の産業は元気で活気がありますか？
		33	仕事の指標	高鍋町で働きたいと思う仕事はありますか？
		34	まちの魅力の指標	町外の人たちに高鍋町の魅力を十分伝えられていると思いますか？
		35	おもてなしの指標	街に訪れる人に対しておもてなしは十分だと思いますか？
		36	まちづくりの指標	高鍋町でイベントを企画したいと思いますか？
共通目標	良い統治	37	町の信頼度の指標	町の行政を信頼していますか？
		38	行政への参加の指標	町政への参加意欲は十分に満たされていると思いますか？
		39	政策の指標	町政の取り組みは、あなたの暮らしを良くしてくれていますか？
		40	町の持続可能性の指標	次世代の子どもたちに自信を持って引き継ぐことができる街になっていると思いますか？

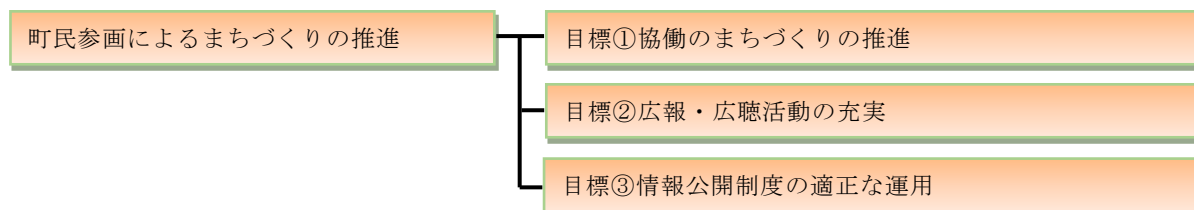
5. 分野別施策

共通目標：みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

共－1 町民との協働の推進

(1) 町民参画によるまちづくりの推進

【施策の体系】



①協働のまちづくりの推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎協働推進ビジョンに基づく協働事業の実施【地域政策課】

平成28年8月に策定した協働推進ビジョンに基づき、様々な分野において事業協力、共催、補助、委託等多様な形態で協働事業を推進するなど協働によるまちづくりを実現することができた。

◎委員公募制度の定着化【地域政策課】

高鍋町審議会等の委員の公募に関する要綱に基づき、各課（局）が担任する審議会等に関し、原則、委員の公募を行うという意識の定着化が図られ町政に対する公募委員（町民）の参画を促した。

▼協働推進のための土壌づくり及びひとづくり【地域政策課】

本町で、なぜ協働を進めなければならないのかなど、協働に関する基本的事項に対する認識及び協働の重要性に対する理解や町を挙げて協働を推進していこうという雰囲気の醸成のため、高鍋町協働推進ビジョンに基づき、協働が身近な存在として当たり前かつ積極的に取り組まれていくことができるような環境を築く必要がある。

▼協働の更なる推進【地域政策課】

協働に対する考えを浸透させるため、町民、行政ともに協働推進の気運を高め、協働によるまちづくりをさらに力強く進めていく必要がある。

▼新しい協働のあり方【地域政策課】

コロナ禍後の社会変化を踏まえ新しい生活様式や感染予防対策に対応し協働のあり方を変化させていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 協働にあふれるまち「高鍋町」の創造を目指します。
- 協働の推進を担う人材の育成に努めるなど、協働の定着化を図ります。
- 町民や団体の自発的な活動に寄り添い、「人間力」「地域力」を生かした協働のまちづくりを推進します。
- 町民の積極的な参加を促すため、審議会等委員公募制度の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 協働の重要性についての認識を深めていきます。
- これからのまちづくりにおいて、自分ができていることを考えていきます。
- 協働を重視しながら、自分の力が発揮できる場面を見つけ、あるいは創出し、そこに積極的に携わっていきます。

②広報・広聴活動の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎パブリックコメント制度の定着化【地域政策課】

高鍋町パブリックコメント制度実施要綱に基づき、町の主要な計画等に関し、パブリックコメントを実施するという意識の定着化が図られ、計画等に対し町民の意見等を反映させる機会を設けることができた。

◎広報紙・ホームページによる広報活動の充実【地域政策課】

月2回発行の「お知らせたかなべ」、年6回発行の「広報たかなべ」では、時期を捉えた情報提供や内容の充実を図り、町民が読みやすい紙面づくりを行った。また、平成30年度に町ホームページを全面リニューアルし積極的な情報発信を行った。

◎テレビ広報番組による広報活動の充実【地域政策課】

高鍋町テレビ広報番組を随時（年5回程度）、放送したことで、宮崎県内に高鍋町の魅力を広く積極的にアピールすることができた。

◎広報紙等電子化事業による広報活動の充実【地域政策課】

創刊号以来の広報たかなべや高鍋町史などがネット上で無料閲覧できる高鍋町アーカイブス事業の実施により、多様な情報を発信した。

◎SNSを活用した広報活動【地域政策課】

フェイスブック・LINEを活用した広報手段を確立し、緊急的な行政情報や防災情報をプッシュ通知することが可能となり、即時性が高く、かつ、親しみやすい情報として発信した。

◎転入者等への広報活動の充実【地域政策課】

転入者へ転入時に「高鍋町情報はわかりガイド」を配布することにより、行政や防災・医療情報など転入者に身近に必要な情報を周知した。

◎出前講座による広報広聴の充実【地域政策課】

講座内容のリニューアルや周知活動により受講者の増加が見られ、町民への周知と理解を図ることができた。また受講報告により、広聴活動の充実を図った。

◎議会だより発行による情報発信【議会事務局】

年4回定例会ごとに発行した。高鍋町議会での議案の審議・審査内容や結果、一般質問など議会議員活動を広く町民に周知することにより、議会への理解を深め、町政に対する関心を高めることができた。

▼広報媒体・広報手段の検討・改善【地域政策課】

現代の情報伝達の高速化、広報媒体の多様化を踏まえ、新たな広報媒体が活用できないか、あるいは、現在の広報媒体で成果が十分に得られているのかを検討し、必要に応じて改善する必要がある。

▼広報内容の充実化【地域政策課】

現在発行している「お知らせたかなべ」及び「広報たかなべ」において、記事の内容や表記方法、レイアウト等読み手にとって理解しやすく、かつ、行政が町民に知ってもらいたい情報と町民が知りたい情報ができる限り合致するような編集体制や情報収集体制を整える必要がある。

▼広聴機会の充実【地域政策課】

協働推進の観点からも広聴の機会を積極的に設けていくことが重要であり、その手法や形態、どこに効果を求めるのかなど広聴に関する総合的な検討を行い、事業を実施する必要がある。また、双方向のコミュニケーションが可能なSNSを活用した広聴機会の充実について検討する必要がある。

▼パブリックコメントの充実【地域政策課】

パブリックコメント制度によるパブリックコメントは実施しているものの、町民からの意見等が少ないため、より多くの意見等を引き出すための手立てが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様な広報媒体を活用しながら、的確かつ分かりやすい情報の提供に努めます。
- 広報のさらなる充実のために、住民が求める情報を的確に把握し、積極的に発信していきます。
- 住民や団体との対話を重視した広聴活動を進めていきます。
- パブリックコメント制度の積極的な活用をはじめとする広聴機能の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政情報の積極的な把握に努めます。
- 対話を通じ、行政とまちづくりに対するビジョンを共有していきます。

③情報公開制度の適正な運用

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎情報公開の適正な運用【総務課】

「高鍋町情報公開条例」に基づく情報公開の手続きを適正に進めることができた。また、高鍋町ホームページにおいて年度を通じた運用状況を公表し、町民に対する同制度の透明化を図った。

◎個人情報保護の適正な運用【総務課】

「高鍋町個人情報保護条例」に基づき、毎年度、個人情報取扱事務登録簿の更新を行うなど、個人情報を取り扱う事務に関し、各課（局）に認識させながら、該当事務を集約化することができた。また、高鍋町ホームページにおいて年度を通じた開示請求等の状況を公表し、町民に対する同制度の透明化を図った。

▼特定個人情報の適正な取扱・保護【総務課】

マイナンバー制度が始まったことに伴い、特定個人情報（個人番号が含まれる個人情報）についても、一般の個人情報と同様にその取扱事務を集約化し、適正に管理しながら厳正に保護していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町が保有する情報を適正に管理します。
- 産業の創出や活力ある経済社会、あるいは豊かな生活の実現に向け、町が保有する情報を加工し、広く提供しながら活用してもらうための仕組みづくりを検討します。

(2) 地域コミュニティ活動の充実

【施策の体系】

地域コミュニティ活動の充実

目標①自治公民館・NPO団体等の活動支援

①自治公民館・NPO団体等の活動支援

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎NPO法人への支援【地域政策課】

NPO法人が行う各手続きに関するアドバイスや各種相談等に適宜応じた結果、円滑な法人活動を展開された。

◎自治公民館活動への支援【社会教育課】

地域コミュニティの基礎となる自治公民館の活動促進を目的に、町内84の自治公民館に対して運営費補助金を交付することで、各地区において町民憲章を柱とした地域住民による自治公民館活動が実践された。

◎学習機会の充実【社会教育課】

各地区のリーダーである自治公民館長並びに婦人部長を対象とする研修のほか、各地区連協並びに各地区婦人部の研修を実施することで、生涯学習の機会が拡充されるとともに地域住民の親睦の強化、リーダーの育成が図られた。

また、地域における高齢者・一般及び児童生徒を対象に歴史講座、園芸教室、各種教室、子ども生花・茶道教室、夏休み企画教室として、子ども絵画教室・書道教室等を開講し、学習機会の提供に努めた。

◎クラウドファンディングを活用した地域活性化への支援【地域政策課】

令和2年度に高鍋町クラウドファンディング補助金を創設し、多様な主体によるクラウドファンディングを活用した地域活性化につながるプロジェクトやソーシャルビジネスへの挑戦などを支援した。

▼NPO、ボランティア活動の活性化のための仕組みの検討【地域政策課・福祉課】

NPO法人や各ボランティア団体等が、今まで以上に活発に活動し、より地域社会に貢献できる環境を構築するための行政の支援のあり方について検討する必要がある。

▼自治公民館未加入対策【社会教育課】

人と人とのつながりが希薄化する現代において、特に若い世代や集合住宅居住者を中心に自治公民館への未加入世帯の増加が続いている。また、未加入世帯の増加に伴い、加入者の高齢化や役職の兼務により負担が増すことでの役員のなり手不足、加入者と未加入者間でのトラブルなど新たな問題も発生している。災害時等の住民同士の助け合いの重要性への理解促進や魅力ある公民館活動を展開し、住みやすい地域としての認識を高めてもらい、加入促進に努める必要がある。

▼多様な資金調達による地域活性化の促進【地域政策課】

高鍋町クラウドファンディング補助金の利用件数を増やす必要がある。また、地域活性化につながるような事業を展開する資金を集めるため、クラウドファンディングなど多様な資金調達のあり方を学び、その理解を深める必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 自治公民館やNPO、ボランティア活動を支援します。
- 自治公民館への加入促進、地域リーダーの育成を支援します。
- 町民の学習機会や交流の場の充実に努めます。

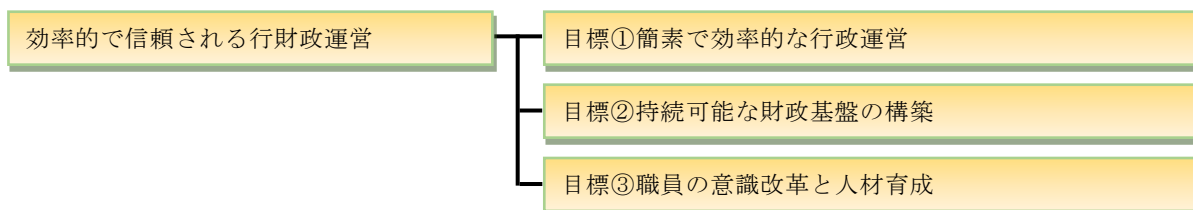
◆町民・事業者等としてできること

- 地域コミュニティの重要性を認識し、自治公民館活動等の地域活動に参加します。
- 地域の担い手としての気概を持ち、NPOやボランティア団体等の活動に参加・協力します。

共－２ 効率的で信頼される行財政運営

（１）効率的で信頼される行財政運営

【施策の体系】



①簡素で効率的な行政運営

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎事務事業評価の見直し【財政経営課】

従来の事務事業評価は、評価を行う、又は受けるために多くの時間と労力を割いていたことから、評価までのプロセスを簡素化しつつ、高い効果が得られる評価手法に見直した。

見直し後の事務事業評価は、その過程において、それぞれの課（局）自らの意思により評価を求めたい事務事業を抽出することとしたことから、課（局）が所管する事務事業を自律的に見つめ直す契機となるとともに、評価結果を予算に反映させるルールを定めるなど多様な効果を得ることが可能となった。

◎指定管理者制度の積極的な活用【財政経営課】

町が設置している公の施設について、指定管理者制度の活用を継続して進めた。

これまで指定管理者の指定をしていた施設の指定管理者の更新に加え、新たに施設指定管理者を指定し、施設の管理運営を委託するなど、行政コストの削減及び効率的な行政運営の実現を図った。

◎決裁区分の見直し【財政経営課】

全ての課（局）に関係する会計関連調書及び工事・委託検査調書の決裁区分を見直したことにより、迅速かつ効率的な事務を進めることができるようになった。

▼マイナンバー制度の適正な運用【総務課】

マイナンバー制度を適正に運用し、制度の目的である住民サービスの向上と行政事務の効率化を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくため、適宜行政組織の見直しを行い、より迅速な意志決定と対応、柔軟で即応性の高い組織機構の構築に努めます。
- マイナンバー制度を適正に運用していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民自らできる部分は、積極的に自分たちで行います。
- 各種団体は、自立した運営に努めます。

②持続可能な財政基盤の構築

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎事務事業評価の見直し【財政経営課】※再掲

従来の事務事業評価は、評価を行う、又は受けるために多くの時間と労力を割いていたことから、評価までのプロセスを簡素化しつつ、高い効果が得られる評価手法に見直した。

見直し後の事務事業評価は、その過程において、それぞれの課（局）自らの意思により評価を求めたい事務事業を抽出することとしたことから、課（局）が所管する事務事業を自律的に見つめ直す契機となるとともに、評価結果を予算に反映させるルールを定めるなど多様な効果を得ることが可能となった。

◎指定管理者制度の積極的な活用【財政経営課】※再掲

町が設置している公の施設について、指定管理者制度の活用を継続して進めた。

これまで指定管理者の指定をしていた施設の指定管理者の更新に加え、新たに施設指定管理者を指定し、施設の管理運営を委託するなど、行政コストの削減及び効率的な行政運営の実現を図った。

◎公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定【財政経営課】

少子高齢化社会及び人口減少社会を迎えるに当たり、現有公共施設利用需要の変化を見据えながら、今後の公共施設のあり方に関する計画を包括的及び個別的に策定し、施設の管理運営に要するコストを抑制することにより、将来的な財政負担の縮減を図ることが可能となった。

◎町単独補助金の交付に関するルールの厳正化【財政経営課】

町単独補助金に関し、メニュー1件ごとに目的、交付対象者、対象経費等を精査し、適正な補助金の交付に努めるよう助言するとともに、交付のマニュアルを作成し、定期的な補助金額の見直しを求めたことにより、財政負担の適正化及び安定化を図った。

◎ふるさと納税の推進【財政経営課】

ふるさと納税の積極的な推進により、寄附金を財源に多くの事業を展開した。

◎自主財源の確保【財政経営課】

公有財産のうち、不要となった物品や遊休地等の積極的な売却、職員自ら庁舎施設の維持管理に要する経費の一部を寄附する施設利用協力金制度の運用、ネーミングライツ（施設命名権）の積極的な活用等により、自主財源の確保につなげることができた。

◎町税等の収納率の向上、債権の適正管理、納期内納付の推進、滞納処分の強化【税務課】

滞納整理システムの活用により、滞納者の一元管理及び、催告、財産調査の早期化及び効率化を図り、滞納処分を強化するなど、適正な滞納整理（債権管理）を行うことができた。

金融機関窓口、口座振替及びコンビニ納付以外に、郵便局での納付及びスマートフォン決済を導入し納税者の利便性の向上を図った。

▼持続可能な財政基盤の構築【財政経営課】

急速に進む少子高齢化・人口減少や多様化する行政需要への対応をはじめ、社会保障経費の負担増、多発する自然災害により受ける被害の応急復旧、老朽化している公共施設等の改修、公債費の償還額の増加等、今後、健全な財政運営を担っていくに当たり、多くの課題に対峙していかなければならないことが懸念される。

今後は、今まで以上に歳入のさらなる確保に努めるとともに、多様なニーズとの親和性を図りながら選択と集中による歳出の縮減を徹底するなど、次の世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の構築が求められる。

▼納期内納付推進、収納率向上のための納付環境整備【税務課】

更なる納期内納付の推進、収納率の向上を図るため、クレジット納付の導入や口座振替可能金融機関の拡大等、納付環境整備について検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 行財政改革に継続して取り組み、人件費の抑制、財産の有効活用などによる経費節減・合理化に努めます。
- ふるさと納税については、国が定めたルールや基準を遵守することを基本としながら推進し、自主財源の確保に努めます。
- 経費削減の徹底、地方債発行抑制による地方債残高の縮減など規律ある財政運営の堅持に努めつつ、住民福祉の向上のため、選択と集中による真に必要なとする事業への予算の重点化を図ります。
- 公共施設については、公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づき、適正な整備、維持管理等に努めます。
- 事業の推進にあたっては、国・県の支援制度等の効果的な活用を図るとともに、一般財源の確保に努めます。
- 現在実施しているホームページや広報紙への有料広告のほか、新たな財源の確保に向けた施策の検討を行います。
- 自主財源の根幹をなす町税や保険料・使用料等、町の債権について高鍋町債権管理条例に基づき、今後も継続して適正に管理するとともに、さらなる納期内納付を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 町税や保険料・使用料等に対する理解を深め、適正な申告と納期内納付に努めます。

③職員の意識改革と人材育成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎職員研修の実施による職員の意識改革と人材育成【総務課】

市町村職員研修センターが主催する階層別・能力開発研修に、職員が積極的に受講し、また、町主催の職員研修を実施し、職員の資質向上を図ることができた。また、宮崎縣市町村課実務研修・自治大学校・政策研究大学院大学・市町村アカデミー・国際文化アカデミー・株式会社エイムネクスト（民間企業）等へ派遣を行うことで、職員の資質向上を図った。

◎人事評価制度による職員の意識改革と人材育成【総務課】

人事評価制度によって職員の能力や業績等を客観的に評価し、評価結果を職員の能力開発、指導育成、人事給与上の処遇に反映することにより、組織の活性化及び公務能率の向上を図った。

◎人事評価制度の見直し【総務課】

随時、制度の検証を行い、能力評価点数配分の修正、評価結果の全職員全部開示、中間評価の廃止等を行い、研修の実施を含めて、精度の向上、透明性の確保、事務の負担軽減を図った。

▼職員研修の充実【総務課】

多様化する社会のニーズに柔軟に対応でき、自主的・自立的に行動する職員を育成するためには、課題・問題発見能力、課題解決能力、コミュニケーション能力等を向上させる長期的な視野に立った研修が必要である。

▼人事評価制度の充実【総務課】

人事評価制度をさらに充実かつ円滑に実施するためには、評価者・被評価者に対する研修を定期的実施し、適切な目標設定、公正な評価を行うためのマネジメント能力の向上を図るとともに、職員の自学の意識とやる気を引き出す面談とフィードバックの充実が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 階層別・職種別の研修や全職員対象の研修の実施に努めます。
- 職場外研修（OFF-JT）を積極的に活用し、スピーディに変化する社会に対応する感覚を身に付け、知識及び技術の習得、能力の開発を図ります。
- 人事評価制度の充実を図り、人材育成に活用します。

◆職員としてできること

- 研修等に自ら積極的に参加し、公務員としての資質の向上に努めます。
 - 人事評価制度を理解し、自己の意識改革に役立てます。
-

共－3 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

【施策の体系】

広域行政の推進

目標①広域行政の推進

①広域行政の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎市町村間の広域連携事業への取り組み【地域政策課】

西都・児湯7市町村が連携する「さいとこゆ観光ネットワーク」において広域的な観光振興対策について調査・研究するとともに、合同で事業を実施することにより、西都児湯地域の交流人口の拡大を図った。

◎県と市町村の連携推進【地域政策課】

宮崎県・市町村連携推進会議において県と市町村長の定期的な情報交換を行いながら、県全体としての地域づくり推進を図った。

◎県域を越えた広域連携への取り組み【地域政策課】

東九州自動車道の開通を機に東九州エリアの振興・発展を実現することを目的とした、東九州軸推進機構に沿線自治体として参画し、情報交換を行った。

◎地域資源を活用した自治体間連携協定による取り組み【地域政策課】

平成27年度に美郷町、木城町、日向市、本町で締結した「百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定」に基づき、同関係市町で百済王族伝説等活用市町村連携推進協議会を設置し、百済王伝説を生かした取組みとして、映像媒体による情報発信、「九州オルレ宮崎・小丸川コース」認定に係るシンポジウム及びオープニングイベント開催等を行った。

▼広域連携の具体的な進展【地域政策課】

これまでも「定住自立圏」「地方中枢拠点都市圏」などの施策が、国の政策においてキーワードとされ、今般の地方創生の流れの中で「連携中枢都市圏」に統一されたものの、現状で大きな進展につながっているとは言い難く、今以上に自治体の枠組みを超えていくためには行政だけでなく公民連携など、様々な地域の主体が積極的に地域の活性化のために参画していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地域課題や社会ニーズに対応できるよう周辺自治体との連携強化を図り、広域行政体制を推進し効率的かつ効果的な行政サービスを提供します。

◆町民・事業者等としてできること

- 周辺自治体の住民等と積極的に交流し、様々な活動に参加します。

1. 心豊かな人が育つまちづくり

1-1 歴史と伝統・文化を生かしたまち

(1) 歴史と伝統・文化の保護と活用

【施策の体系】

歴史と伝統・文化の保護と活用

目標①文化財の保存

目標②伝統芸能の継承

①文化財の保存

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎文化財の保護【社会教育課】

町指定史跡秋月墓地の周辺歩道木橋の架け替えをはじめ、各文化財等の劣化箇所の修繕、定期的な草刈りや清掃等の維持管理を実施したことにより文化財保護を推進した。また、高鍋町古墳を守る会との協働により、年2回古墳の草刈りを実施し、持田古墳群の保護を行った。

◎歴史及び民俗資料等の収集・保存・活用【社会教育課】

歴史総合資料館において、資料の寄贈・寄託により、歴史資料や民俗資料の収集・保存を行った。併せて、それらの資料に関する企画展において展示活用を行った。

◎文化財や郷土に関する学習機会の充実【社会教育課】

社会教育では中央公民館歴史講座において、学校教育では総合学習・地域学習において、文化財の講話や説明、現地案内を実施し、文化財の周知と保護啓発を図った。これにより高鍋の歴史の認識や文化への愛着、誇りを向上させることができた。

◎歴史総合資料館の施設改善や展示等の充実【社会教育課】

歴史総合資料館の主要な展示空間である第1展示室の展示ケース照明・天井照明、第2展示室の天井照明をLEDスポット照明に交換し、資料の展示環境を向上させた。

また、高鍋町の歴史の流れを概観する常設展示を行うとともに、高鍋町の近現代の生活で使用された多数の民俗資料を常設展示した。併せて、寄贈・寄託資料や個人蔵資料を活用し、高鍋町の歴史・人物・民俗・自然などを素材にテーマを設定し、定番の企画展に加え、新たな視点と発想による企画展を開催した。

このほか、町指定有形文化財の黒水家住宅を会場として雛人形展を開催した。

◎歴史総合資料館の収蔵資料の整理【社会教育課】

収蔵されている歴史資料及び民俗資料の原簿整理等により、文化的価値の高い所蔵品の適切な管理を進めた。

◎埋蔵文化財の調査【社会教育課】

高鍋町内各地に数多く所在する周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内において実施される諸開発工事について、事業者との事前協議のうえ、理解と協力を得て、埋蔵文化財の所在や範囲・内容等を確認するための発掘調査や試掘確認調査を実施した。工事等により影響を受ける遺跡については、本発掘調査を実施し記録保存を行った。

◎持田古墳群の整備【社会教育課】

古墳群内の各古墳の墳丘測量を実施し、その現況を記録していくことにより、古墳群整備に係る基礎資料の収集を行った。

▼文化財の保護と継承【社会教育課】

文化財は、町民共有の貴重な財産である。文化財を良好な状態で保存及び活用し、後世に伝え残していくためには、文化財保護の重要性について周知を図るとともに、町民や行政が一体となって文化財を愛護するしくみを構築することが必要である。

▼歴史総合資料館の常設展示・企画展示の内容充実【社会教育課】

高鍋町の歴史・民俗を概観する常設展示を行っている。歴史展示においては重要な出来事に関する資料の存在意義が大きい、一部資料の展示替えや展示方法の検討・説明の工夫により、常設展示内容を充実させる必要がある。企画展示については、新たな視点から考察を進められる内容になるよう質の向上と量の増加が必要である。

▼歴史総合資料館の収蔵資料の適切な管理【社会教育課】

開館して 30 年以上経過し、収蔵資料が増加しており、資料の展示や収蔵の空間がその容量限界に達している。現存の施設を効果的に活用するため、収蔵資料を適切な数で保管・管理していく必要がある。

▼持田古墳群の整備【社会教育課】

基礎資料の収集をはじめ、整備に向けての事前準備が多数あるため、今後とも長期的展望に立った取り組みを進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 文化財を保護・継承・活用するとともに文化財情報等の提供に努めます。
- 歴史及び民俗資料などの収集・保存・活用を図ります。
- 文化財や郷土に関する学習機会の充実を図ります。
- 歴史総合資料館の施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある資料館づくりに努めます。
- 埋蔵文化財を含めた各種文化財の調査研究に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町の歴史・文化に関心を持ち積極的に学びます。
- 文化財の保護に努めます。

②伝統芸能の継承

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎伝統芸能の保護と継承【社会教育課】

保存会との連携を強め、負担金や補助金の交付等の支援を行うことにより高鍋神楽や鳴野棒踊り等の伝統芸能の保存と継承を図った。

◎伝統芸能を発表する機会の提供や活動情報の周知【社会教育課】

県内外での芸能祭出演の支援を行うことなどにより、町内だけでなく広く県外へも高鍋町の伝統芸能を周知することができた。

◎伝統芸能の後継者の育成及び確保【社会教育課】

保存会や地元住民により後継者の育成及び確保が行われたことで、伝統芸能の保護と継承が図られた。

▼継続した後継者の育成・確保【社会教育課】

伝統芸能を良好に保存・継承していくため、今後も各保存会を支援していくとともに、引き続き後継者の育成と確保を図っていく必要がある。

▼伝統芸能の記録作成【社会教育課】

伝統芸能の後継者育成のため、音源や映像等への記録作成を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 伝統芸能の保護・継承を図るため活動団体の支援を行います。
- 伝統芸能を発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 伝統芸能の後継者の育成及び確保に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の文化行事や祭り、伝統芸能等を地域で守ります。
- 地域の文化行事や祭りなどへの参加に努めます。

(2) 芸術文化の振興

【施策の体系】

芸術文化の振興

目標①芸術文化活動の充実

①芸術文化活動の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎学習成果の発表【社会教育課】

11月の高鍋町総合文化祭・2月の中央公民館教室芸能発表会において、展示と芸能公演を開催し、芸術文化を発表する機会を設けることができた。また、町民の主体的な文化活動を支援することにより、芸術文化に対する町民の意識高揚を図ることができた。

◎姉妹都市文化交流の実施【社会教育課】

福岡県朝倉市との文化交流事業を高鍋町文化協会と継続して実施し、芸術作品の展示や芸能公演を通して両市町の親善と芸術文化の振興を図った。

◎高鍋町総合文化祭の開催【社会教育課】

高鍋町文化協会と高鍋町総合文化祭を共催し、各団体や個人に芸術作品を創作・展示する機会と一般に芸術作品を鑑賞する機会を提供することによって芸術文化の振興を図った。

◎高鍋町文化協会への支援【社会教育課】

文化活動に積極的に取り組む団体及び個人により組織された高鍋町文化協会に対し、補助金交付等の支援を行うことにより、文化活動への参加促進と芸術文化の振興が図られた。

◎美術館における企画展・特別展の開催【社会教育課】

年5～6回の企画展や年1回の特別展を開催することにより、町民等が優れた作品を鑑賞できる機会を確保した。令和元年度は、開館20周年を記念した初の現代アートの展覧会を実施するなど、様々なジャンルや作家の展覧会を開催することで、町内外から人を呼び込み芸術文化の発信基地としての役割を果たすことができた。

◎収蔵作品を活用した常設展の充実【社会教育課】

上期と下期の2回に分けて開催した常設展において、宮崎ゆかりの作家を中心に収蔵作品を広く紹介し、地域に根差した公立美術館としての役割を果たすことができた。

◎美術館実技講座の開催【社会教育課】

水彩絵手紙、超リアル色鉛筆などの実技講座を開催し、芸術創作活動に触れ合う機会や発表の場の提供を行った。また、実技講座の内容を更新することで、講座への新たなニーズに対応し、創作意欲の醸成を図っていくことができた。

◎美術館観覧料の無料化【社会教育課】

町内小中学生等について、一部の特別展・企画展の観覧料を無料化し、令和2年度からは、町内小中高生等の常設展観覧料を無料化するなど、教育課程の学習活動としての美術館利用を促進し、美術教育の向上に資するという目的を果たすことができた。

▼高齢化社会に対応した文化活動支援【社会教育課】

人口の減少及び高齢化の進行に伴い、文化に親しむ人々の減少と文化の継承が困難になりつつあるため、高鍋町文化協会と連携を取りながら文化祭等の行事を支援し、文化活動の成果を発表する機会の充実を図る必要がある。また、文化協会内での交流や、世代間交流、新

たな人材掘り起こしについても積極的に取り組んでいく必要がある。

▼子どもが芸術文化に親しむ機会の提供【社会教育課】

芸術文化に係る子供の育成事業の開催や美術館における町内小中高生等の常設展観覧料無料化を活用した学校との連携など、芸術に触れ、身近に感じる機会の提供を図っていく必要がある。

▼地域の作家へ焦点を当てた展覧会の開催【社会教育課】

収蔵作品の活用をはじめ、宮崎にゆかりのある作家を掘り下げていくことはもちろん、現在、意欲的に活動する県内の若手作家にも焦点を当てた展覧会を開催し、地域のさまざまなジャンルの作家の紹介・育成を図るなど、地域に密着した公立美術館としてのコンセプトを明確に発信する必要がある。

▼集客力のある企画展・特別展の開催【社会教育課】

公立美術館として事業を継続し、町内外に芸術文化を発信していくためにも、町内及び県内の美術愛好家のニーズを的確に捉え、集客力のある企画展・特別展を開催していく必要がある。

▼美術館展示室等利用の促進

創作活動を行う人々の創作意欲の更なる醸成のため、作品発表の場として美術館展示室等を利用することを促進する必要がある。

▼NPO法人やボランティアとの協働【社会教育課】

美術館活用の一環として、高鍋町観光協会と連携し、来館された方に対し、町内の観光スポットやグルメ情報等の案内を行い、町内を広く周遊していただけるよう努めた。魅力ある美術館づくりのひとつの手法として、更なる協力体制を構築していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 芸術文化などの鑑賞や創作する機会を提供します。
- 芸術文化団体が発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 利用者のニーズに即した美術館の整備充実と、その有効活用を図ります。
- 町民の主体的な文化活動を支援します。
- NPO法人やボランティアと協働し、魅力ある美術館づくりに努めます。
- 美術愛好家のニーズを的確に捉え、集客力のある企画展・特別展を開催します。

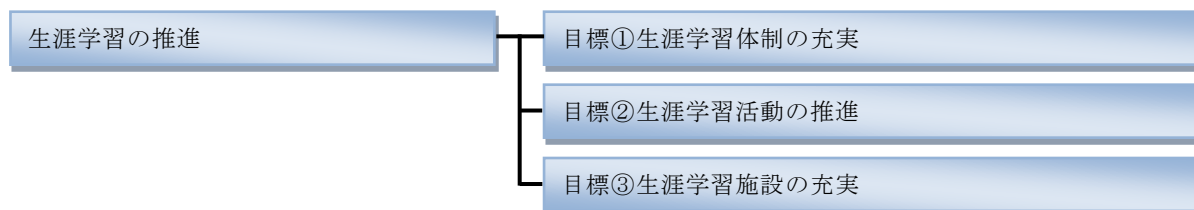
◆町民・事業者等としてできること

- 芸術文化に関心を持ち、積極的に学びます。
- 様々な芸術や文化に触れ、心豊かな人間性を育みます。
- 多様な文化活動を主体的に行います。

1-2 生きがいを持って学び、やる気を生かせるまち

(1) 生涯学習の推進

【施策の体系】



①生涯学習体制の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎学習成果の発表【社会教育課】※再掲

11月の高鍋町総合文化祭・2月の中央公民館教室芸能発表会において、展示と芸能公演を開催し、芸術文化を発表する機会を設けることができた。また、町民の主体的な文化活動を支援することにより、芸術文化に対する町民の意識高揚を図ることができた。

◎人材バンクの充実【教育総務課】

地域住民等から学習支援・環境整備・安全見守り等を行う「学校支援ボランティア」を募集し人材バンクに登録することで、学校・家庭・地域が連携した教育体制の構築と地域の教育力向上が図られた。

◎点字コーナーの設置【社会教育課】

児湯郡のボランティア高鍋点訳サークル「おすず」の要望により、図書館に視覚障がい者と同行者用の優先席と点訳された高鍋町の広報紙と点字関連本を置くことで、視覚障がい者への環境整備に寄与することができた。また、令和元年度には点訳された高鍋町史も配架され、より環境が整備された。

◎図書館だより発行・特設コーナーの設置【社会教育課】

図書館だよりを毎月発行することで、新着図書の案内や図書館の情報発信を行うことができた。併せて、特設コーナーを設置して季節の行事や趣味等の本を展示することにより、館内に所蔵している本の利用促進を図った。

◎ボランティアの活用と支援【社会教育課】

図書館ボランティアには、図書資料の整理や学習室の見守り活動に携わっていただいたほか、「おはなしふうせん」による毎週土曜日のおはなし会や「子ども読書まつり」への参加をいただいたことで、企画の充実を図ることができた。また、活動場所や情報・資料の提供などボランティアの支援を行った。

◎郷土資料の収集・整備【社会教育課】

郷土に関する出版物の購入、郷土の貴重資料（古文書）の修復及び電子化（古文書を写真に撮ってDVDにする）により、歴史等に関する調査・研究及びDVD資料による視聴覚サービスを提供した。

◎郷土資料の保存【社会教育課】

図書館内穀堂及び明倫堂書庫に防菌防カビ対策及び殺虫対策装置を設置し、郷土の貴重資料を保存する環境整備を強化した。

◎社会教育関係団体の育成・支援強化【社会教育課】

地域における生涯学習の推進をはじめ、青少年の健全育成、女性・高齢者の社会参加等に対する取り組みを推進するため、各種団体への補助金交付や事業への助言などコミュニティを支える活動の支援を行った。

▼学校支援ボランティアの拡充【教育総務課】

学校への支援活動をより効果的に、また継続して行うために、様々な専門的知識を有する人達への協力呼びかけを強化し、人材を確保する必要がある。

▼郷土資料の修復【社会教育課】

古文書等の貴重資料（約 16,000 冊）のうち約 7,400 冊の修復が終了している。同時に電子化の作業も行っているが、どちらも相当な年月を要することから、貴重資料の原本の良好な状態での保存も含めて、多角的な調査・検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様化する町民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するため、関係機関・団体等との一層の連携・協力のもとに、生涯学習推進会議を中心とした推進体制の確立を目指します。
- 学習成果を発表する機会を提供します。
- 町民が利用しやすい図書館運営を図ります。
- 図書館ボランティアの支援に努めます。
- 図書館において町民の多様化する学習ニーズに応えるため、的確で広範囲にわたる資料の収集・整理・保存と発信に努めます。
- 古文書等の貴重資料の計画的な修復・保存に努めます。
- 社会教育関係団体の組織の強化を図るために、相互の連携・協力体制を密にし、社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 社会教育関係団体は、自ら会員の拡充や活動内容の充実に努めます。

②生涯学習活動の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎学習機会の充実【社会教育課】

多種にわたる講座・教室の開設により、町民ニーズに応じた学習機会の提供を行い、生涯学習の推進が図った。

◎地域生涯学習の推進【社会教育課】

特色ある自治公民館づくりやまちづくりを推進する団体をモデル指定し、自治公民館や文化団体等の活動を支援することで、社会貢献活動の推進や伝統芸能の継承に寄与することができた。

◎郷土の歴史・先人を活かした学習の充実【社会教育課】

郷土の歴史資源や先人に関する出前講座や歴史シンポジウムの開催により、地域についての学習の機会を提供し、郷土への誇りの醸成につながった。

◎出前講座の実施【地域政策課】

出前講座の実施により町民等に対する学習機会を提供することができ、町政に関する理解を促すことができた。毎年度多数の要請があることから、事業そのものが住民（団体）に浸透し、そのニーズも高まってきている。

▼学習機会の拡充【社会教育課】

各種講座・教室の充実を図るとともに、その見直しを進め、機材の導入や人材確保、新規講座の開設についても検討し、生涯にわたって学習できる環境の充実を図っていく必要がある。

▼社会教育関係団体の人材育成【社会教育課】

団体によっては、参加者の高齢化や減少、固定化がみられることから活動の衰退が懸念される。今後も活動を継続させていくためには、後継者の確保と育成を支援していくことが必要である。

▼新たに設立される団体との連携【社会教育課】

様々な社会教育活動を推進していくためには、新たに設立されるNPO法人やボランティア団体と相互に連携し、協力体制を構築していく必要がある。

▼出前講座の更なる充実【地域政策課】

令和2年度時点で33の講座を用意しており、社会の動きや町の施策ごとの重要度等を総合的に勘案しながら、さらに町民（団体）が興味を示し、かつ、積極的に受講しようという意識が生まれるような事業を展開し、更なる活用を促していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 生涯学習の啓発や各種情報の提供を行います。
- 中央公民館等を拠点とした各種教室・講座の充実を図るとともに町民に身近な自治公民館等における主体的な生涯学習活動を支援するため、町職員による出前講座を実施します。
- 特色ある自治公民館づくりやまちづくりに取り組む団体をモデル指定し、その活動を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 様々な学習機会に積極的に参加します。
- 読書を通して自らの見聞を広めることに努めます。
- 社会教育団体の自立した運営に努めるとともに、他の社会教育関係団体との連携を深めます。

③生涯学習施設の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎自治公民館備品の整備・充実化【社会教育課】

(財)自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用し、会議用テーブルや椅子、プロジェクターやパソコン等の公民館備品を整備することで、地域コミュニティ活動の活性化が図られた。

◎町立図書館の駐車場整備【社会教育課】

利用者の利便性を向上させるため、第2駐車場を整備した。

▼中央公民館施設の老朽化対策【社会教育課】

公民館講座・教室を開設している中央公民館の老朽化が目立つようになってきている。外壁補修工事や屋上防水工事等の継続的实施と併せてパーテーション等の備品類についても計画的な更新が必要である。

▼町立図書館施設の改善【社会教育課】

昭和53年の開館から既に40年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる。また開架スペースや閲覧室などが十分に確保できず、利用者の利便性が損なわれていることから、施設のあり方や改善策などの検討を進めてきた。今後は、検討内容に沿った改修等を進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

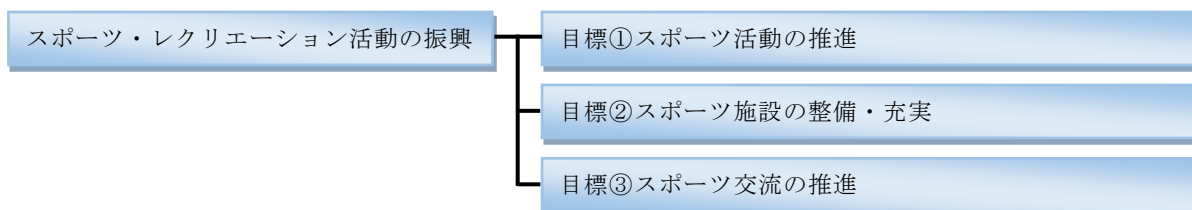
- 生涯学習の拠点施設である中央公民館や図書館の計画的な整備に努めます。
- 地域の生涯学習活動の拠点である自治公民館施設の整備を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 生涯学習活動の拠点として中央公民館や自治公民館並びに図書館を積極的に活用します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

【施策の体系】



①スポーツ活動の推進

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎スポーツ推進委員の活動【社会教育課】

年 2 回、スポーツ推進委員協議会主催のスポーツ大会を実施し、ニュースポーツの普及促進と参加者のコミュニティ形成を図ることができた。また、町主催の大会等へ主管として参加することで町民の健康増進に寄与するとともに、県・郡協議会が主催する研修会にも積極的に参加し、スキルアップを図った。

◎総合型地域スポーツクラブの活動【社会教育課】

2 年間の設立準備期間を経て平成 28 年 2 月に正式に設立し、4 月より 4 種目の活動を開始した。現在では競技数を 8 種目まで拡充し、競技者の健康増進や生活を豊かなものにすることができた。

◎県外大会出場者への奨励金の給付【社会教育課】

県の代表として選出された選手・監督に対し、令和元年度においては 13 種目 20 団体に奨励金を贈り、トップレベルの試合体験や競技力向上を図った。

◎町主催各種スポーツ大会の開催【社会教育課】

ミニバレーボールやグラウンドゴルフの大会など年間 8 大会を実施し、スポーツを行う機会の提供や参加者の健康増進、また地域間交流の場として参加者同士のコミュニティ形成を図った。

また、毎年体育の日に開催する高鍋町スポーツ・レクリエーション祭は令和元年度で 25 回を数え、競技数を増やすなど工夫を重ねながら参加者の健康増進と交流を図った。

▼総合型地域スポーツクラブの活動【社会教育課】

総合型地域スポーツクラブで様々な教室や活動を展開していくためには専門の指導者が必要であり、その確保の方法について検討していく。また、NPO 法人化された団体として各体育館の管理・運営などを包括的に行うことも検討する必要がある。

▼町主催各種スポーツ大会の参加促進【社会教育課】

各公民館内で、高齢化が進んでいることから参加者がいないとの意見もあり、より多くの住民が参加できる競技種目の検討を行う必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- スポーツ推進委員によるニュースポーツの推進活動を積極的に展開し、誰もができる運動をより多くの方に体験してもらうように、スポーツ推進委員のスキルアップを図ります。
- 総合型地域スポーツクラブにより、子どもから高齢者あるいは障がいを持つ人が、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる活動の場を提供します。
- トップレベルの競技力を身につけるため、県の代表となった選手に対し賞賜金を支払い活動の支援を行います。
- 地域住民同士の融和と団結を図るために、公民館対抗スポーツ大会をはじめとした各種競技大会を開催します。また、誰もが参加しやすい大会となるよう競技種目について検討を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 年齢や体力に応じた運動・スポーツを学び、自身の健康に努めます。
- それぞれ個人が持つ運動技術やスキルを、これから学ぶことを希望する町民に教授していくために、総合型地域スポーツクラブに登録します。

②スポーツ施設の整備・充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高鍋町総合体育館の改修【社会教育課】

高鍋町総合体育館の施設は老朽化が目立つようになってきており、2027年には国民スポーツ大会が行われる計画であることから、それらに対応するため大規模改修工事が必要であり、計画的な実施設計に努めた。

◎学校施設の開放【社会教育課】

高鍋町が管理する体育館は、高鍋町体育館・高鍋勤労者体育センター・高鍋町総合体育館の3施設であるが、夜間に利用を希望する団体はこの3施設で対応できる数を超えていることから、夜間に利用することがない学校の体育館を解放することで町民の運動場所の確保を図られた。また運動場についても、休日等に多くのスポーツ少年団から活用された。

▼社会体育施設の老朽化対策【社会教育課】

高鍋町の体育館のうち、高鍋勤労者体育センターは20年以上大規模な改修工事が実施されていないため、計画的な改修・整備を行っていく必要がある。また、「水銀に関する水俣条約」において、2020年に水銀を使用する製品の製造・輸出入が禁止となることを受け、水銀灯を使用している当該施設については早急な対応が求められる。

小丸河畔運動公園野球場についても高鍋勤労者体育センターと同様、水銀灯を使用しているナイター設備については早急な対応が求められる。

総合運動公園野球場の本部席等の老朽化が進んでいるため今後、耐震診断や修繕箇所の検討が必要である。

各施設の老朽化対策により、町民が生涯にわたってスポーツできる環境を充実させる必要

がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 現在ある施設の長寿命化のために、計画的に点検補修を実施していきます。
- 利用者が快適に運動・スポーツのできる環境を提供していきます。
- 限られた施設をより有効に活用していくために、引き続き小中学校と連携し学校施設開放事業を継続していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 住民相互がスポーツを楽しむために、施設を有効に活用しながら町の財産として大切に利用していきます。

③スポーツ交流の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎各種スポーツの九州大会等の誘致【社会教育課】

全九州高等学校バドミントン大会高鍋大会が、毎年高鍋町総合体育館をメイン会場として行われた。この大会は、九州各県の3、4位の学校が一堂に会する団体リーグ戦形式の大会で、町内の宿泊施設に多くの選手・役員が宿泊することから、一定の経済効果があった。

また、このほかにも高鍋町総合体育館や2カ所ある野球場等で行われる九州大会や県大会においても同様の効果が見込まれた。

◎旅行代理店等との連携による誘致活動【地域政策課】

スポーツ合宿に力を入れている旅行代理店等と連携を図り、大学や高校の学生チーム等に対して春季キャンプ地としての知名度を確立することができた。

◎町内団体等との連携による受入体制の確立【地域政策課】

観光協会や商業・農業団体、町内企業等とキャンプ受け入れに関する連絡調整会議を実施し、関係者間の連携体制を確立することができた。また、一般町民等の協力によりキャンプ実施団体に対するおもてなしの機運を醸成することができた。

▼各体育施設の老朽化【社会教育課】

野球競技のキャンプ・合宿などを行うにあたり、利用者としては設備の整っている施設を選ぶことになるため、野球場の本部席改修や控室等の整備、保有するネット類の確保、グラウンドの整備を検討し、設備を充実させる必要がある。

▼広域連携の検討【地域政策課】

スポーツキャンプに関しては、チームの受入可能数などにも限界があるほか、近年では周辺町でもスポーツキャンプを視野に入れた施設の整備が行われているため、広域連携での取り組みが効果的とも考えられる。周辺町においても基本的には同様の考え方である反面、同時に隣接キャンプ地としての競争原理も働くため実現のハードルは高いが、広域連携の検討も必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 野球の春季キャンプ誘致を継続して実施するとともに、その他の競技のキャンプ・合宿についても県や関係団体と連携しながら誘致を進めていきます。
- 全国・九州・県レベルのスポーツ大会の誘致に努めていきます。
- 広域連携によるキャンプ・合宿誘致を検討していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 「お・も・て・な・し」によりキャンプ団体を歓迎していきます。
- キャンプ団体と積極的に交流します。

（３）国際性豊かな人づくりの推進

【施策の体系】

国際性豊かな人づくりの推進

目標①国際交流活動の推進

①国際交流活動の推進

【第６次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業による外国語教育及び国際理解の推進【教育総務課】

令和元年７月末まで小学校・中学校に１名のＡＬＴを派遣し、外国語活動や授業補助などの教育活動支援を行うとともに、学校行事への参加等、子どもたちと直接ふれあう機会の提供を行った。令和元年８月からはＡＬＴを２名体制とし、勤務を開始した。これまでＡＬＴが１名で４校に派遣され、外国語専科職員や担当職員と授業を行ってきたが、今回から２名体制となったため、ＡＬＴの担当区を東区（東小中学校）と西区（西小中学校）に分けての派遣が可能となり、各学校への派遣回数も倍増した。

ＡＬＴの計画的な派遣を行い、担当職員とのティーム・ティーチングの授業を実施することで外国語や異文化に対する児童生徒の興味・関心や学習意欲が高まり、国際理解をより深めることができた。また、教職員の資質向上が図られ、外国語教育の充実に繋がった。

夏季休業中は中学生の東児湯英語暗唱弁論大会の指導を中心にを行い、暗唱の部・弁論の部において、最優秀賞や優秀賞に選ばれるという素晴らしい成果を挙げることができた。

本事業の実施により、外国人に対する苦手意識を払拭させ、英語力の向上や異国文化の知識習得等に寄与した。

◎人形まつりの開催【教育総務課】

高鍋東小学校で毎年開催している人形まつりは、青い目の人形「メアリーちゃん」のことを学び、平和を愛する心を育てるとともに、世界のいろいろな方（県内ＡＬＴ等）とふれあうことで、異国文化を学ぶことを目的として実施した。

また、実施することにより、子どもたちの、招待する外国人の方々の出身国を紹介するための調べ学習や、メアリーちゃん由来の劇、ダンスの発表等、人形まつりに向けた練習にも

取り組み、平和を愛する心や国際理解を深めることができた。

◎からいも交流への支援【社会教育課】 ※H30 で終了

からいも交流では、毎年春と夏に海外留学生を高鍋町に迎え、2週間の交流を行っている。町では、留学生へ町内施設等の説明案内を行うほか、ホストファミリーの募集や交流活動を広報紙に掲載し、西都・児湯からいも国際交流実行委員会への支援を行った。

▼英語力の向上と国際社会で活躍できる人材の育成【教育総務課】

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、日本の将来にとって極めて重要である。本町においても、国際社会で活躍できる人材を育てていくため、外国語指導助手（ALT）派遣事業の継続とともに、英語力向上に向けた取り組みを検討・実施していく必要がある。

現在、国際交流基金を活用した海外派遣事業の再開を検討中である。

▼国際交流団体等の育成【社会教育課】

本町においても特定技能等の在留資格の創設により外国人が増加傾向にあるが、国際交流協会等の組織が無い状況である。外国人人材の受入や定着支援、多文化共生を推進するため、国際交流団体等の立ち上げを検討していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 民間の国際交流団体やボランティアによる交流活動の支援に努めます。
- 外国青年招致事業（JETプログラム）を活用した外国語指導助手の確保に努めます。
- 外国語指導助手による外国語教育・国際理解教育を推進します。

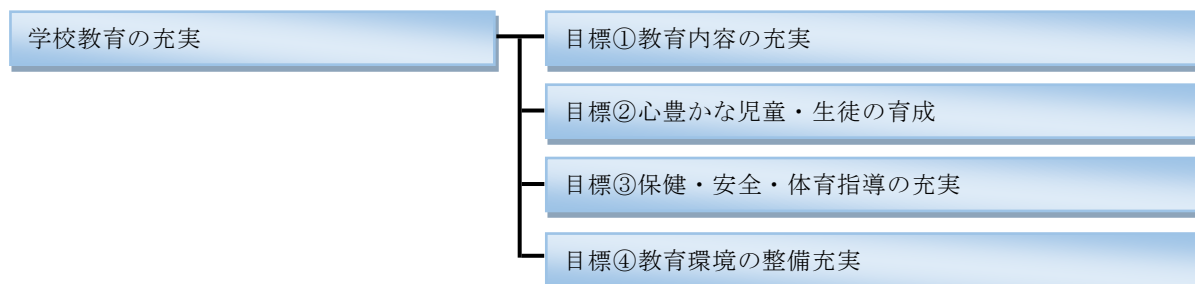
◆町民・事業者等としてできること

- 豊かな国際感覚を身につけられるよう、国際交流活動等への参加に努めます。
- 地域で暮らす外国人の国籍や文化、考え方などの違いにとらわれることなく、相互理解に努め、ともに地域社会づくりに参画します。

1－3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

(1) 学校教育の充実

【施策の体系】



①教育内容の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎教育研究所による調査・研究及び研修事業の充実【教育総務課】

町教育委員会は、令和元年度より町内小中学校4校の全教職員が小中9年間を見通した学習内容や指導方法等について教科・領域に分かれ、研究を進める「高鍋町小・中学校 教科・領域別部会」を設置した。これに関連して、当研究所は、教科・領域別部会に先立ち、各部会の研究の進捗状況を把握して、研究を補助する研究機関として活動を始めた。しかし、各部会の取組もそれぞれ異なったものである中で、各研究員が複数の部会に所属したため、これらをグループ研究として進めていくことは非常に難しかった。そこで、後半からは、各研究員が実践している取組を各学校に持ち寄り、動画視聴等を通して、取組に対する協議を行った。これにより、他教科や他校種の研究員から色々な意見やアイデアがもらえ、研究員の資質向上を図った。

◎教職員研修事業の充実【教育総務課】

教育委員会では、教職員の研修事業として、初任者研修（年4回）、小・中学校教育職員研修会（年1回：全職員）を毎年実施した。

また、特別支援教育の支援体制充実を図るため、小・中学校4校それぞれにおいて、特別支援教育エリアコーディネーターを講師とした教職員研修会及び町雇用の学校生活支援員に対する研修会を開催した。

◎障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現【教育総務課】

教育委員会では、小・中学校関係教職員や町福祉・保健関係職員等で構成する高鍋町就学支援委員会を中心に、小学校就学前の児童を対象とした就学相談会、保育園・幼稚園への訪問観察、就学時健診、教育相談会等を実施し、障がいのある子どもの把握、支援体制、教育環境等の整備、保護者への理解促進（就学先の同意）等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行えるような取り組みを進めた。

また、福祉課子ども支援係主管の要支援児童ネットワーク会議の開催により、発達障がい等により支援を必要とする児童について、関係機関の情報共有を図り、幼少期から充実した支援が行えるよう体制を整備した。

各小・中学校においては、校内支援委員会の開催をはじめ、関係機関を交えたケース会議を開催し、当該児童・生徒の情報共有を図るとともに、学校・家庭・地域における様々な支

援の在り方等を検討している。また、町雇用による学校生活支援員（令和２年度は、東小学校５名、西小学校６名、東中学校３名、西中学校１名）を配置し、特別支援学級及び交流学級における授業中の支援や、特別活動・行事等における支援を行うことにより、障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学ぶ機会を提供するとともに、児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行った。

このように、学校、教育委員会、福祉課、健康づくりセンター等関係機関の連携により、幼児期からの情報共有及び子ども一人ひとりのニーズに応じた早期支援体制の構築に努めた。

◎児童生徒が読書に親しみやすい環境づくり【教育総務課】

子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えられるよう、図書備品の購入整備を進めるとともに、町雇用による学校図書室図書事務員（令和２年度：小学校＝各１人、中学校＝１人・兼務）を配置し、児童生徒が読書に親しみやすい魅力ある学校図書室づくりに努め、読書活動を推進した。

◎学校におけるＩＣＴ環境の整備による学力の向上【教育総務課】

高鍋町内の小・中学校に校務用及び教育用パソコンの整備を行い、各教室に配置された教育用パソコン及びデジタルテレビ、デジタル教科書を活用した分かりやすい授業づくりを行い、学力向上に成果を得ることができた。

また、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて、令和２年度、児童生徒１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。

◎学力向上のための取り組み【教育総務課】

学力検査の活用

各学校において学力検査等の結果を基に学力分析や、町教育委員会が提示した過年度比較、学校間比較、経年比較等の分析をもとに、町教育委員会と管理職のミーティングを実施し、各学校の学力向上に対する指導・助言を行った。

小・中学校非常勤講師の派遣

生徒一人ひとりによりきめ細やかな指導を行うため、東西小中学校に非常勤講師を派遣し、主に少人数教室を担当させた。

学力面では、N R T 全国標準学力検査や西都児湯で実施する実力テストの結果が良くなるなど、生徒の学力向上に寄与できた。また、県費負担教職員の負担軽減にもつながった。

教科・領域別部会の推進

「教科・領域別部会」を立ち上げ、年 10 回、全ての小・中学校の教師が教科ごとに集まり、授業改善に関する研修および協議を行ったことで、小・中学校の系統性やつながりを理解するとともに、教材研究や教材開発など授業改善に取り組もうとする意欲が高まった。

▼教職員研修事業の充実（教職員の資質能力向上）【教育総務課】

教職員研修事業については、県主催研修が相当数あること、各学校の職員体制に余裕がないこと、学校行事が年間を通して多いこと等により、教育委員会独自の研修会を別途開催することが難しい状況にある。

現状としては、成果で記述していると通りの実施状況だが、県主催研修等への積極的参加（受けるべき教職員の参加促進）等、各学校管理職との連携により、個々の教職員の資質向上を図っていく必要がある。

▼特別支援教育体制の充実【教育総務課】

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、平成 28 年 4 月 1 日「障害者差別解消法」が施行された。

法施行により、学校の設置者及び学校は、個々の障がいの状態や当事者（本人・保護者）の申し出（ニーズ）を可能な限り尊重し、施設・設備や教育内容・方法、支援体制について必要かつ適当な変更・調整を行うこと（合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備）が義務化された。

障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあるため、「障害者差別解消法」に適応できるような人的支援体制及び施設の環境整備を早急に進める必要がある。

また、小学校就学に至るまでの間における早期療育に向けた体制整備及び保護者の理解促進が図られるよう、取り組みを進める必要がある。

▼学校における I C T 環境の整備による学力の向上【教育総務課】

G I G A スクール構想の実現のために、令和 2 年度に整備した高速大容量の通信ネットワークと 1 人 1 台端末整備により、教育委員会としてどのような教育をめざすのか、I C T 教育の有用性の理解、教職員の I C T 活用スキルの向上等、整備後の利活用が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用しながら学ぶ意欲と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに基本的な学習態度・習慣を定着させ、確かな学力の定着を目指します。
- 子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要となる教育振興備品の整備を推進します。
- 社会の変化の中でも特に教育に大きな影響を与えられ、国際化、情報化、科学技術の発展、環境の問題に対応する教育を充実させます。
- 障がいのある子ども一人ひとりの学びのニーズに応じた教育を実現するために、乳幼児期から卒業までの連続性のある支援、指導者の実践的指導力の向上、支援体制や教育環境等の整備及び保護者や住民に向けての理解啓発などを推進します。
- 学校教育の充実、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいことから、積極的な研修への参加を促すなどして、教職員の資質能力向上を図ります。

◆学校が取り組むこと

- すべての教員の指導力・授業力向上に努め、質の高い教育を目指します。

◆町民・事業者等としてできること

- 家庭と学校が教育について相互理解を深めるために学校行事や P T A 活動などへ主体的・積極的に参画します。

②心豊かな児童・生徒の育成

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎米沢市・高鍋町年少少女（小学生）交流事業による「ふるさと教育」の充実【教育総務課】

姉妹都市である山形県米沢市と本町の小学生 8 人がそれぞれの地を隔年ごとに訪問し交流を行った。それぞれの自然・文化に触れながら相互理解を深めつつ、姉妹都市となった由縁である秋月家・上杉家両家の関係や歴史、秋月種茂公、上杉鷹山公及び石井十次先生などの先人たちの偉業を学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心、愛する心を育むことができた。

◎不登校児童生徒の対策【教育総務課】

適応指導教室については、「なでしこルーム」の名称で、対人関係や学習不応適による悩み、家庭の問題等の様々な理由で学校に登校できない児童生徒を対象に、学校復帰を目標に少人数の個別指導を行っている。具体的には、教育相談員 1 名、訪問支援員 2 名が学習支援指導を行うとともに、他者との関わり等のアドバイス等も行っている。また、高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」の職員やスクールソーシャルワーカーも定期的に訪問し、対象児童生徒への支援に当たっている。昨年度は、小学生 4 名、中学生 10 名が当教室に通級し、徐々に学校への登校することができるようになった児童生徒も見られた。一人一人を大切にしたいきめ細かな支援が、児童生徒の心身の安定につながった。

◎経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援【教育総務課】

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、要保護・準要保護児童生徒援助事業による援助を行うことにより、経済的負担を軽減し義務教育の機会保障に努めた。

◎遠距離通学費補助事業の見直し【教育総務課】

平成 27 年度に新たな補助金交付要綱を制定し、遠距離通学者へ補助を行ってきたが、バス利用の実態と補助事業の内容で相違がみられたため、令和 2 年度補助金額の見直しを行った。

▼不登校の未然防止【教育総務課】

積極的に不登校対策事業を推進しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は減少していない現状である。不登校とならないような未然防止対策を講じる必要がある。

▼「新明倫の教え」の実践【教育総務課】

平成 25 年 4 月 1 日に制定した「新明倫の教え」を家庭・学校・地域に浸透させ、郷土への愛着と誇りを持った「いい子ども」の育成を目指し実践につなげる必要がある。

※「いい子ども」とは、ただ単に生徒指導上の問題がないとか、学習成績が良いとかではなく、町内外を問わず、会話の中で「高鍋の子どもたちはいい！」と言われるような子ども。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けさせるとともに、感情や情緒を育み、心の働きを豊かにするために道徳教育や情操教育を充実させます。
- すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指し、いじめ・不登校・非行など児童生徒の問題行動に対し適切な対応と指導を行います。
- 本町が有する明倫の伝統や各学校の伝統、石井十次の人間愛などの学習を通して、ふるさと「たかなべ」を愛し、自分に自信と誇りを持つとともに思いやりの心を育む教育を推進します。
- 各学校、家庭・保護者、地域等が一体となって、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進・充実を図ります。
- 「高鍋町人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通して組織的に人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識、態度並びに実践力を育成します。

◆学校が取り組むこと

- すべての教育活動を通して、一人ひとりの子どもに、それぞれの発達段階に応じて「知育」「徳育」「体育」をバランスよく身に付けさせ、次代を担う気概のある子どもたちの育成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 家庭では子どもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎をつくります。
- 保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たします。

③保健・安全・体育指導の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎児童生徒及び教職員の健康保持増進【教育総務課】

近年、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、精神疾患などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加など、児童・生徒の心身の健康問題が多様化している。

小中学校においては、「学校保健安全法」に基づき、学校医と連携した健康診断をはじめ、養護教諭を中心とした健康相談や保健指導等を実施し、児童生徒及び教職員の健康保持増進を図った。

また、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、教職員間の連携はもとより、関係機関等との連携による支援や、スクールカウンセラーを活用した児童生徒へのカウンセリング等を実施し、当該児童生徒を取り巻く問題の解決を図った。

◎安全でおいしい学校給食の安定供給【教育総務課】

学校給食用食材の品質管理、学校及び共同調理場の衛生管理、調理員の健康管理及び保健指導など、食中毒防止対策を徹底し、安全でおいしい給食の安定供給に努めた。

また、食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者との面談や学校栄養士との協議・調整を行いながら、除去食等によりできる限り給食を供給できるよう対応した。

◎「弁当の日」の取り組み【教育総務課】

食に対する関心や意欲、感謝の心を育み、自分の食を自ら担う実践力を培う上で大きな効果が期待できる弁当の日の取り組みを東・西小中学校が実践し、子どもの自立・豊かな心の育成・学級や家族の絆づくりなど、子どもの成長を支える豊かな環境の醸成に効果を得ることができた。また、小学校高学年及び中学生を対象として夏休みに実施した料理教室も、弁当の日と同様のねらいがある。

◎食育の推進【教育総務課】

高鍋町食育推進計画に基づき、健康づくりセンター管理栄養士、学校栄養教諭等と連携し、授業や料理教室等で児童・生徒に食の役割を伝える機会を持つなど、食育の推進を図った。

◎学校施設の耐震補強化【教育総務課】

国の定める耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事及び非構造部材の耐震化工事を推進した。

平成 24 年度末で耐震化率 100%を達成、以降、非構造部材の耐震化工事（外壁等改修工事）を計画的に実施し、外壁剥落防止対策を講じるなど児童生徒の安全確保に努めた。

◎防災教育の推進【教育総務課】

教育研究所による研究及び小・中学校屋上避難施設の整備完了を受け、各学校の防災マニュアルや防災教育年間指導計画の見直しを行い、授業や避難訓練をはじめとする防災教育の充実を図った。

平成 27 年度から、町内教育機関が連携して行う防災教育の一環として、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校合同による避難訓練を実施した。

◎中学校部活動振興のための支援【教育総務課】

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を中学校の運動部活動に派遣し、競技の技術力向上を図るとともに、交通費相当分の大会出場交付金を交付するなど、部活動の振興・支援を行った。

▼給食施設・設備の老朽化対策【教育総務課】

東・西小学校給食調理場及び中学校共同調理場いずれも施設設備の老朽化が目立っている。

衛生的で安定した給食の提供を継続していくために、計画的な補修整備を行っていく必要がある。また、高鍋保健所の立入検査による指摘事項もあり、簡易修繕では対応できない状況にある。

▼体育施設の老朽化対策【教育総務課】

小・中学校体育館（特に床）の老朽化が目立っている。児童生徒をはじめ、体育館利用者がけがをしないよう、しっかりした点検・補修を行うとともに、避難所としても有効活用できるような改修工事を計画的に実施していく必要がある。

そのほか、中学校における武道場や部室棟の老朽化対策も計画的に実施していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達やスポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校体育に関する指導の充実やスポーツ施設の整備などを推進します。
- 従来からの課題に対応しつつ、メンタルヘルスやアレルギーなど現代的な健康課題にも対応できるような学校保健体制づくりを推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。
- 学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進するとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる実践的な防災・防犯教育や地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備など、学校安全の充実に総合的に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識をもち、自治公民館や子ども会などが連携して子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを進めていきます。

④教育環境の整備充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎学校施設の耐震補強化【教育総務課】 ※再掲

国の定める耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事及び非構造部材の耐震化工事を推進した。

平成24年度末で耐震化率100%を達成、以降、非構造部材の耐震化工事（外壁等改修工事）を計画的に実施し、外壁剥落防止対策を講じるなど児童生徒の安全確保に努めた。

◎学校管理備品及び教育振興備品の整備・充実化【教育総務課】

毎年の備品購入により、学校備品の整備を推進した。

◎学校施設環境整備【教育総務課】

老朽化した学校施設の営繕補修工事を適宜実施し、快適で安心できる学習環境の保全に努めた。

◎コミュニティ・スクール事業の積極的な展開【教育総務課】

平成25年度より従来学校ごとに設置されていた学校評議員会を廃止し、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）へ移行し、令和2年度で8年目に入った。

東小学校・東中学校で一つ、西小学校・西中学校で一つの協議会を設立し、地域の意見を学校運営に積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを進めた。

各学校運営協議会においては、年度当初に学校経営計画の承認、年度末には学校評価を実施するなど学校運営に参画するとともに、登下校時等の見守り隊、避難訓練時の誘導支援、学習支援、読み聞かせボランティア、環境美化活動など、学校と地域との連携による教育環境整備の取り組みを進めた。

◎非構造部材の耐震化の推進【教育総務課】

国の学校施設環境改善交付金を活用し、平成30年度までに小・中学校すべての校舎の外壁改修工事等を実施し、非構造部材の耐震化が完了した。

◎環境衛生設備等の改修【教育総務課】

高鍋東小・高鍋西小・高鍋東中のトイレ改修工事（洋式化・床乾式化）が令和２年度までに完了した。

残る高鍋西中学校については、令和２年度にトイレ工事実施設計委託を行い、令和３年度及び令和４年度に工事が完了する予定である。

▼空調機器の老朽化対策【教育総務課】

小・中学校の空調設備のほとんどは、老朽化により満足いく性能が確保できていない状況がある。防衛施設周辺対策事業にて、令和元年度に東小の第３棟と第４棟の工事が完了した。東小の第２棟と第１棟及びその他の西小・東中・西中についても同事業で順次更新を行う必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

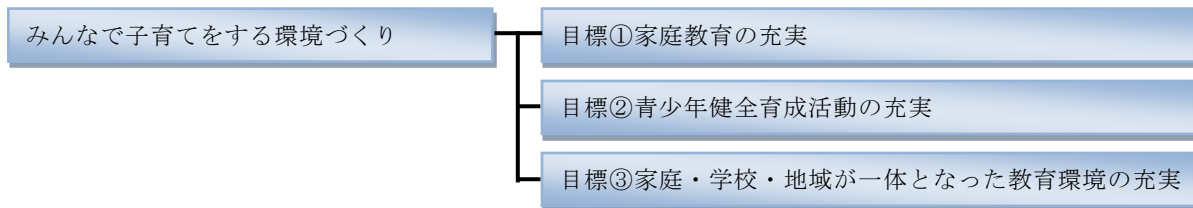
- 質の高い学校教育の実現を目指し、効率的・組織的・機動的な学校運営ができるよう学校運営の改善に関する取り組みを推進します。
- 子どもたちが安全・安心かつ良好な環境で活動することが可能となるよう、効率的な学校施設整備を推進します。
- 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域に開かれた学校づくり」を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- コミュニティ・スクールの活動を通して、地域の学校として自己の知識や経験、技能を生かすなどして、積極的に学校運営に参画します。

(2) みんなで子育てをする環境づくり

【施策の体系】



①家庭教育の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎家庭教育学級の開催【社会教育課】

家庭教育の充実と家庭教育力の育成を目的に、保育園・幼稚園等において各園合わせて約20回（出前講座含む）、小・中学校においては、学校ごとに月1回、年10回開催した。

基本的な生活習慣の形成や家庭生活における役割分担の明確化を目的とする子育てに関する学習だけでなく、ヨガ体験・クリスマスリース作り・フラワーアレンジメントなど気分転換となる内容を取り入れ、親同士が仲間意識を育み、情報交換できる場が形成された。

◎読書活動の推進【社会教育課】

図書館では、毎週土曜日の午前中、町内のボランティアグループによる絵本の読み聞かせや手遊びをするおはなし会が行われており、幼児や小学生の親子が参加して本と親しむことができた。

また、小・中学校から推薦されている推進委員の先生との協力で、年に1回、子ども読書まつりと高鍋町小中学校読書感想画展を美術館ホールで開催するなど読書活動の推進を図った。

▼家庭の教育力の向上【社会教育課】

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎を子どもたちに育む全ての教育の出発点である。しかし、核家族化や共働き世帯の増加など、社会構造の変化によって保護者の育児放棄や児童虐待など子育てに関する様々な問題が発生してきている。このことから、家庭教育を個々の家庭だけでなく、社会全体の問題として地域の中で支援できる体制を整備するとともに家庭の教育力の向上を図る必要がある。

▼読書活動の更なる推進【社会教育課】

現在実施しているボランティアや学校との連携による読書活動の推進に加え、イベント開催や図書館の利用者登録について、図書館だよりの活用や新聞・ラジオ・テレビなどメディアの協力を得ながら情報発信をしていく必要がある。

また、転入者から「図書館の場所が分からない」との意見があるので、ホームページやSNSなどを活用して更なる広報活動により周知を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 家庭教育学級の開設により、家庭の教育力向上を図ります。
- 親子で触れ合える時間の創出のため、読書活動を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 保護者は、家庭教育学級に積極的に参加します。
- 保護者は、子どもの規則正しい生活習慣など健全な発達環境づくりに努めます。

②青少年健全育成活動の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎こども110番・おたすけハウスの設置【社会教育課】

地域住民の協力により「こども110番・おたすけハウス」を町内各所に設置し、子どもが万が一危険な場面に遭遇した時に安心して駆け込める場所を確保した。また、地域が一体となって子どもたちの安全について積極的に活動している姿を見せることで犯罪の未然防止が図られた。

◎夏祭り等での夜間指導の実施【社会教育課】

町内神社の夏祭りにおいて、町内小・中・高等学校の教諭と保護者等で夜間指導を実施し、青少年の非行防止を図るとともに事件・事故から子どもたちを守ることができた。

◎登下校安全見守りの実施【社会教育課】

各自治公民館や学校支援ボランティア等による子どもたちの登下校安全見守りを実施することで、子どもたちの安全確保が図られた。

◎子ども会活動の推進【社会教育課】

子ども会育成連絡協議会が主催するリーダー研修や子ども会親善レクリエーション大会等に後援・協力し、青少年の健全育成を図った。また、各地区子ども会行事にジュニア・リーダー等を派遣するなどの支援を行うことにより、子ども会活動の活性化が図られた。

◎社会教育関係団体の育成・支援強化【社会教育課】※再掲

青少年の健全育成、女性・高齢者の社会参加等に対する取り組みを推進するため、各種団体への補助金交付や事業への助言などコミュニティを支える活動の支援を行った。

▼家庭・地域・学校などの連携強化【社会教育課】

青少年の成長と自立の支援や青少年を取り巻く問題を解決するために、家庭・地域・学校などの相互の連携を推進し、社会全体で青少年を支援する体制を強化する必要がある。

▼安全・安心な社会環境づくり【社会教育課】

情報化社会の進展により、インターネット上から様々な情報を簡単に入手できる状況にあるが、情報の中には有害な情報も含まれているため、青少年が正しく情報を収集できるよう学校や家庭の中で指導を行う必要がある。

▼子ども会の存続支援【社会教育課】

子どもの人数が減少し、子ども会活動の継続が困難となっている地域がある。子ども会活動は、子どもたちの健全な育成に必要な活動であることから、その活動を支援し存続させていくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 育成関係者相互の円滑な活動や連携に必要な調整役を担うとともに、育成にかかわる啓発と広報を行います。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の醸成を図ります。
- 家庭・学校・地域が連携した安全・安心な地域環境づくりに努めます。
- 子どもの安全監視体制の充実や社会環境浄化を図ります。
- 地域の子ども会活動を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 基本的な生活習慣を身に付け、模範意識を高めます。
- 家庭では、青少年が親の保護と愛情に支えられ、健やかに成長する家庭環境を作ります。
- 家庭や地域は、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を高めます。
- 生活の基盤が地域社会にあることを実感できるよう、地域の文化・伝統行事など様々な活動に参加します。
- 「子ども110番」など、子どもを守る体制の充実に努めます。

③家庭・学校・地域が一体となった教育環境の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎学校支援地域本部事業の実施【教育総務課】

学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力による小・中学校の支援事業を実施した。学校が必要とする「学習の支援」「環境整備」「登下校時の安全見守り」等の活動に地域の方々をボランティアとして派遣し、学校の様々な活動に地域の大人が関わることで、子どもたちの多様な体験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図った。

◎コミュニティ・スクール事業の積極的な展開【教育総務課】※再掲

平成25年度より従来学校ごとに設置されていた学校評議員会を廃止し、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）へ移行し、令和2年度で8年目に入った。

東小・東中で一つ、西小・西中で一つの協議会を設立し、地域の意見を学校運営に積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを進めている。

各学校運営協議会においては、年度当初に学校経営計画の承認、年度末には学校評価を実施するなど学校運営に参画するとともに、登下校時等の見守り隊、避難訓練時の誘導支援、学習支援、読み聞かせボランティア、環境美化活動など、学校と地域との連携による教育環境整備の取り組みを進めている。

◎コミュニティ・スクール事業の推進体制の見直し【教育総務課】

平成29年度より学校支援地域本部事業を学校運営協議会（コミュニティ・スクール事業）の中に組み込む組織見直しを行い、より効果的に学校・家庭・地域が連携した教育体制を構築した。

◎魅力ある高校づくりへの支援【地域政策課】

地域に密着した魅力ある高校づくりを支援し、将来の高鍋町を担う人材を育むことを目的に、新入学生1人当たり1万円の入学支援金を助成した。

▼学校支援ボランティアの拡充【教育総務課】※再掲

学校への支援活動をより効果的に、また継続して行うために、様々な専門的知識を有する人達への協力呼びかけを強化し、人材を確保する必要がある。

▼魅力ある高校づくりへの効果的・継続的な支援【地域政策課】

魅力ある高校づくりを支援するため、より効率的・効果的な支援のあり方を検討する必要がある。
また、継続的な連携支援を行うための体制づくりを構築する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- コミュニティ・スクールの活動を通して、家庭・学校・地域の連携を強化し、総合的な教育力の向上に努めます。
 - 学校支援ボランティアの拡充に努めます。
-

◆町民・事業者等としてできること

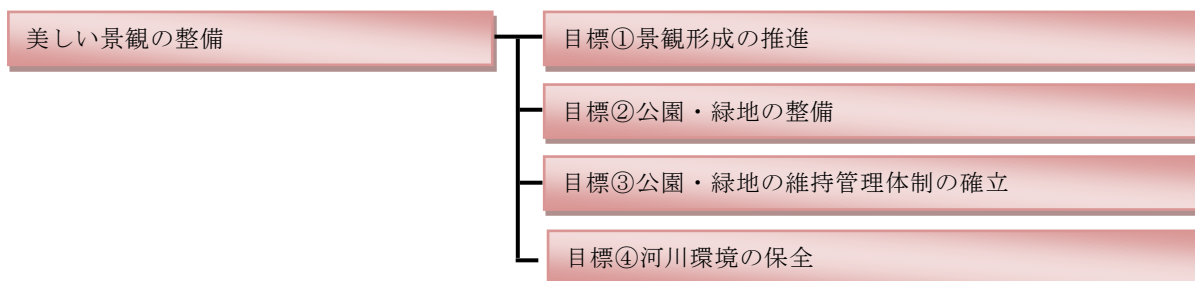
- 家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、家庭・学校・地域が一体となった教育に取り組んでいきます。
 - ボランティア活動に積極的に参加します。
 - 学習成果や今まで培ってきた知識や経験をまちづくりやボランティア活動に生かして学校や地域に還元します。
-

2. 安全で住みよいまちづくり

2-1 自然環境や景観を大切にすまち

(1) 美しい景観の整備

【施策の体系】



①景観形成の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎景観施策の周知【建設管理課】

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行によりホームページ及びお知らせのかなべ等で景観施策の周知を図ることで、良好な景観の維持を図った。

◎景観まちづくりの推進【建設管理課】

これまで実施してきた写真・絵画コンテスト、景観整備機構への活動支援を行うことで、景観への意識啓発に努めた。

◎魅力ある商店街のまちなみ景観維持・形成事業の展開【地域政策課】

城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観の維持・形成を目的とし土地・建物の有効活用策に必要な専門家からの助言を含めるものとし令和2年度から実施。対象地区は立花商店街、本町一番商店街、中町名店街、中央とおりの区域となり、令和2年度は2件実施、良好な商店街のまちなみ景観の形成を図った。

◎農地景観を保全する活動への支援【農業政策課】

地元農家が染ヶ岡地区の畑地約80haにキャベツの緑肥となるひまわりを植栽し、平成22年から令和元年までの10年間、ひまわりが開花する8月上旬に「きゃべつ畑のひまわり祭り」が開催された。ひまわりの植栽活動に対して町から種子代の補助を行うことで、農地景観を保全する活動の推進を図った。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

▼魅力ある商店街のまちなみ景観維持・形成事業の継続【地域政策課】

対象地区の空き店舗等が相当数あり、景観に大きく影響を与えているので、高鍋商工会議所を始め民間事業者との連携を図りながら、今後の展開を進めていく必要がある。

▼農地景観を保全する活動への継続【農業政策課】

「きゃべつ畑のひまわり祭り」のイベントは令和元年の第10回目をもって終了となったが、ひまわりの植栽については町の夏の景観作物として今後も地元農家が作付け予定である。ひまわりの作付けを続けていくためにも、今後の種子代の補助について検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例や景観計画に基づき良好な景観への規制・誘導を図ります。
- 町民や事業者に対して景観条例や景観計画の周知に努め、連携した取り組みを進めます。
- 町民が主体的に行う景観づくり活動を支援します。
- 城下町高鍋としての歴史的・文化的な景観の保全を図ります。
- 農地景観を保全する活動への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 景観条例や景観計画に対する理解を深め、法的な規制や基準を理解し、良好な景観づくりに努めます。
- 景観づくり活動等への参加、協力に努めます。
- 景観作物をはじめ農地の有効な利用を図ります。

②公園・緑地の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

▼舞鶴公園整備事業【建設管理課】

改訂した舞鶴公園整備基本計画及び策定した高鍋町公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して都市公園の整備に着手しているが、各年度による補助枠が限られており、当初の予定から舞鶴公園の整備が遅れている。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 舞鶴公園・美術館・図書館を中心としたゾーンを本町の芸術文化活動や観光の拠点と位置づけ、整備を進めていきます。
- 改定された「舞鶴公園整備基本計画」及び「公園施設長寿命化計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。改定された「舞鶴公園整備基本計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園整備の趣旨を理解し、整備に協力します。

③公園・緑地の維持管理体制の確立

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎公園施設長寿命化計画に基づく整備【建設管理課】

高鍋町公園施設長寿命化計画に基づき、町内の都市公園のうち高鍋総合運動公園、舞鶴公園及び小丸河畔運動公園の3公園の整備を進めている。現在、高鍋総合運動公園が完了し、次に舞鶴公園の設計業務に着手することになっている。最後に小丸河畔運動公園の整備を予定している。

◎公園の定期点検整備【建設管理課】

町内の各公園に設置している遊具等の点検を毎年実施し、老朽化や損傷の度合いにより施設の改修等を随時行った。

◎地域住民との協働による維持管理【建設管理課】

各地区の公園のうち9カ所の公園の維持管理について地区と協定を締結し、協働による維持管理を実施した。

◎舞鶴公園内の樹木診断【建設管理課】

植栽後かなりの年数の経過している公園内の桜と梅及びその他の大きな樹木について、枝折れや倒木による人的被害を未然に防ぐため、平成28年度に樹木医への診断を依頼し、樹木の状況を把握することができた。また、樹木診断の結果、倒木の危険があるものについては撤去を実施した。

▼公園遊具の新設・更新【建設管理課】

公園内遊具のほとんどが設置後かなりの年数が経過しており老朽化しているため、点検により使用できないと診断が出た施設は撤去のみを行っており、地域から要望のあがっている遊具の新設・更新について検討が必要である。

▼地域住民との協働による管理【建設管理課】

高齢化により地域での維持管理が出来なくなる公園もあり、新たな施策対応が必要である。

▼樹木の更新【建設管理課】

各公園に植栽されている樹木について、定期的に生育状況を確認し、倒木等のおそれのある樹木について伐採を行いながら、新たに植栽を行っていくなど樹木の更新を行う必要がある。倒木の恐れのある桜については随時、植替えを行っているが、今後は地形や地質に適した樹木の植栽の検討や、必要に応じて間引きの実施等を行うことも必要となる。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町が管理する公園について、計画的に維持管理を行います。
- 地域住民との協働による維持管理を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園の管理運営活動に協力・参加します。
- 公園の適正な利用に努めます。
- 遊具等の破損状況について情報を提供します。

④河川環境の保全

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎水質状況の把握【町民生活課】

小丸川水系の水質状況を把握するため、年2回、19カ所の河川水の水質検査を実施し、水質に問題ないことを確認した。

◎河川流域の行政機関との連携【町民生活課】

国、県及び流域に位置する自治体で構成される小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会に参加し、水質保全活動を進めることができた。

◎水質汚濁の防止【町民生活課】

事業所による小規模な油流出が数回発生したが、関係機関と連携し迅速に処理を行うことで水質汚濁を防止した。

また、食廃油が生活雑排水として河川を含む公共用水域へ流入すると水質汚濁につながることを

から、環境広報やお知らせのかなべ等にて周知を行い、町内4カ所での拠点回収・再利用を推進した。

◎下水道への接続の向上【上下水道課】

下水道の水洗化率（接続率）は、平成29年度において83.8%であったものが、平成30年度84.4%、令和元年度85.2%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

◎合併処理浄化槽への転換【上下水道課】

下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進した。合併処理浄化槽設置工事費に対し補助を行うことで設置者の経済的負担を軽減し、河川などの公共用水域の水質保全を図った。

▼油流出等の処理【町民生活課】

油流出等は河川の水質汚濁に影響が大きいと、早急な対応と原因究明のため今後も各関係機関との連携が必要である。

▼生活排水の適正処理【町民生活課】

洗剤や食用油（廃油）等の河川を含む公共用水域への流入を抑制するよう、引き続き環境学習の推進を図る必要がある。

▼下水道未接続世帯に対する接続の推進【上下水道課】

下水道の整備完了区域内において、令和元年度末現在、14.8%の下水道未接続世帯があり、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続に向けた取り組みが必要である。

▼合併処理浄化槽への転換の推進【上下水道課】

下水道認可区域外においては、水洗化に対する町民意識の啓発を図り、合併処理浄化槽への転換及び適正な排水処理の指導に取り組む必要がある。

（施策（目標）を達成するための役割分担）

◆町が取り組むこと

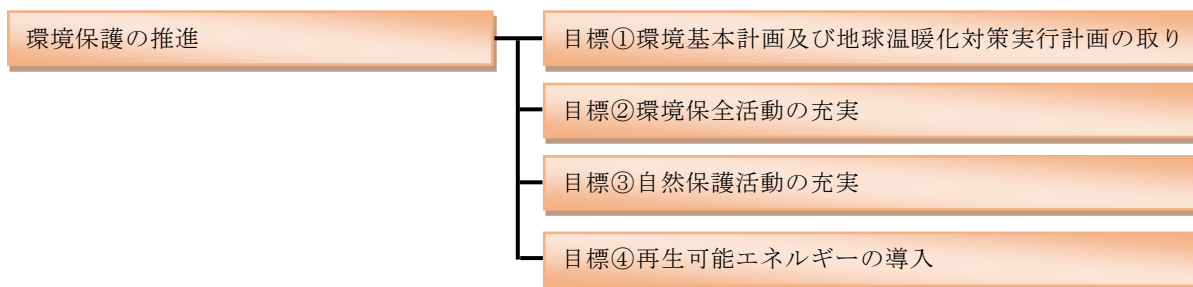
- 下水道認可区域内については、下水道への接続を推進していきます。
- 下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。
- 河川等の公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質検査を行います。
- 河川浄化に対する町民・事業者意識の啓発に努めます。
- 複数の市町村を流れる河川については、流域の行政機関や団体、事業者と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査などの取り組みを協働で進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内については、下水道への接続を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽への転換を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、環境に配慮した排水を心がけます。

（２）環境保護の推進

【施策の体系】



①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎町施設に係る温室効果ガスの排出抑制への取り組み【町民生活課】

町の公共施設（27 施設）における各種エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を把握するとともに第 3 次高鍋町地球温暖化対策実行計画の目標値達成に向けた情報の共有を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けたエネルギー使用量削減の取り組みを推進した。

◎地球温暖化対策に関する周知啓発【町民生活課】

町の事務事業におけるエネルギー使用量を把握・公表することで、職員への地球温暖化対策の周知と町民や事業者等への啓発を行った。

▼高鍋町環境基本計画の推進【町民生活課】

高鍋町環境基本計画に示された環境施策を確実に効果的に推進するため国や県、他の自治体等と連携しながら推進していく必要がある。

▼第 4 次高鍋町地球温暖化対策実行計画の遂行【町民生活課】

電気使用量に係る CO₂ 排出量の換算係数の変動（上昇）により、エネルギー使用量の削減が直接的に温室効果ガス総排出量の削減につながらず、更なる使用量削減を進めたとしても、数値目標の達成は困難な状況にある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 本町の環境保全に対する総合的な指針となる高鍋町環境基本計画の推進と周知を図ります。
- 第 4 次高鍋町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の削減に取り組みます。
- 環境問題に関する情報を収集・整理し、わかりやすい情報提供を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町環境基本計画を理解し、身近なところから環境保全に取り組みます。
- 地球温暖化などの環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践します。

②環境保全活動の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎出前講座の開催【町民生活課】※再掲

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を啓発した。

◎学校における環境教育の実施【町民生活課・教育総務課】

環境教育の一部として、ごみ減量化ポスター作成を小学校に依頼し、子どものころから環境に関心を持つ機会づくりを行った。

また、東西小・中学校の授業において、各学年の成長段階に応じた環境教育を実施した。

◆小学校

学年	実施内容
1年生	○校内や学校周辺での自然観察、記録、体験活動 ○アサガオ等の植物栽培
2年生	○野菜の栽培、収穫
3年生	○高鍋湿原の環境や生き物についての調べ学習 ・高鍋湿原の見学
4年生	○社会科「ごみの処理と利用」との関連学習 ・西都児湯クリーンセンター見学 ○総合的な学習の時間 ・蚊口の浜の清掃活動（アカウミガメの保護）
5年生	○社会科「わたしたちの生活と環境」 ・森林の役割、環境問題、自然災害についての学習 ○総合的な学習の時間 ・米作り（田植え、稲刈り体験）
6年生	○社会科「世界の未来と日本の役割」 ・地球温暖化、熱帯雨林の減少についての学習 ・地球環境悪化を防ぐための世界の取り組みについての学習

◆中学校

「環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」と定められている学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育科、技術家庭科、道徳の各教科において環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題などの環境教育を推進した。また、西中学校では、県の補助金である令和元年度地域に貢献できる環境教育推進事業を活用し、西都児湯クリーンセンターの施設見学を通して環境問題に対する関心を高め、プラスチック廃材を使ったキーホルダー作りを通して、リサイクルの意識を高めた。また、総合的な学習の時間を利用して1年生による蚊口浜美化活動を行った。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 保育園・幼稚園・小中学校における環境学習を推進します。
- 子どもたちの自主的な環境学習活動を支援します。
- 環境に関する出前講座を充実させ、環境学習の機会を提供します。
- 広報紙や町ホームページなどの様々な媒体を用いて環境情報を提供します。
- 町民や事業者、NPO団体等と連携し、環境フォーラムなどのイベントの開催や環境保全への啓発に努めます。
- 町民や事業者、NPO団体等の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の身近な環境問題に関する勉強会など、環境学習に積極的に参加します。
- 出前講座や環境保全アドバイザー制度などを活用し、環境への理解を深め、環境問題について学びます。
- 環境フォーラムなどのイベントや環境保全活動に参加するよう努めます。

③自然保護活動の充実

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高鍋湿原の保全【社会教育課】

社会教育課施設環境整備嘱託員 2 人を雇用し、高鍋湿原ボランティアの協力・指導の下で、草刈りや竹切り等の作業を行うことにより良好に保全した。また、湿原ガイド養成講座を開園期間中に毎月開催し、新規ガイドの養成や高鍋湿原ボランティアガイドによる案内等を通して自然保護の大切さを啓発した。

◎アカウミガメの保護【社会教育課】

宮崎県野生動植物保護監視員及びアカウミガメ保護ボランティアにより、上陸頭数と産卵状況の調査が行われた。また、多くの子ガメを海に帰すことができるよう、卵の保護及び産卵地の保護と海岸の環境維持に努めることでアカウミガメの保護を図った。

◎海岸漂着物の処理【町民生活課】

海岸に漂着物があつた場合は、宮崎県海岸漂着物緊急情報連絡マニュアルに沿って海岸管理者である県の機関や国の機関と連携しながら適切に処理を進めた。

▼後継者の育成・確保【社会教育課】

高鍋湿原やアカウミガメの保護活動は、ボランティアの協力のもと良好な状態で保護されているが、今後も高鍋町の貴重な自然資源として保護・継承していくためには、自然保護の大切さを啓発していくとともに、幅広い世代から後継者を確保し、育成を図っていくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 学校や地域の活動における自然環境教育・学習の充実に努めます。
- 国や県と一体となって、貴重な動植物の生息・生育地を保護し、自然とふれあうことができる場の整備や情報発信を進めます。
- 県指定天然記念物であるアカウミガメをはじめ、県のレッドデータブックに記載されているような、希少な動植物の保護・調査に努めます。
- 高鍋湿原やアカウミガメの保護活動に携わる人材育成を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 生態系や野生動物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の生物を大切にします。
- ペット（外来種）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動物の放出を行わないなど、在来生物へ配慮します。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動へ積極的に参加します。

④再生可能エネルギーの導入

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎再生可能エネルギーの導入促進【町民生活課】

再生可能エネルギーに関するポスターの掲示やパンフレットの配布を行うなど情報提供や啓発を行った。

▼町民等への地球温暖化対策に関する啓発【町民生活課】

町全体で温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めるために、家庭でもできる対策についての情報提供が必要である。

▼再生可能エネルギーに係る廃棄物対策【町民生活課】

今後寿命を迎えた太陽光パネルの廃棄が増加していくことが見込まれることから、関係機関とも協議を行いながら適正な処分について検討を進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する情報提供を行います。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

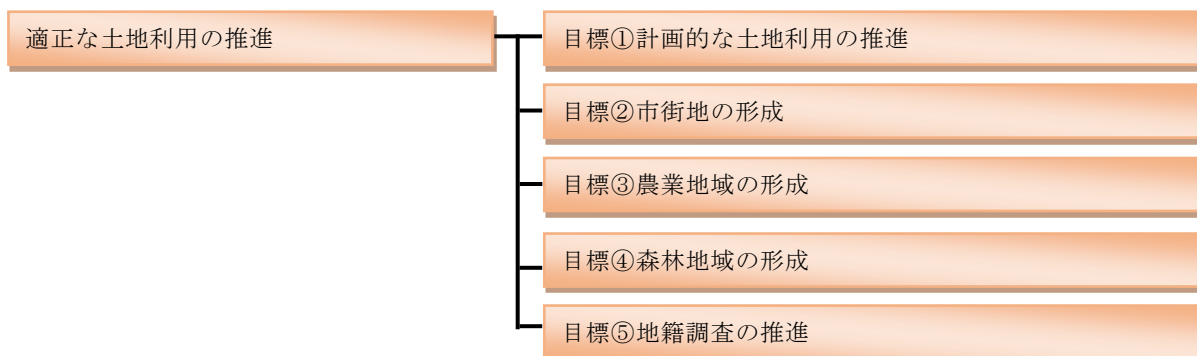
◆町民・事業者等としてできること

- 太陽光発電や電気自動車の導入等により低炭素社会の実現に協力します。

2-2 生活を支える基盤が整っているまち

(1) 適正な土地利用の推進

【施策の体系】



①計画的な土地利用の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎適正な農地利用の推進【農業委員会】

農地法に基づく農地の利用関係の調整や転用許可審査、農地の利用状況調査等を実施し、農地の保全と有効利用ならびに遊休農地の一部解消を図った。

◎農地利用の最適化の推進【農業委員会】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進のため、平成29年から「農地利用最適化推進委員」が置かれ、農業委員と連携して取り組む体制が整備された。

◎適正な土地利用の確保【建設管理課】

土地取引に関する届出審査や無届指導等を行い、事業者等による無秩序な開発行為を抑制することで適正かつ合理的な土地利用と保全を図った。

▼制度の周知【建設管理課】

国土利用計画法に基づく届出制度がまだまだ周知されておらず、無届事案となるケースが多いため、届出制度の啓発を強化する必要がある。

▼所有者の所在の把握が難しい農地への対応【農業委員会】

相続登記が行われない農地や、所有者が転出等により、現住所及び生存等の情報収集が困難で、判明しても連絡が取れないといった問題が生じている。調査や施策に支障を及ぼす問題であり、今後も国のガイドラインに沿った対応方策に取り組む必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町土の保全と秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適正運用を進めます。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 土地利用の規制・誘導についての理解を深めます。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。

②市街地の形成

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎景観施策の周知【建設管理課】※再掲

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行より、ホームページやお知らせのかなべ等で景観施策の周知を行うことで、良好な景観の維持を図った。

◎公共交通機関の利便性向上による市街地活性化【地域政策課】

町内巡回バスの高鍋バスセンターへの乗り入れによる路線バスとの接続により、高齢者等の中心市街地への移動を促すとともに利便性の向上を図った。

▼都市計画道路網の見直し【建設管理課】

平成27年度に都市計画道路の未整備路線の調査を行い、都市計画道路の見直しに着手したところであるが、現在の社会情勢に合致していない上位計画の見直しを行う必要がある。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】※再掲

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例の適正な運用により、無秩序な建造物の抑制を図ります。
- 人口動態や産業の集積、交通体系等の地域や社会の情勢に適応した市街地の整備に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 開発等を行う際は、関係法令を遵守するとともに周辺住民に十分な説明を行い、合意形成に努めます。

③農業地域の形成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎遊休農地の解消【農業委員会】

農業委員及び農地利用最適化推進委員による町内全域の農地利用状況調査を農地相談員も同行して実施した。調査結果により、農地の利用調整を行うとともに、遊休農地の地権者に対して農地利用意向調査を実施し、遊休農地の解消を図った。

◎後継者確保対策【農業政策課】

経営開始直後の経営リスクが大きい時期に農業次世代人材投資資金の給付をすることで、新規就農者の計画的な営農に寄与することができた。また、県と連携し、現地で給付者の就農状況を把握することにより、農業を行う上での問題点の改善に取り組むことができた。

町単独事業である高鍋町親元就農支援事業、高鍋町新規就農者支援事業に取り組むことにより、Uターン後の就農しやすい環境、新規就農しやすい環境を作り、農業後継者の育成・確保を図った。

▼後継者確保対策【農業政策課】

今後、就農人口の減少が予測されることから、児湯農業協同組合、宮崎県立農業大学校、高鍋農業高校等と連携し、農業後継者の確保に努める必要がある。

▼高鍋町が取り組む「人・農地プラン」等の参加【農業委員会】

担い手確保と農地利用集積・集約化を図るため、農地所有者等の意向把握を行い、農業委員と農地利用最適化推進委員等が必要な協力を行う。

▼農地利用の最適化【農業委員会】

農地中間管理事業を活用して、現在耕作されている農地を担い手につなぐ事により、農地利用の最適化を図る。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 農地の保全と遊休農地解消のため農業委員及び農地利用最適化推進委員等による現地調査等を実施し、適正な農地利用を推進します。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。
- 農用地区域の利用変更に伴う「農業振興地域整備計画」の見直しを行い、農地の保全と効率的な利用促進を図ります。
- 優良農地を維持・保全するため、国・県と連携し後継者確保対策に取り組みます。
- 農業後継者や新規就農者、移住希望者、新規参入法人等への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 農地を無断で転用しません。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。
- 農地の農業以外への利用や開発行為に関する規制・誘導についての理解を深め、農地の適正な利用に努めます。
- 新規就農者や移住希望者の受け入れに対し理解を深めます。

④森林地域の形成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎森林地域整備計画の見直し【農業政策課】

整備計画の見直しを行いながら、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニングなど、長期的な視点に立った適正な森林管理に努めた。

◎森林経営管理制度推進事業【農業政策課】

森林環境譲与税を活用し、意向調査に向けて民有林の現況調査を委託した。
委託執行残については、基金に積立を行った。

◎海岸線の松林の保全【農業政策課】

松くい虫の被害拡大防止のため潮害防備保安林への薬剤散布・樹幹注入を実施することで、被害拡大の防止を図った。また、枯れ松の伐倒を行い景観の保全に努めた。

◎町有林の適切な管理【農業政策課】

町有林の下刈り等の作業を委託し、植栽した樹木が順調に生育するように適切な管理を行った。

▼森林経営管理制度の推進【農業政策課】

本町は、民有林面積が小さく森林環境譲与税の配分が少ないので、間伐等他の森林管理事業を行うための予算に余裕がない状況である。今後、基金を増やしていき森林経営管理制度の推進を図る必要がある。

▼潮害防備保安林の適切な管理【農業政策課】

これまで薬剤の樹幹注入や地上散布により松くい虫からの被害防止を図ってきたが、被害が収まったとは言えない状況であり、今後は、国や県など関係機関と共に、海岸防災林としてのあり方を含め、松林の計画的な防除に努めていく必要がある。また、枯れ松は倒木等の危険性があり、景観にも悪影響を与えるため、年次的に伐倒し景観等の保全に努める必要がある。

▼町有林等の適切な管理【農業政策課】

伐採適期を迎えた町有林や分収林について、森林関係機関と協議のうえ計画的に伐採を行っている。今後も伐採後の植栽や下刈りも含めた適切な管理を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「森林地域整備計画」の見直しを随時行いながら適正な森林管理に努めます。
- 松食い虫の被害防止策等による潮害防備保安林の適切な管理に努めます。
- 景観に悪影響を及ぼす枯れ松の伐倒駆除を計画的に行います。
- 町有林等の適切な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 森林機能の理解を深め、民有林の保全管理に努めます。

⑤地籍調査の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎地籍調査（国土調査）の推進【農業政策課】

都市部官民境界基本調査が平成25年から平成27年にかけて国土交通省により実施され、都市部の一部について基礎調査が終了した。このことにより地籍調査の再開ができる環境が整いつつある。

▼地籍調査（国土調査）の推進【農業政策課】

地籍調査は、各筆の境界を確認し地積の確定をするもので、資産管理に大きく役立つものであるが、現在、町内の市街地部分の大半で地籍調査が終了しておらず、境界確認等紛争の原因ともなりかねない状況であり、未了地区の早急な地籍調査着手が必要となっている。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

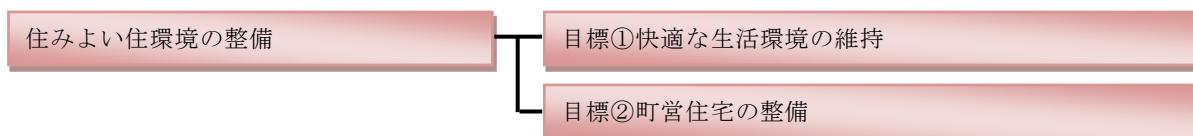
- 地籍調査（国土調査）未着手地域の調査に順次着手していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地籍調査の実施に伴う境界立会や確認等に協力します。

(2) 住みよい住環境の整備

【施策の体系】



①快適な生活環境の維持

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎環境美化活動に対する支援【町民生活課】

多くの住民やボランティア団体が海岸、河川、道路等の清掃（ごみ拾い等）を行う際には、ごみ袋の提供とともに住民や実施団体の代表者に対して分別方法を指導した。必要に応じて、清掃現場に出向き、分別方法を直接指導した。

また、回収されたごみを適正に処分し環境美化活動を推進した。

◎空き地等の適正な管理【町民生活課】

適正管理の広報を行うとともに、雑草等が繁茂するなどして近隣より苦情があった空き地等については所有者に対し改善を依頼した。

◎不快害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

平成23年度の発生報告以降、現地調査・地区への駆除剤提供等を継続して行っている。日常的にパトロールや除草清掃等のまん延防止策を実施しているが、年々ヤスデ発生地区は増加傾向にあることから、発生地域外の住民の認識を深めるために、公民館長研修において発生地区の公民館長より現状報告をしていただいた。また、令和元年度には第9地区連協で開催された対策委員会に参加し、現状把握および対策について協議を行った。

◎ペットの適正な管理飼育についての啓発【町民生活課】

畜犬登録時や狂犬病予防注射実施時に保健所作成の文書を配布し、犬の適正な管理を行うよう啓発を行った。なお、令和2年度においてはコロナの影響により、例年5月に実施している狂犬病予防注射を延期し、10月末から11月にかけて実施した。

また、ペットの管理について苦情等の連絡がよせられた場合は状況を把握し、必要に応じて保健所と連携し、飼い主に対して適正な管理を行うよう指導した。

◎不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

焼却不適物の野外焼却及び近隣の方への迷惑となる野外焼却については、生活環境の保全を第一に、発見時に速やかに指導を行うとともに、環境広報やお知らせかなべにより焼却の禁止を呼びかけた。

◎高鍋・木城衛生組合の適正な管理運営【町民生活課】

構成町である当町と木城町とで情報共有を図りながら、適正な管理運営の支援を行った。

◎町内の墓地の適正な管理【町民生活課】

少子化や核家族化等の影響もあり近年増加傾向にある墓じまいの相談・改葬申請手続きについて、管理組合等との連絡を密に行い適正に進めた。

◎空家等対策計画の策定及び条例の制定【建設管理課】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の基本指針に即した対策をとるため、町の空家等対策計画を策定及び条例を制定した。

◎空き家バンクの開設及び空き家バンクリフォーム事業の実施【地域政策課】

「空き家バンク（空き店舗を含む）」を開設するとともに、登録物件の改修費用及び家財道具等撤去等費用の一部を補助することにより、空き家物件を有効活用し本町への移住・定住を促進した。

▼空き地の適正な管理【町民生活課】

適正に管理されず雑草等が繁茂した空き地については、近隣住民の生活環境への悪影響やごみの不法投棄を誘発する原因となりやすい。空き地を管理する責任を負わなければならない土地所有者に対し、適正な管理をしていただくよう環境広報等で適正な管理を呼びかけていく必要がある。

▼不被害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

蔓延防止対策を進めているが、発生地域内の農地に対しては散布した駆除剤の残留のおそれがあるため駆除剤散布ができない。発生地域拡大の原因は、樹木、堆肥、土等の移動によるものと思われるが、移動前の消毒の徹底や移動の禁止が難しく完全な駆除は困難と考える。

また、発生地域外の住民の認識はまだまだ不十分であり、広報等による蔓延防止の啓発活動もさらに必要である。

これらのことに加えて、今後も駆除剤散布や環境整備を継続的に行っていく必要がある。

▼不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

廃棄物の焼却については一部の例外を除いて禁止となっている。しかし一部の例外と規定されている廃棄物の焼却についても、場所・時間等の生活環境を第一に考えていただくよう町民に対する効果的な啓発を行う必要がある。

▼町内の墓地の適正な管理【町民生活課】

今後とも墓じまい等の相談が増加することが考えられるが、引き続き町内の墓地の状況を把握し、適正な管理を推進する。

▼空き家の適切な管理【建設管理課】

空き家の撤去や改修には多額の費用がかかるため、所有者の管理意識はあってもそのままの状況になっている空き家が多数存在している。空家等対策計画に基づき、所有者に適切な管理を促すような施策が必要である。

▼空き家の有効活用【地域政策課】

適正に管理されない空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼす懸念があることから、「空き家バンク」を設置し空き家等を転入者の住居や活動拠点として再生し定住人口や関係人口の増加を図るなど空き家の有効活用が必要である。また、空き家バンクでは登録物件及び居住希望者のニーズに合った物件を相当数確保することが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくための町民意識の啓発や町民総参加による環境美化運動を推進していきます。
- ペットの適正な管理飼育についての啓発を行います。
- 不法焼却に対して速やかな指導を行います。
- 空家等対策計画及び条例に基づき、空き家等対策を進めます。
- 将来的な需要の予測と多様化するニーズを考慮した新しい墓地の形態を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政、地域、団体等が実施するクリーン作戦等の環境美化運動に積極的に参加します。
- 自己の管理する土地建物を適正に管理します。
- ペットを適切に管理飼育します。
- 環境に配慮した事業運営を行います。
- 自己の管理する墓地を無縁化しないよう適正な管理を行います。

②町営住宅の整備

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎中層耐火住宅の外壁改修事業【建設管理課】

老朽化の著しい中層耐火住宅の外壁改修等を年次的に実施してきており、平成 30 年度までに小丸団地及び石原団地が完了した。今後も年次的に他の団地を改修していく予定である。

▼多様な住民ニーズへの対応【建設管理課】

高齢者、障がい者が生活しやすい良好な住環境づくりに努める必要があるが、建て替えた町営住宅は対応できているものの、他の町営住宅は、長寿命化計画にある段差解消などについて、構造上も改装が難しく全く進んでいない状況である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の段差解消、手すりの設置等を年次的に実施します。
- 老朽化の著しい住宅の建て替えや用途廃止等については、財政状況や住宅事情などを踏まえ総合的に検討していきます。
- 多様な世帯に対応した町営住宅の整備・維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 住んでいる団地を安全に自らでできる範囲において維持管理していき、地域住民と協力しながら、魅力ある地域づくりに努めます。

(3) 移住・定住促進のための環境整備

【施策の体系】

移住・定住の促進

目標①移住・定住の促進

①移住・定住の促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎移住・定住サイトの構築【地域政策課】

高鍋町移住・定住サイトを構築し、本町の魅力や移住・定住施策等を紹介し高鍋町へのU I J ターン等を促進した。

◎お試し滞在住宅制度の導入【地域政策課】

高鍋町への移住を検討している町外の方を対象に、一定期間町内で生活ができる制度を実施しており多数の利用があった。

◎住宅情報の提供【地域政策課】

移住希望者から住宅について問い合わせがあった場合は、町内不動産業者への物件照会や情報収集を行ったうえで希望者へ情報の提供を行った。

◎求人サイトによる求人情報の提供【地域政策課】

令和元年9月に高鍋町に特化した求人サイト「みちはた」を開設し、移住希望者への「しごと」の紹介や町内企業の人材確保を図った。

◎移住相談会への参加【地域政策課】

東京・大阪における移住相談会に参加し、来場者に住みやすく便利な高鍋町をPRするとともに、独自の移住施策についてアピールを行った。これによりお試し滞在住宅制度利用につながったケースもあった。

◎空き家バンクの開設及び空き家バンクリフォーム事業の実施【地域政策課】※再掲

「空き家バンク」を開設するとともに、登録物件の改修費用及び家財道具等撤去等費用の一部を補助することにより、空き家物件を有効活用し本町への移住・定住を促進した。

◎空家等対策計画の策定及び条例の制定【建設管理課】※再掲

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の基本指針に即した対策をとるため、町の空家等対策計画を策定及び条例を制定した。

▼移住・定住サイトの運営【地域政策課】

高鍋町移住・定住サイトを定期的に更新することにより、本町の魅力や移住・定住施策等を紹介し高鍋町へのU I J ターン等による移住・定住を促進する必要がある。

▼空き家の有効活用【地域政策課】※再掲

適正に管理されない空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼす懸念があることから、「空き家バンク」を設置し空き家等を転入者の住居や活動拠点として再生し定住人口や関係人口の増加を図るなど空き家の有効活用が必要である。また、空き家バンクでは登録物件及び居住希望者のニーズに合った物件を相当数確保することが必要である。

▼求人サイトの充実【地域政策課】

求人サイト「みちはた」の掲載企業件数を増やし、移住希望者に対する情報提供の充実を図る必要がある。また、実際に採用に至る件数を増やし、より町内企業の人材確保を図る必

要がある。

▼空き家の適切な管理【建設管理課】※再掲

空き家の撤去や改修には多額の費用がかかるため、所有者の管理意識はあってもそのままの状況になっている空き家が多数存在している。空家等対策計画に基づき、所有者が適切に管理を行うようになる施策が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 移住・定住サイトやお試し滞在住宅制度と移住サポーター制度を積極的に活用し、U I J ターナーの定住促進を図ります。
- 空き家バンク制度の普及を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 借り主などを考慮し、バリアフリー化などの改修に努めます。

（４）上水道の安定供給

【施策の体系】

上水道の安定供給

目標①計画的な施設整備

①計画的な施設整備

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎安心・安全な水道水の供給【上下水道課】

竹鳩浄水場にステンレス製配水池を整備したことで、安心・安全な水道水をより安定的に供給することができた。また、計画的な老朽管の更新工事により耐震化を図ることで、災害に強い水道施設を整備した。

◎水道水の安定供給【農業政策課】

町内の上江・南高鍋の約 640 戸に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り安定した飲料水の供給に努めた。

◎災害時における体制の整備【上下水道課】

災害時の支援体制については県内水道事業者及び県中部地区水道事業者と相互支援の協定を締結し、復旧体制については児湯管工事協同組合及び高鍋町給水装置工事事業者と応急復旧の協定を締結したことで、災害時における協力体制を確立した。

◎水道事業の経営健全化【上下水道課】

中長期的な施設更新を計画的に行うことで、費用の抑制及び公債費負担の軽減に努め、事業経営の健全化を図った。

◎水資源の安定確保【上下水道課】

竹嶋浄水場に3号取水井を築造したことで、良質な水資源の安定確保を図った。

▼施設の長寿命化【上下水道課】

老瀬浄水場・青木配水池は昭和45年に建設され、すでに約50年が経過し老朽化が進んでおり、浄水場の更新又は改良について早急な対策が必要である。また、昭和40～50年代に布設された水道管についても老朽化が進み更新が必要となっているが、莫大な費用を要することからさらにサイクルコストの縮減・平準化を目指した取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

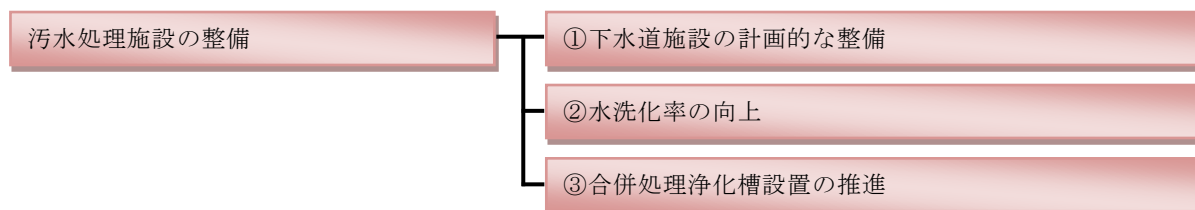
- 安全・安心で安定した水の供給を永続的に行っていくため、良質な水資源の確保、施設の更新・耐震化など計画的な施設整備を推進していきます。
- 節水意識の高まりや少子高齢化等による使用水量の減少で増収は見込めない状況の中で、徹底した経費節減に努めるとともに、効果的・効率的な事業運営を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 水資源の重要性を理解し、節水を心がけます。
- 漏水などの情報を提供します。

(5) 汚水処理施設の整備

【施策の体系】



① 下水道施設の計画的な整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎事業計画区域内の整備【上下水道課】

下水道の事業計画区域 233.0ha のうち 226.1ha が事業完了したことで、区域内の事業整備を概ね達成した。

◎都市下水路の管理【上下水道課】

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られた。

▼下水道事業の見直し【上下水道課】

下水道事業については、効率的な事業運営や合併処理浄化槽の普及状況を検証していき、全体計画区域の見直しを含め、今後の方向性を決定していく必要がある。

▼都市下水路の整備【上下水道課】

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 効率的な生活排水処理を実現するため、下水道事業全体計画の見直しを行います。
- 都市下水路の堆積土砂撤去を計画的に実施し、雨水排水対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 施設の破損状況について情報を提供します。
- 環境に配慮した排水を心がけます。

②水洗化率の向上

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎下水道への接続の推進【上下水道課】

下水道の水洗化率（接続率）は、平成29年度において83.8%であったものが、平成30年度84.4%、令和元年度85.2%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

▼下水道未接続世帯に対する接続の推進【上下水道課】 ※再掲

下水道の整備完了区域内において、令和元年度末現在、14.8%の下水道未接続世帯があり、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続に向けた取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 9月10日の「下水道の日」に合わせ、のぼり旗の設置など接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 浄化センターの仕組みや汚水の処理方法についての出前講座等を実施するなど、啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内の世帯は、下水道への接続に努めます。
- 下水道接続世帯は、年2～3回は公共樹の点検・清掃を行い、下水道を正しく使用します。

③合併処理浄化槽設置の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎補助金交付による浄化槽整備【上下水道課】

合併処理浄化槽の新設や単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し、工事費の一部として補助金を交付することで設置者の経済的負担を軽減し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図られた。

▼生活排水処理率の向上【上下水道課】

町内の生活排水処理率は、平成29年度54.9%、平成30年度56.7%、令和元年度58.4%と年々向上しているが、下水道への接続向上や合併処理浄化槽への転換を促進し、更なる生活環境の向上を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

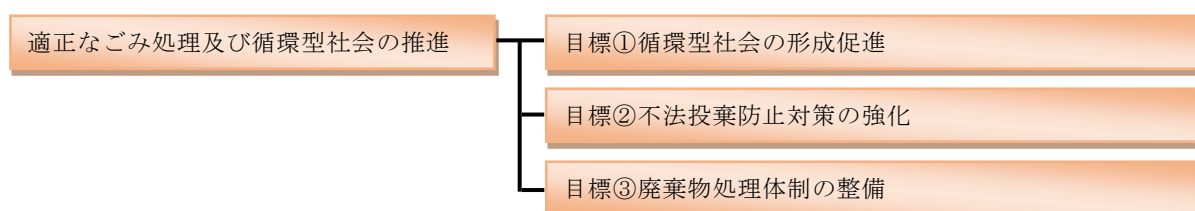
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し公共用水域の水質保全を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域外の世帯は、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽設置世帯は、浄化槽法で定められている浄化槽の維持管理に努めます。

（6）適正なごみ処理及び循環型社会の推進

【施策の体系】



①循環型社会の形成促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎ごみの減量化の推進【町民生活課】

家庭系ごみに関しては、広報・出前講座・個別のごみ分別指導を通して4R運動の普及を推進した。

事業系ごみに関しては、商工会議所を通じて各事業所へ広報紙を配布し、事業所の責任で処理しなければならないことを啓発した。

また、西都児湯クリーンセンターにおいて廃棄物収集運搬許可業者への展開検査を行い、搬入されたごみの分別が不適切な収集運搬許可業者に対してごみの搬入を認めず持ち帰らせるとともに、直接指導を行った。

粗大ごみに関しては、毎月第2・4土曜日に西都児湯資源リサイクルセンターにおいて受

け入れを行っており、適正に処理されている。

総ごみ量については家庭系ごみ、事業系ごみとも平成 29 年度から毎年削減できた。

◎ 4 R 運動の推進【町民生活課】

家庭用廃食油に関して、広報による啓発や町内 4 カ所による拠点回収を進め、リサイクルを進めた。

また、各地区で回収している空き缶等の資源ごみに関しては、毎年度地区ごとの集団回収量調査を行い、一般廃棄物処理対策の基礎資料として活用した。

※ 4 R とは

- ① Refuse（リフューズ）：不要なものは買わない。過剰包装やレジ袋を断る。
- ② Reduce（リデュース）：ごみを減らす。（使い捨て商品を買わないなど）
- ③ Reuse（リユース）：再使用する。（修理して使う。フリーマーケットやバザーの活用など）
- ④ Recycle（リサイクル）：再生利用する。

◎ 出前講座の開催【町民生活課】

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を高める啓発をした。

▼ 廃棄物の適正処理【町民生活課】

家庭系ごみの減量化については、分別の徹底が必要不可欠であるため、引き続き環境広報や出前講座等を通じての啓発活動や誤った認識で分別を行っている住民への分別指導を実施していく必要がある。

また、事業系ごみの減量化については、減量化はもとより、事業者の責任において適正に処理を行うことが求められるため、事業系一般廃棄物と産業廃棄物へのごみ分別徹底にについてさらなる指導を進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆ 町が取り組むこと

- ごみの減量化、資源物の分別収集を推進するとともに、町民及び事業者のリサイクル意識の啓発を進めます。
- 4 R 運動を推進し、分別・資源物回収の徹底によるごみ減量化に取り組めます。

◆ 町民・事業者等としてできること

- ごみや地球環境問題に対する関心を高め、生活や事業活動の中でできるだけごみを出さないように努めるとともに、資源の再利用に努めます。

②不法投棄防止対策の強化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎不法投棄者に対する適正な指導【町民生活課】

不法投棄禁止の看板等の設置や監視パトロール、不法投棄ごみの回収を行った。回収した不法投棄ごみから原因者を特定できた場合は呼び出し、直接指導することで不法投棄の再発防止に努めた。

◎住民や関係機関との連携【町民生活課】

環境広報やお知らせのかなべ等により不法投棄についての広報・周知を行った。また、実際に不法投棄があった際、その場所が私有地の場合には投棄されたごみは所有者に処理責任があるため迅速に所有者へ連絡をとり、現場確認および適正な処理をお願いした。また、不法投棄場所が町有地については町の関係各課で、国・県等公共機関の所有地については関係機関に連絡をし、適正に処理を進めた。

▼不法投棄の抑止【町民生活課】

人目のつかない場所や、雑草等が繁茂するなど環境整備が不十分な場所に不法投棄がされやすい傾向にあるため、土地、建物の所有者に対して適切な管理をするよう引き続き啓発を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民や関係機関と連携し、不法投棄の監視体制の充実と不法投棄の多発箇所の情報共有に取り組むとともに、不法投棄防止の啓発活動を推進します。
- 不法投棄を行った者に対し、適正な指導を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみの適正な処理に努めます。
- 不法投棄の現場を確認した場合は速やかに所轄官庁（警察・保健所・町）等に連絡します。

③廃棄物処理体制の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎廃棄物処理施設の円滑な施設運営【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの施設運営に関しては、構成市町村で組織される理事会や担当課長会等を通じて情報や課題を共有し、協議することで円滑な施設運営を進めた。

◎家庭ごみの効率的な収集【町民生活課】

各集積場へ出された家庭ごみの収集については委託業者と随時協議しながら適正に処理を行っている。住民の理解と協力により適切に分別されたごみを、町が指定した曜日に決められた集積所に出していただくことで効率的な収集に努めた。

また、町なかを中心にごみ集積所の集約化を行い、収集箇所の適正化を図った。

◎最終処分場の適正な管理【町民生活課】

最終処分場の定期的な水質検査や悪臭検査を実施し、適正な管理を行った。また、今後も浸出水の処理を続けるうえで、老朽化に対応するため年次的に改修を実施する。

▼廃棄物処理施設経費の増加【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター、エコクリーンプラザみやざきのいずれも施設稼働から 10 余年を経過しており、今後老朽化に伴う施設改修が必要である。また、ごみ処理施設の施設運営費用に加え、この改修費用も増加が見込まれる。

▼ごみ集積所の増加【町民生活課】

新築アパートや住宅地の増加に伴うごみ集積所増設により、収集箇所が年々増加している。今後、住民サービスを維持しつつ経済的かつ効率的な収集を進めていくために収集対象物に応じた収集頻度、収集車 1 台あたりの収集エリア・ルートの見直し、ごみ集積所のさらなる集約化による収集箇所の適正化などを進める必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

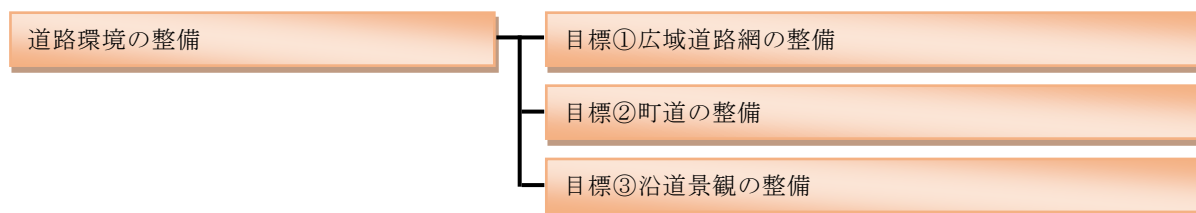
- 西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざき構成市町村とともに円滑な施設運営に努めます。
- 適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- 最終処分場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみ出しのルールを守るとともに、ごみ集積場の環境保全に努めていきます。

（7）道路環境の整備

【施策の体系】



①広域道路網の整備

【第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線の早期完成に向けた取組み【建設管理課】

未開通区間が残る東九州自動車道と九州横断自動車道の早期完成に向けて、決起集会等に多数参加することで必要性を県内外へ発信した。

◎東九州自動車道の片側２車線化【建設管理課】

東九州自動車道の「日向 IC～都農 IC」間、「高鍋 IC～宮崎西 IC」間を四車線化の優先整備区間として選定する案が示され、選定されれば、今後、10～15 年での完成を目指すこととなる。

◎国道 10 号の路側拡幅【建設管理課】

国道 10 号の樋渡地区において、車両停滞防止対策を国土交通省直轄事業で実施し、渋滞緩和、事故の減少といった効果があったため、菖蒲池地区における同様の対策の実施について国土交通省に要望した。

◎県道木城・高鍋線（都市計画道路菖蒲池・上江線）の認可区間の整備完了【建設管理課】

県により都市計画道路事業として菖蒲池・上江線の現認可区間の整備が、予定より 2 年前倒しで平成 28 年度に完了し、残る区間の事業化への作業を開始した。

▼東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線の早期完成【建設管理課】

東九州自動車道の宮崎～北九州は全線開通し、「清武南 IC～日南北郷 IC」間についても令和 4 年度に開通する見通しだが、残る日南東郷～鹿屋串良と九州横断自動車道延岡線の早期開通のため、今後も要望活動を継続していく必要がある。

▼東九州自動車道の片側２車線化【建設管理課】

東九州自動車道の一部区間については、四車線化の優先整備区間として選定する案が示されたが、残る区間についても、防災機能向上の面からも要望活動を継続していく必要がある。

▼主要地方道及び県道の整備要望【建設管理課】

主要地方道及び県道において、歩道がない区間や狭い区間がまだまだ多く存在している。特に児童生徒の通学路になっている区間での歩道整備要望は多く、交通安全対策としても県への要望を積極的に行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の早期開通を目指し、各種要望活動等に積極的に参加します。
- 国道 10 号の渋滞緩和のための措置を要望していきます。
- 主要地方道・県道の歩道の設置等を引き続き要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民が一体となって要望事項が実現されるよう整備促進のための運動を推進します。

②町道の整備

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎町道の維持管理【建設管理課】

会計年度任用職員 2 人の継続配置により道路の点検・簡易な維持補修に対応しており、事故・苦情等は減少してきている。また、舗装の傷みの激しい路線等について、舗装の打ち替えを実施できるよう予算措置を行い、年次的に改修した。

◎道路橋の定期点検【建設管理課】

道路法による 5 年に 1 度の定期点検を実施し、平成 30 年度で一巡した。今後も継続して点検し、道路橋の損傷具合を確認することで安心・安全な利用を図る。

◎町道の新設・改良【建設管理課】

社会資本整備総合交付金や防衛施設周辺道等改修等事業を活用し通学路等の整備を行い、住民が安心・安全に利用できるように整備を進めた。

◎企業誘致に伴う道路整備【建設管理課】

企業誘致に伴い、周辺道路の整備を進めている。工業用地へのアクセス道は社会資本整備総合交付金、防衛施設周辺道路改修等事業を活用し整備した。

◎竹鳩橋架け替え等に係る要望活動の実施【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替え、国道 10 号の渋滞緩和、宮越樋管へのポンプ設置の 3 項目について、国土交通省本省・九州地方整備局・宮崎河川国道事務所に対し町長・議長をはじめ議員・関係職員で要望活動を実施した。

▼竹鳩橋架け替えに係る財源確保【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替えは、町として大きな課題であり高鍋地区道路検討会で出された結果を基に事業化に向けた動きを加速する必要があるが、町負担額の軽減は必要不可欠であり、架け替えに係る財源確保について模索していく必要がある。

▼町道整備・補修に係る財源確保【建設管理課】

国庫補助事業を活用して進めている道路整備は、道路法の改正により 5 年に 1 度の橋梁点検が義務付けられ毎年の補助予算枠の中で対応することが必要となった。また、町内の道路は、舗装の劣化をはじめ側溝等の傷みも激しく、適切な補修を行うためには多額の町単独予算が必要となっている。このようなことから、道路の整備・補修には更なる財源確保が必要である。

▼町道に係る地元要望への対応【建設管理課】

地元から寄せられる道路整備の要望箇所への対応は、緊急性・必要性などを考慮し優先順位を決めて年次的に対応しているところであるが、要望箇所が多く整備が追い付いていない状況であり、財源確保と合わせて対応手法等の検討も必要である。

▼町道側溝等の浚渫【建設管理課】

これまで側溝の泥上げは地区が道路清掃作業の中で行っていたが、高齢化等によりできないケースが増えている。ゲリラ豪雨時の排水対策の為、緊急性・必要性などを考慮し年次的に浚渫対応を実施しているが、今後も継続していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 各地区等から寄せられる要望等について優先度を考慮した計画的な整備を推進します。
- 誘致企業周辺道路整備について、交通量の増加により早急な整備が必要であるため、計画的な事業推進に努めます。
- 安全で快適な道路整備、維持管理に努めます。
- 国や県の補助事業の積極的な活用を図ります。
- 交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、歩道の整備促進及びバリアフリー化を推進し、道路環境の改善に努めます。
- 竹嶋橋の永久橋架け替えに伴う財政支援を強く国に要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 道路整備に理解を深め、町道整備事業に協力します。
- 道路等の損傷箇所等情報を速やかに連絡します。

③沿道景観の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

各地区が実施する道路の清掃、草刈り作業に対し道路愛護報奨金を支給した。また、参加地区数や年間の実施回数も増加し、全地区数の半数を超え環境美化への意識を根付かせると共に道路環境の美化に繋げることができた。

◎道路沿い樹木の管理広報【建設管理課】

維持管理については台風等の異常気象後や町民からの通報以外に、職員等による定期パトロールを実施し、状況確認や樹木の伐採等を実施した。特に坂道において樹木が道路上に覆いかぶさってきている状況が多くみられるため、私有物の樹木管理を適切に実施いただくように、町の広報紙により周知した。

▼町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

各地区が実施する道路の清掃、草刈り作業については、環境美化への意識を根付かせると共に道路環境の美化に繋げることができたところであるが、今後も継続して実施していただくことや実施地区の拡大を図ることが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民との協働による道路環境美化に引き続き取り組み、新たに協働する地域の拡大を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政と一体となって道路環境美化に努めます。

(8) 公共交通の充実

【施策の体系】

公共交通の充実

目標①公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関の利便性の向上

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎適切な駅前自動車等駐車場の管理【建設管理課】

駅前自動車等駐車場の適正な管理により高鍋駅を利用する通勤通学者等の駐車場確保に寄与した。

◎廃止路線代替バスの運行維持【地域政策課】

高齢者や児童・生徒といった車を運転できない方々にとって、貴重な移動手段となっている廃止路線代替バスの運行について、事業者・県・関係市町によるルートやダイヤ等の検討・協議を実施しダイヤ変更等を行った。また、県補助金を活用し運行維持を図った。

◎地域公共交通会議の設置【地域政策課】

国や県、警察、民間事業者、住民といった委員で構成する地域公共交通会議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの提供など高鍋町の公共交通について総合的に検討し、利用者のニーズに応じた公共交通サービスの提供を図った。

◎公共交通の利用促進【地域政策課】

小学生を対象にしたバスの乗り方教室を実施し、公共交通への理解と利用促進を図った。

◎高鍋駅舎の整備【地域政策課】

高鍋駅舎を拠点として新たに人の流れを呼び込み蚊口地域の活性化や鉄道の利用者増を図るため駅舎を購入し改修するための基本・実施設計に着手した。

▼駅前自動車等駐車場の拡充【建設管理課】

定期カード利用者以外の自動車の駐車可能台数が少ないため、梅雨時期等に高鍋駅を利用するお客様用の自動車駐車スペースが不足しており、駐車場の拡充が必要となっている。また、駐輪場に放置されている自転車等については、今後も所有者への連絡を行い、必要に応じて撤去や処分を行うことで駐車スペースの確保を行う必要がある。

▼持続可能な公共交通体系の構築【地域政策課】

今後の急激な高齢化への対応や公共交通不便地域の解消といった課題を解決するため、より効率的・効果的で将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築に向けた継続的な検討が必要である。

▼バスの持続的な運行のための施策の展開【地域政策課】

廃止路線代替バス、なでしこバスともに利用者数が減少傾向にあり、これらのバスに対する負担が町の財政を圧迫している状況にある。将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するため、国や県、民間バス事業者などの関係者と協議・連携しながら、今後のバス運行のあり方について早急に検討する必要がある。

▼鉄道の利用者数増加のための施策の展開【地域政策課】

購入した駅舎を高鍋町の玄関口として有効活用し、拠点として蚊口地域の活性化を図るとともに、利用者数を増加させていくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

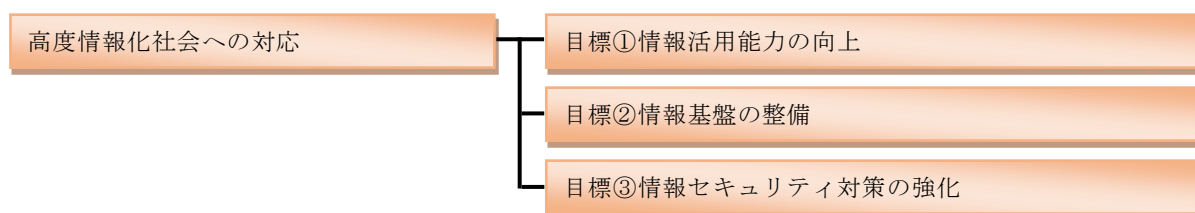
- 地域特性や町民ニーズに即した効率的で持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。
- 高齢者の移動手段の確保と併せた公共交通のあり方について、検討を進めます。
- 各交通事業者と連携を図り、利用促進に努めます。
- 高鍋駅舎を改修し地域の活性化と、鉄道及び駅舎の利用促進に努めます。
- 高鍋駅前自動車等駐車場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公共交通維持や環境負荷軽減などのため公共交通機関の利用機会を増やします。
- 事業者は、利用者ニーズの把握と利便性の向上に努めるとともに自発的な利用拡大に努めます。

（９）高度情報化社会への対応

【施策の体系】



①情報活用能力の向上

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎ビッグデータの活用【地域政策課】

職員が国の公開しているビッグデータ等を収集し、取得した情報に基づく施策の検討・立案を行えるよう情報の提供を行った。

◎IoT の活用【地域政策課】

誘致企業が構築した地域 IoT プラットフォームを活用し、地域課題解決や町民生活の質の向上に係る事業の事業化などを図る高鍋町地域 IoT 事業化推進補助金を創設した。

◎学校における I C T 環境の整備【教育総務課】

G I G Aスクール構想の実現に向けた国の補助事業を活用し、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて、令和 2 年度、児童生徒 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。

▼高鍋 Smart Project（スマートプロジェクト）の推進【地域政策課】

少子高齢化・人口減少社会が進んでも町民が豊かな生活を送れるよう、国や県、全国のような自治体が取組を進めている新しい「まちづくり」の施策と連動し、I C Tを活用した取組を包括的に行う「高鍋スマートプロジェクト」を推進する必要がある。

▼学校におけるＩＣＴを活用した教育の推進（スマートスクール構想）【教育総務課】

授業での日常的な学習において、各教科等の学びを深める効果的なＩＣＴ活用を推進するため、また、校務支援システムの導入により、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、授業・学習と校務両面でのＩＣＴ活用を推進していくためのＩＣＴ環境整備計画を策定の上、整備を進めていく必要がある。

そのため、整備のための財源、教員の指導力向上及び推進・支援体制の構築が課題となる。

▼情報活用能力向上のための研修等【総務課】

職員研修に関しては、基礎的なＯＡ研修への参加に留まっており、結果的に情報活用能力の向上という点においては、職員間で意識やレベルに差が生じている状況である。

▼インターネットトラブルへの対応【総務課】

インターネットがもたらす恩恵は多い反面、ネットいじめや犯罪等のトラブルも頻発していることから、正しい利用の仕方等を広く啓発する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 職員研修などを通じて、様々な情報を取得・活用できる職員の育成に努めます。
- 小中学校のＩＣＴ授業において、情報活用能力の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 個人情報保護やセキュリティ対策など、情報ネットワーク利用におけるマナーを守ります。
- 子どもがインターネットを正しく利用できるよう指導していきます。

②情報基盤の整備

【第６次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎町ホームページのリニューアルによる掲載情報の充実化【地域政策課】

平成３０年１１月に町ホームページをリニューアルするとともに、利用者の利便性の向上や管理の効率化を図るため行政や行政手続に関する情報を積極的に掲載した。

◎自治体クラウドの導入【総務課】

自治体クラウドを導入したことにより、将来的な行政コストの削減や有事の際の業務継続を担保した。

◎高齢者や障がい者に配慮した情報伝達手段の構築【地域政策課】

町ホームページにおいて、高齢者や障がい者に配慮したアクセシビリティ（情報のバリアフリー化）の構築をした。

▼行政事務の更なる効率化を進めるための検討【総務課】

常に進化し続けるＩＣＴやマイナンバー制度に対する知識を深めるとともに、そのスピード、多様性に対応しながら電子申請の導入など行政事務の効率化について検討を重ねていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- さらなる行政事務の効率化につながる行政情報システムの構築を検討します。
- 町民・事業者が必要なときに情報を入手でき、行政サービスを受けられる情報環境の整備に努めます。特に、高齢者や障がい者（児）、子どもたちが理解しやすい情報伝達手段を検討します。
- 情報面における町民の利便性の向上を目的としたマイナンバー制度に基づく情報伝達基盤の整備を検討していきます。

③情報セキュリティ対策の強化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎リモートバックアップサービスの導入【総務課】

本町のバックアップデータを遠隔地のデータセンターに記録させることにより、有事の際にも業務を継続して行える環境で運用した。

◎高度な情報セキュリティ対策への対応【総務課】

マイナンバー制度の導入に伴い、より高度な情報セキュリティ環境を構築することができた。

▼業務継続計画（BCP）に沿った情報通信体制の確立【総務課】

町が策定した業務継続計画における情報通信部門の優先度に応じた体制のマニュアルを整える必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 情報通信部門における業務継続計画（BCP）を策定します。
- 最新の情報技術に対応したセキュリティ対策を施し、個人情報保護・情報資産の外部脅威からの防御に努めます。

2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

(1) 危機管理体制の整備

【施策の体系】

危機管理体制の整備

目標①危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地域防災計画の改訂【総務課】

国・県の防災計画並びに各種指針・マニュアル等を反映し、毎年地域防災計画を改訂し災害に対する町としての予防、応急対策及び災害復旧の指針を明確にした。

◎防災行政無線の更新整備（デジタル化）【総務課】

屋外拡声子局の増設や学校などの公共施設等への戸別受信機の配備を行うことにより、災害情報等を迅速かつ確実に伝達することができるようになった。

◎全国瞬時警報システム（J-ALERT）の防災行政無線への接続【総務課】

全国瞬時警報システムの受信装置を接続し、大規模災害や武力攻撃事態等、緊急地震速報を瞬時に受信できる体制を構築しており問題なく作動することを確認した。

◎業務継続計画（BCP）の策定【総務課】

災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため業務継続計画（地震編）を策定したことにより、地域防災計画の実効性が担保されることとなった。

◎専門的知見を有する防災担当職員の確保【総務課】

防災に対して専門的知識を有する退職自衛官を危機管理専門員として確保した。

◎新型インフルエンザ等対策の充実【健康保険課】

高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、計画に基づく関係機関との連携や情報提供等を図ることにより、新型インフルエンザ等の発生に備えた。また、特定接種の登録を行い新型インフルエンザ発生時の体制整備を図った。

▼戸別受信機の配備【総務課】

防災行政無線は、屋外拡声子局スピーカーによる情報伝達が中心となっており、風向きや天候、場所により聞こえ方が異なるため、もれなく地域住民へ聞こえるようにすることはなかなか難しい現状である。

今後は、財源確保に努めながら、被災する可能性があつて屋外拡声子局からの放送が聞こえない状況にある世帯への戸別受信機の設置を行い、情報伝達の確実性を向上させる必要がある。

▼災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保【総務課】

災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要となることから、断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能な衛星電話等の通信手段を確保する必要がある。

▼多様な災害情報伝達方法の広報【総務課】

町が提供する災害の情報提供方法は、防災行政無線のみでなく、テレビ、メールやアプリも使用している。様々な手法を使った情報提供を広報していく必要がある。

▼業務継続計画（BCP）の継続的改善【総務課】

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

▼新型コロナウイルス感染症対策の見直し【健康保険課】

新型コロナウイルス感染症の発生による社会変化に伴い、感染症対策に係る計画策定若しくは高鍋町新型コロナウイルス感染症等対策行動計画を見直す必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

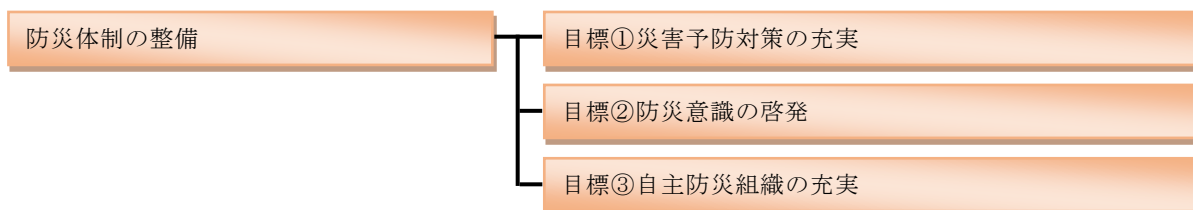
- 「高鍋町地域防災計画」や「高鍋町国民保護計画」に基づく危機管理の体制整備に努めます。
- 関係機関との連携強化を図り、危機管理体制の充実・強化を図ります。
- 防災行政無線等を活用し、情報伝達体制の強化を図ります。
- 防災対策や感染症予防対策などの情報提供に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 防災意識や危機管理意識の向上に努めます。
- 国民保護のための措置の実施に協力します。
- 町及び関係機関が実施する危機管理体制の整備・強化に協力します。
- 地域を含め、自主的な危機管理対策に取り組みます。

(2) 防災体制の整備

【施策の体系】



①災害予防対策の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防災情報配信システム（SOSネットワーク）加入促進【総務課】

防災行政無線放送と同様、重要な災害情報の伝達手段の一つである防災情報配信システム（SOSネットワーク）について、加入を呼びかけるチラシを作成し、全世帯へ配布したほか、成人式会場など人が多く集まるイベント等で配布し、加入促進を図った。

◎津波避難ビルの指定【総務課】

宮崎県が発表したL2クラス（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス）の津波が発生した場合の浸水想定をもとに、津波の被害から人命を守ることを目的として、指定緊急避難場所を協定により指定することができた。また、津波ハザードマップを通じて住民への周知を図った。

◎津波避難タワーの整備【総務課】

津波避難対策緊急事業計画に基づき特定避難困難地域である蚊口西の二地区と樋渡地区に津波避難タワーを整備することを目的とする緊急事業計画を平成27年度に策定した。平成29年度に蚊口西の二地区、平成30年度に樋渡地区の津波避難タワーを整備した。

◎避難路の整備【建設管理課】

避難路として利用される町道の整備を年次的に行った。

◎木造住宅耐震化の推進【建設管理課】

平成17年度より実施してきた木造住宅の耐震診断及び改修事業について、令和元年度よりそれぞれ必要だった設計と工事の補助申請手続きを一括してできるよう申請の簡素化を図り補助の増額を行うことで、地震の際に倒壊する可能性のある家屋の解消に努めた。

◎避難行動要支援者の把握と情報共有の推進【福祉課】

災害対策基本法の改正等を踏まえ、避難行動要支援者の安心と安全を確保するため、避難支援等の基本的考え方や進め方などの対策を定めた「高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を平成29年10月に策定した。支援プランに基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、関係機関等との情報共有を行った。

また、令和2年度に避難行動要支援者管理システムを導入し、これまで職員の手作業により行っていた名簿更新や関係機関への情報提供等の業務効率化、また、住民基本台帳情報等の取り込みによる最新データの保有が可能となった。

◎小・中学校校舎の耐震補強工事、非構造部材の耐震化及び屋上避難広場整備

【教育総務課・総務課】

平成 23 年度から耐震補強工事と非構造部材（外壁）の耐震化工事を実施し、西中学校体育館及び東・西小学校給食調理室を除き、概ね終了した。また、津波の被害から人命を守ることを目的として屋上を避難場所として利用するための屋外階段の設置や転落防護柵等の整備も実施し、津波避難ビルとしての指定も行っている。これらの整備が完了したことに伴い、それまで津波の発生が予想される場合、児童生徒は、津波浸水区域外へ徒歩で避難することとされていたものを屋上へ避難することに改め、より安全で確実な避難行動をとることができるようになった。

◎高鍋町教育関係機関合同避難訓練の実施【教育総務課】

東小学校・西小学校・西中学校の屋上避難施設整備を契機に、高鍋町の教育関係機関（幼保・小・中・高校）が、同日・同時時間帯の大地震（震度 7）発生を想定した避難訓練を合同で実施した。この訓練実施は、幼・保・小・中・高の連携を深めるとともに、参加者それぞれの「状況に応じて自ら考え、判断し、主体的に行動できる力」、防災や減災の避難行動のあり方を学ぶ機会となった。

▼災害時に使いやすい備蓄倉庫の整備【総務課】

本町の備蓄倉庫は、防災センター 1 階と町体育館 2 階に整備されているが、実際の災害時には、膨大な物資を受け入れ、それを各避難所へ仕分ける必要があり、現状では、いざというときの対応は困難な状況である。トラックなどの出入りのしやすさ、物品の仕分けのしやすさなどを考慮した、備蓄倉庫を新たに整備する必要がある。

▼津波避難ビルの追加指定【総務課】

国土交通省が発表している「津波避難ビル等に係るガイドライン」においては、想定される浸水深が 1 m 以下であれば 2 階建ての R C 又は S R C 構造の建物を津波避難ビルとして指定できることとされている。津波浸水区域に存在するこの要件を満たすビルを津波避難ビルとして追加指定し、より安全な避難場所の確保に努める必要がある。

▼「宮崎県備蓄指針」に基づく計画的な備蓄の推進【総務課】

「宮崎県備蓄基本指針」に基づき計画的に備蓄を推進していく必要がある。この指針の中には、目標を定める物資の内容及び数量などについて規定されている。さらに食糧の場合、賞味期限が 5 年とされていることから、学校給食等で使用してもらいローリングストックにて備蓄を確保していく必要がある。さらに、これらの備蓄品を保管しておくスペースが不足することも大きな課題である。

▼職員用備蓄品の整備【総務課】

実際に被災した際、職員が活動できなければ業務を継続することはできないため、被災した住民用とは別に職員の活動を支える物品の確保が必要である。

▼計画的な避難路の整備【建設管理課】

避難路の整備を年次的に実施しているところであるが、津波到達予想区域からの避難路は多数あるため、重要度や現況幅員を考慮し計画的に整備を進める必要がある。

▼耐震改修事業の促進施策の展開【建設管理課】

東日本大震災・熊本地震により住宅の耐震強度への意識の高まりはあるものの、耐震診断を実施し地震に耐えられないと解っても、改修を実施する費用の捻出ができないなどの理由

で耐震改修率が伸び悩んでいる状況である。今後は、更なる改修事業費補助の採択要件緩和等なんらかの施策の展開が必要である。

▼避難行動要支援者個別支援計画の作成推進【福祉課】

避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた避難に関する個別支援計画の作成が進んでいない。作成には、地域住民や民生委員等避難支援等関係者の協力が必要となるため、計画の必要性や作成方法等の周知を行い、地域住民等との協働により計画作成を推進していく必要がある。

▼保育所等の災害発生時における臨時休園等の対応【福祉課】

園児及び職員の安全確保のため、災害に備えた避難対策として、防災情報の警戒レベルに応じた避難実施基準を各保育施設の非常災害対策計画で策定する必要があるが、警戒レベルが最も高い場合の避難対策として実施する臨時休園における代替保育の確保が課題となっている。

また、臨時休園は、自然災害だけではなく新型コロナウイルス感染症の発生時にも実施するため、災害に応じた代替保育の確保について検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 避難行動要支援者の把握と避難支援プランの適正な運用を図ります。
- 防災情報配信システムの加入促進を図るとともに、適正な運用に努めます。
- 津波避難ビルの指定など、避難対策を推進します。
- 食糧、飲料水、その他非常用備蓄品の整備を図ります。
- 避難路の指定や避難路の整備を図ります。
- 地震による建物倒壊を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別支援計画の作成に協力します。
- 防災情報配信システムに積極的に加入します。
- 事業者は、津波避難ビルの指定に協力します。
- 非常持ち出し品の準備に努めます。
- 住宅やアパートなどの耐震診断及び耐震改修工事に努めます。

②防災意識の啓発

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎定期的な津波避難訓練の実施【総務課】

毎年 5 月に津波避難訓練を実施していたが、令和元年度は総合防災訓練を開催し、自衛隊、東児湯消防組合、消防団が合同で車両救出訓練を行ったほか、自衛隊による炊き出し訓練や、医師によるトリアージ訓練、災害協定を締結している道路啓開訓練等を実施し充実した訓練を実施した。

◎教育機関合同避難訓練の実施【教育総務課・総務課】

校舎屋上避難広場の整備が完了し、津波避難ビルとして指定されたことを受けて、平成 27 年度から各学校単位での訓練とは別に、小・中学校周辺の保育園や幼稚園等と連携した津波避難訓練を実施した。

◎県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」への参加【総務課】

地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会として平成 27 年度から県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」へ参加した。

◎津波ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成・配布【総務課】

L2 クラス（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス）の津波については、住民の生命を守ることを最優先とし、ハザードマップの整備など、避難を中心とするソフト対策を実施することとされているが、それを講じるための基礎資料として平成 25 年に作成した津波ハザードマップを修正増刷した。併せて、小丸川の氾濫を想定した洪水ハザードマップも修正増刷し、新たに平成 17 年台風 14 号で浸水した地域を地図面に示した。

▼津波避難訓練の充実【総務課】

特定避難困難地域である蚊口地区については、地域の住民、消防団、防災士が一緒になって、毎年避難訓練を実施している。同じく特定避難困難地域である樋渡地区についても、津波避難タワーが設置されたことを機会に、公民館規約に防災の事項を追加する等、防災意識の高揚が図られてきている。今後も、定期的に津波避難訓練を実施し、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

▼洪水ハザードマップの見直し【総務課】

小丸川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの修正増刷を行った、新たに平成 17 年台風 14 号で浸水した地域を地図面に示した。今後も随時見直しを行う必要がある。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】※再掲

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 津波避難訓練や総合防災訓練を定期的実施し、初動体制や情報伝達体制などの確立を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 津波避難等の防災訓練に積極的に参加します。
- 各種ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高めます。

③自主防災組織の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎防災士の養成【総務課】

地域における防災リーダーとしても活躍が期待される防災士を育成するために、防災士養成研修の際に必要な経費の補助を実施した。令和2年4月1日現在における町内在住の防災士数は144人となった。

◎自主防災組織の育成【総務課】

自主防災組織の育成及び活性化促進のため、防災資機材整備に要する経費を補助した。令和2年4月1日現在における自主防災組織の結成数は23地区となった。

◎防災出前講座の開催【総務課】

町民の防災意識の向上を図ることを目的として、地震・津波に関する正しい知識の普及を中心とする出前講座を実施した。

▼防災士資格取得後のフォローアップ・自主防災組織との連携【総務課】

防災士の資格を取得しても、具体的な活動を行うまでには至っていないケースが多く、地区・自主防災組織といかに連携していくかが課題である。

今後は、引き続き、地区によってばらつきがみられる防災士の数（資格取得者数）を増加させるとともに、質を高めていくことが重要である。

▼自主防災組織の育成支援【総務課】

本町が行っている自主防災組織への支援事業は、自主防災組織の防災資機材整備事業を実施し、地区が必要とする防災資機材の充実を図っている。防災資機材を活用した訓練も実施してきており、地域の防災意識の向上が見られるようになった。今後も自主防災組織の育成支援を続け自主防災組織の質を高めていく必要がある。

▼防災に関する出前講座の充実【総務課】

定期的な異動がある町職員による講座を継続していくことは難しいと考える。防災士ネットワークでも講座を実施していることから、高鍋地区の防災士を活用した出前講座を実施する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

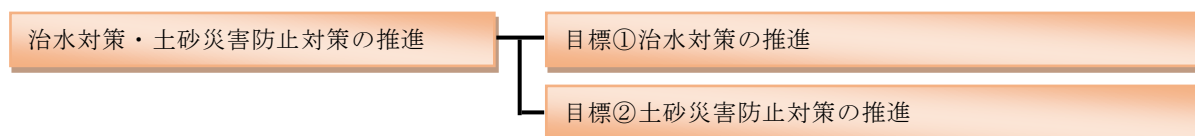
- 地域の防災リーダーとしての役割が期待される防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 防災に関する出前講座や研修などを通して、地域における自主防災意識の啓発を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の防災リーダーとなるため、防災士の資格取得に努めます。
- 地域にあった防災訓練や研修会の定期的な実施に努めます。
- 災害発生時における高齢者や障がい者（児）等の支援に協力します。
- 情報伝達体制の整備に努めます。

（３）治水対策・土砂災害防止対策の推進

【施策の体系】



①治水対策の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎老朽化した「ため池」の適正な維持管理【農業政策課】

使用中のため池の耐震診断を実施し、平成30年度から診断で問題のあったため池について、県営事業で工事を実施している。また、災害時の避難のためのため池ハザードマップを作成し、防災力の向上を図った。

◎高鍋防災ダムの適正な維持管理【農業政策課】

高鍋防災ダムの機能を維持するため、平成30年度から通信機器の更新を県営事業で行った。

◎宮越樋管ポンプ設置【建設管理課】

令和元年8月に宮越樋管排水ポンプ整備の早期実現を目指すため、地元住民で宮越排水機場整備促進期成同盟会を発足した。その後、国、県、町が連携し宮越樋管内水対策について協議を重ね、令和2年3月に国土交通省直轄事業で宮越樋管排水ポンプ増強整備を実施した。

◎小丸川水系の治水対策【建設管理課】

洪水による事前防災対策として、小丸川水系の河道掘削、水位計・監視カメラの設置が国土交通省、宮崎県により実施された。

◎都市下水路の管理【上下水道課】 ※再掲

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られた。

▼老朽化した「ため池」の診断・整備【農業政策課】

令和元年度に使用中 4 箇所、未使用 4 箇所の計 8 箇所のため池を防災重点ため池に指定した。今後は、使用中のため池については補強、未使用のため池については廃止を含めた整備を検討していく必要がある。

▼宮越地区における内水対策【建設管理課】

宮越樋管排水ポンプ整備に併せ、他地区への流出抑制策としての道路嵩上げ工事、家屋建築に係る土地利用規制の制定などの対策も必要となってくる。

また、宮越川に流れ込む上流側の排水整備も順次実施する必要がある。

▼都市下水路の整備【上下水道課】 ※再掲

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 宮越地区の内水対策での道路嵩上げ工事、土地利用規制に関する条例等の整備を国が行う宮越排水ポンプ整備に併せ進めていきます。
- 主要河川及び小河川の護岸改修や浚渫、水路の整備について国・県との連携により早期の整備に努めます。
- 都市下水路の定期的な浚渫を行い、排水断面の確保に努めます。
- 老朽化した「ため池」の適正な維持管理と整備に努めます。
- 高鍋防災ダムの適正な維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政と一体となって事業推進に努めます。

②土砂災害防止対策の推進

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎土砂災害避難訓練の定期的な開催【総務課・建設管理課】

宮崎県砂防協会及び高鍋土木事務所と連携し、地区内に土砂災害危険箇所が存在する自治公民館を対象に年 1 回土砂災害避難訓練を実施し、土砂災害に関する啓発を行った。

◎急傾斜地崩壊対策事業の実施【建設管理課】

平成 29 年度に町施工による松本地区急傾斜地崩壊対策事業が完成した。また、脇地区急傾斜地崩壊対策事業を県と町で施工し、順次整備を実施している。

◎土砂災害ハザードマップの作成【総務課】

県の調査結果をもとに、洪水ハザードマップに土砂災害の危険性のある区域を表示した、洪水・土砂災害ハザードマップを作成し公表した。

▼土砂災害警戒区域内の世帯に対する防災行政無線戸別受信機の配備【総務課】

土砂災害警戒情報に基づく迅速な避難勧告の発令が義務付けられていることから、土砂災害警戒区域にある世帯への戸別受信機の配備を推進する必要がある。

▼土砂災害危険箇所対策の推進【建設管理課】

土砂災害危険箇所については、現在施工地区以外の事業着手に向け、県施工による事業実施要望に合わせて、町施工分に対する県単独補助の活用ができるように要望を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

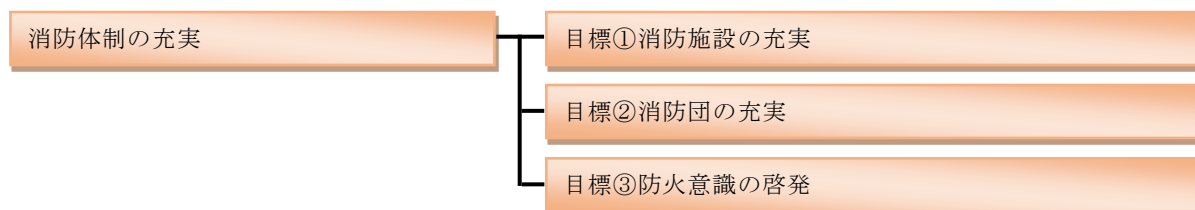
- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策とともに、今後の調査、パトロールを通して判明した危険箇所については、県施行による事業実施の要望を行うとともに、町施行分については県補助が活用できるよう要望を行っていきます。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 土砂災害防止訓練を実施し、避難所・避難経路の周知を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策事業について理解を深め、事業に協力します。
- 土砂災害ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高め、避難所・避難路を確認します。
- 土砂災害防止訓練に積極的に参加します。

（４）消防体制の充実

【施策の体系】



①消防施設の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎消防施設等の整備【総務課】

消防団第2部・第8部及び第12部の消防小型ポンプ積載車の更新を行い、消防施設の充実に図った。

▼消防施設等の整備【総務課】

消防団各部消防車両及び小型ポンプの計画的な更新、耐震性を備えた防火水槽の整備や、自動車運転免許制度の改正に伴う消防ポンプ自動車の運転可能者の減少対策を講じる必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消防車両や機材の計画的な整備を図ります。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利の整備、点検、修繕に努めます。

②消防団の充実

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎消防技術の向上や組織強化【総務課】

新入団員・部長・消防団幹部など役職やスキルに応じた研修及び訓練を実施するとともに、各種訓練において、無線機を活用した訓練や実践を想定した災害の訓練を実施するなど、訓練カリキュラムの充実による消防団員の技能向上や組織強化を図った。

◎消防団員の安全確保・活動環境の向上【総務課】

地域消防防災活動支援事業等を活用し、消防団各部へ消火活動等に必要な防火衣や消防ホースなどの資機材や装備品の計画的な整備を行い、消防団員の安全確保や活動環境の向上を図った。また、救命胴衣・耐切創性手袋・トランシーバー等災害時にも利用可能な資材を各部へ配備し、消防団活動の充実を図った。

◎消防団活動の啓発【総務課】

高鍋城灯籠まつり等の町内の各種行事において消防団活動のPRを実施し、ポスターやチラシによる消防団員の確保を行った。また、消防始式終了後に消防団員によるパレードを実施し、消防団のPRを行った。

▼消防団員の確保【総務課】

令和2年4月1日時点の団員数は243人であるが、町外勤務者や雇用形態の多様化などの事情により、若者の入団が困難な状況にあり、消防団員の高齢化や団歴の長期化が課題となっている。また、団員数の多い部と少ない部の偏りがあり、少ない部は、団員一人あたりの負担が大きくなっている。

▼装備品等の計画的な整備【総務課】

東児湯消防組合の消防無線はデジタル化されている一方、消防団車両に装備している無線受信機や携帯型無線機の移動系無線はアナログ方式のままとなっているため、防火活動の阻害となる恐れがある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様な火災、自然災害に対応できる消防力の増強に努めます。
- 町民や企業等への理解や協力を推進し、消防団員の確保に努めます。
- 消防団活動の環境づくりや啓発活動の充実に努めます。
- 操法大会や定期的な訓練の実施など、消防技術の向上や組織強化に努めます。
- 消防団員の消火活動に必要な防火衣や装備品等の計画的な整備を図り、安全確保、活動環境の向上に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 消防団活動に理解を深め、家族の協力のもと消防団に積極的に入団します。
- 事業者は、消防団への入団や消防団活動に対して積極的に支援します。

③防火意識の啓発

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎火災予防運動の実施【総務課】

春季・秋季に行われる全国火災予防運動に伴い、町内全地域での防火広報を実施することで防火意識を醸成した。

▼地域における火災予防の啓発【総務課】

各地区で実施される防災訓練に、管轄消防団が参加し火災予防の啓発を行っているが、減少傾向とはいえ住宅火災や林野火災が起きている。また、大規模小売店や福祉施設等における消火訓練の実施や防火意識の向上を図るとともに、各世帯においても住宅用火災警報器や防火機器の適切な更新と設置率の向上が課題である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 火災予防運動を推進し、消防団による広報や情報誌等により防火意識の強化に努めます。
- 地域における研修や消火訓練等を通して、火災予防の啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭における火気取扱に十分注意します。
- 住宅用火災警報器や防火機器の設置に努めます。
- 企業等は、自主的な消火訓練や避難訓練の実施に努めます。

(5) 交通安全対策の推進

【施策の体系】



①交通安全施設の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎交通安全施設の設置・維持補修整備による道路交通環境の改善【総務課】

点検・パトロールや地区からの要望に応じ、歩道や交差点等の危険箇所交通安全施設（カーブミラー、区画線、ガードレール等）の設置や維持補修、交差点改良等の整備を行い、交通事故防止や道路交通環境の改善を図った。

◎通学路の安全対策【総務課】

通学路を点検し、交差点における「止まれ」表示の補修、注意喚起掲示板・看板の設置を行った。

◎事故発生場所の安全対策【総務課】

事故発生場所において、警察や宮崎県等関係機関と協議し、横断旗の設置を行った。

◎グリーンベルトの設置【建設管理課】

歩道のない通学路において児童・生徒の安全確保のため、運転手が車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分できるようにグリーンベルトを設置し、事故防止対策を図った。

◎通学路の危険箇所への対応【建設管理課】

小中学校の通学路合同点検及び未就学児を対象とした緊急安全点検により危険と判断された箇所について、現地を確認し順次対応を行った。

◎生活道路対策エリアの設定【建設管理課】

平成30年8月に高鍋中央地区を生活道路対策エリアとして設定し、その中の全てをゾーン30区域として指定した。また、令和元年7月には正ヶ井手地区を生活道路対策エリアとして設定し、このエリア内においてもゾーン30区域となるよう警察と協議中である。

◎通学路の安全対策【教育総務課】

通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に実施するため、国・県・町、小・中学校、PTA、警察で構成する通学路安全推進会議を設置し、平成26年8月に高鍋町通学路交通安全プログラムを策定した。

3年に1回（平成29年度、令和元年度）合同点検を行い、対策を見直しながら実施している。また、点検結果や対策内容については、関係機関の認識を共有するため、小・中学校ごとに対策一覧表及び「対策箇所」を作成・公表した。

▼交通安全施設の整備【総務課】

車道中央線や路側線、横断歩道等の白線は摩耗が早く、また、カーブミラーやガードレールについては老朽化が進んできているため、年次的、計画的な修繕等が必要である。

▼通学路の危険箇所への対応【建設管理課】

通学路の対策整備を年次的に実施しているが、歩道整備などには多額の費用と時間がかかるため、対策に時間を要する箇所もある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 交差点や歩道など、交通事故の危険性が高い箇所の交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全点検を実施し、児童・生徒等の歩行者・自転車の安全対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 通学路の点検や交通安全施設の点検等の協力を努めます。

②交通安全意識の啓発

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎交通安全運動の町民全体への展開【総務課】

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、交通指導員や各地区公民館による街頭指導を年間通して実施し、交通安全の確保や、交通マナーに対する意識の高揚を図った。

また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントで街頭啓発を行い、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して交通安全意識の醸成を図った。

◎学校における交通安全教育の推進【教育総務課】

各学校において、毎年度1学期の交通安全教室、下校指導や自転車通学生指導などの交通安全指導を実施した。また、町総務課・高鍋警察署と連携し、中学校において自転車点検を行い、不良箇所等の改善指導を行った。

▼交通安全意識の啓発【総務課】

交通事故当事者の高齢者の占める割合が近年増加している。交通事故防止のためには、町民挙げて交通安全に対する意識やマナーの向上を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

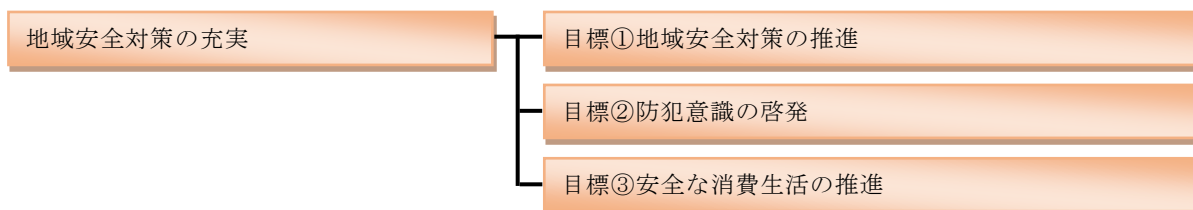
- 学校等における交通安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、交通安全意識の啓発に努めます。
- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導に努めます。
- 自転車利用者に対する交通安全教育に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導への積極的な参加に努めます。
- 交通事故防止のために、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。
- 自転車利用の交通マナーの向上に努めます。
- 高齢者は制限運転の宣誓を積極的に行い、自動車の安全運転に努めます。

（６）地域安全対策の充実

【施策の体系】



①地域安全対策の推進

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎防犯灯の新設・補修整備による犯罪抑止・安全確保【総務課】

地区からの要望に応じて、防犯灯を設置するとともに、老朽化した防犯灯の補修を行い、歩行者等の安全確保や犯罪の未然防止を図った。また、年次的・計画的に既設防犯灯のＬＥＤ化を実施した。

◎青色防犯パトロールの実施等による地域安全活動への支援【総務課】

青色防犯パトロールの実施や街頭啓発を行うとともに、防犯協会や地域安全モデル地区、自治公民館組織など、団体との連携協力・活動支援により犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進することができた。

▼地域安全環境の整備【総務課】

世代間交流や地域のつながりが希薄化する中で、子ども・女性・高齢者が狙われる事案が増えている。犯罪者を寄せ付けない安心安全なまちづくりを推進するためには、地域住民による見守りや監視が効果的であることから、見守りボランティアの育成や組織化が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- ＬＥＤ防犯灯の設置を推進し、老朽化した防犯灯の更新に努めます。
- 地域の見守りボランティア活動の育成に努めます。
- 青色防犯パトロールの実施を強化します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域において、ＬＥＤ防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の見守り活動に積極的に参加・協力します。
- 鍵かけや二重ロックなど、自らの防犯対策に心掛けます。

②防犯意識の啓発

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎防犯意識の啓発【総務課】

広報誌の配布や情報配信メール等により啓発を実施した。また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントでの街頭啓発や、児湯5町対抗鍵かけ合戦により、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して防犯への意識づけをすることができた。

▼防犯意識の啓発【総務課】

自転車盗難の発生率が高いため、自転車への鍵かけの啓発を推進していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地域や学校等における地域安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭において、防犯意識の高揚に努めます。
- 地域や家庭において、子どもや高齢者等に対する防犯教育を推進します。

③安全な消費生活の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎消費者保護に関する啓発【総務課】

消費者行政強化交付金事業の活用で啓発用品やパンフレットを購入、子育て応援フェスティバル・成人式及び出前講座等で配布し、効果的な消費者教育啓発を展開した。

◎消費者保護の相談体制の整備【総務課】

西都市・新富町・高鍋町・木城町・川南町・都農町・西米良村による西都児湯消費生活相談センターを共同設置し、消費者トラブルへの迅速な対応を行った。

◎無料法律相談の実施【総務課】

消費者行政強化交付金事業を活用した弁護士による無料法律相談会を開催し、消費者トラブルや多重債務等の相談に関して、法律専門家による的確な助言や応答がなされ相談者の救済を図った。

▼消費者トラブルへの啓発【総務課】

近年ではインターネットトラブルに巻き込まれるケースが増加している。消費者トラブルに巻き込まれないための啓発を推進していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消費生活に関する知識の習得や問題意識を高め、消費者トラブルや被害の未然防止のため、消費生活情報の提供、啓発活動に努めます。
- 地域や学校等における消費者教育を推進します。
- 消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

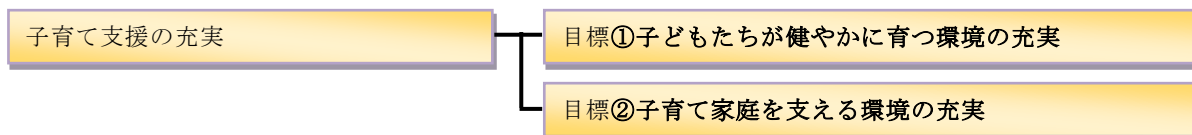
- 自ら進んで消費生活の知識を習得するよう努めます。
- 必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動することで、消費者トラブルや被害の未然防止に努めます。
- 事業者は、商品や契約内容について適正な表示、説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応します。

3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

3-1 人にやさしいまち

(1) 子育て支援の充実

【施策の体系】



①子どもたちが健やかに育つ環境の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎地域子育て支援センター事業の促進【福祉課】

私立保育園が運営する地域子育て支援センターを活用することで、子育て中の保護者や子どもが気軽に集い安心して意見交換ができ、育児について気軽に相談できる仲間づくりができる等、幅広い子育て支援につながった。

また、地域においての子育て支援を行い、在宅で子育てを続けている保護者の不安や負担を軽減した。

◎地域活動支援事業の促進【福祉課】

町内の保育園において、地域の高齢者や小学生との多世代交流を実施し、地域の高齢者等の子育て支援への参加促進が図られた。

◎要保護児童対策地域協議会の設置【福祉課】

代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催することで、関係者との連携が図られ、要保護児童の家庭に対して適正な支援を行った。

◎子ども家庭支援センターによる利用者支援事業の実施【福祉課】

平成29年度に設置した子ども家庭支援センター「みらい」による利用者支援事業を活用し、児童虐待や子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な問題を抱える家庭に対して、総合的な相談支援を行った。

◎少子化対策の推進【福祉課】

少子高齢化が進展する中、子育て応援フェスティバルを開催することで、誰もが子育てに関心を持ち、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する環境を醸成した。

◎第2期子ども・子育て支援事業計画の策定【福祉課】

平成27年度から令和元年度までの子ども・子育て支援事業計画で策定した子育て支援策を引き続き計画的に推進するため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定した。あわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの輝く未来応援計画」、平成30年9月に閣議決定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みについても包括的に盛り込むことができた。

◎臨床心理士による定期観察事業の実施【福祉課】

臨床心理士による定期観察を実施することで、支援の必要な児童を把握し、保育の仕方への助言を受けることができた。また、保護者への指導助言により、子どもの早期療育に

つながった。

◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図った。

◎乳児家庭全戸訪問事業の実施【健康保険課】

保健師や母子保健推進員が、生後1～2か月の乳児のいる家庭を訪問し、育児などの相談、子育て支援情報の提供等を行うことで母親の育児不安の軽減を図った。

◎乳児・1歳6か月・3歳児健康診査事業の実施【健康保険課】

発達段階に応じた健康診査を行うことで、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安を軽減した。

◎乳幼児相談事業、母子健康教室事業の実施【健康保険課】

保健師、管理栄養士、助産師、言語聴覚士等により、育児相談、母親（両親）学級、遊びの教室、言語訓練などを行うことで乳児家庭全戸訪問事業、健康診査事業と併せ妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行った。このことにより、子育てをしている保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を促した。

◎保育所等訪問事業の実施【健康保険課・福祉課】

3歳児健康診査事業のフォロー事業として、町内の保育園・認定こども園に通う子どもの園での様子を把握することにより、健康診査の経過観察及び就学に向けた支援を行った。

▼発達障がいに係る専門的医療機関の確保【福祉課】

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく報告」がなされたが、発達障がいの専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。本県においても同様の課題を抱え、診療予約がなかなか取れない状況にある。障がいの早期発見・早期療育につながる体制の整備が望まれる。

▼子ども家庭支援センターの拡充【福祉課】

子ども家庭センター「みらい」の認知度の高まりとともに生活困窮家庭や児童虐待などの相談案件が急増しており、児童虐待の通報による緊急対応、養育力の不足する家庭の長期・定期的な見守り支援など、業務量と比較して人員が不足している状況である。

▼「子ども食堂」など子どもの居場所の創出【福祉課】

経済的な理由や親が忙しく家庭での食卓を囲む機会が失われている子どもたちに食事と居場所を提供する「子ども食堂」や家でも学校でもない第三の居場所として学習支援や夕食提供、生活習慣の習得等を目指す「子どもの居場所」など、子どもの貧困対策や児童虐待、ひとり親世帯の支援としての新たな社会資源の創出が必要である。

▼乳幼児の健康増進【健康保険課】

乳幼児期は、生涯にわたり身体と心の健康づくりの基礎となる生活習慣を培う重要な時期であるため、疾病・異常の早期発見・早期対応、保護者の育児不安軽減を目的として、妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行う必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 児童虐待などに迅速かつ適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会の適正な運用に努めます。
- 子ども家庭支援センターでの相談・支援を通して、子どもの健やかな成長を図ります。
- 子ども及びその保護者が、自らの選択に基づいて多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう利用者支援事業に取り組みます。
- 子どもの貧困対策に関する各種施策を総合的に推進します。
- 地域と連携した子どもの見守りや支援により、子どもの健やかな成長を図ります。
- 発達障がい児の早期発見・早期療育に繋がるよう、臨床心理士定期観察事業や就学に向けた園訪問による支援事業に取り組みます。
- 関係機関や西都児湯管内市町村と連携し、発達障がいに係る専門的医療機関の確保に努めます。
- 乳児家庭全戸訪問などのきめ細かいサービスを通して、育児相談や子育て支援情報の提供を行い、子育て家庭の不安軽減を図ります。
- 妊産婦、乳幼児の健康増進を図るため、妊産婦及び乳幼児健診等を実施します。また、年齢に応じた保健事業の充実を図り、健やかな子どもの成長を促します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の子育て支援事業等に積極的に参加するよう心がけます。
- 子育てに関する不安や悩みは抱え込まず、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
- 保護者は、保育園などの行事に積極的に参加するなど、連携して子どもの健やかな成長に努めます。

②子育て家庭を支える環境の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎ファミリーサポートセンターの設置【福祉課】

仕事の都合や育児疲れ、急用等により、一時的に子どもを預かって欲しいおねがい会員をおたすけ会員が支える育児の相互援助活動を行うネットワークづくりを行った。

◎幼児教育・保育の無償化【福祉課】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳までの保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化し、幼児教育の機会の保障及び子育て世代の経済的負担の軽減を図った。

◎延長保育の実施【福祉課】

町外事業所への就労や終業時間の都合により、保育園の就園時間内の送迎が困難な保護者に対して、延長保育を実施することで送迎時間を気にすることなく、安心して働くことができる環境を提供した。

◎休日保育の実施【福祉課】

日曜・祝日及び年末等、保護者の勤務等による休日保育のニーズに対応することで、保護者の保育に対する負担の軽減を図り、安心して働くことができる環境を提供した。

◎一時預かりの実施【福祉課】

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、様々なニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てをしている親の不安や負担の軽減を図った。

◎放課後児童クラブの実施【福祉課】

就業等により、家庭に保護者がいない小学生を預かることで、児童の健全育成を図り、保護者が安心して働くことができる環境を提供した。

◎病後児保育事業の実施【福祉課】

保育園等に預けることができない病気の回復期にある児童を預り、安心して働くことができる環境を提供した。

◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】※再掲

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図った。

◎子ども医療費助成制度事業の対象年齢の拡充と無償化【福祉課】

子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校修了前までに拡充するとともに医療機関等窓口での自己負担額を無償化したことで、子どもが病院にかかったときの負担軽減を図った。

▼ファミリーサポートセンターの適正な運営【福祉課】

おねがい会員とおたすけ会員の新しい組み合わせが増えていない。特定のおたすけ会員に負担が偏り、一方で登録してはいるものの利用されていない会員がいる。

組み合わせの固定化は、利用者が安心して預けることができる一方、馴れ合いにより宿泊など長時間にわたり預ける事例も発生している。

また、おたすけ会員が減少傾向であるため、改めておたすけ会員の養成を行うとともに、利用内容の適正化を図っていく必要がある。

▼放課後児童クラブの拡充【福祉課】

現在、放課後児童クラブは、2小学校、2保育園、1幼稚園、1児童館で実施しているが、利用対象者が小学校6年生まで拡充されたことや共働き世帯の増加等により、利用希望者は年々増加しており、新たなクラブの設置、既存クラブのクラス数等の拡充が必要である。あわせて、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「一体型の放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の整備の検討が必要である。

▼発達障がいに係る専門的医療機関の確保【福祉課】※再掲

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障がいの専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。本県においても同様の課題を抱え、診療予約がなかなか取れない状況にある。障がいの早期発見・早期療育につながる体制の整備が望まれる。

▼ひとり親家庭医療費助成の現物給付【福祉課】

子どもの貧困対策の一環として、現在、償還払いとなっているひとり親家庭医療費助成について、ひとり親家庭の負担軽減と受診抑制を防止し児童の福祉向上を図るため、給付方法の検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

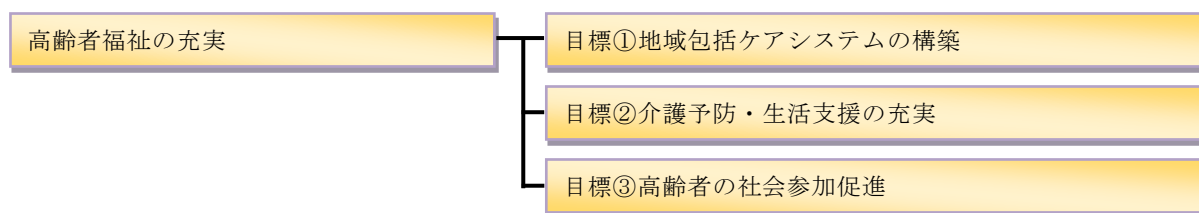
- ファミリーサポートセンター事業や子育て短期支援事業の利活用により、育児疲れ等の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 保護者が心のゆとりを持って子育てができ、育児と仕事等の社会的活動が両立できる環境づくりのため、放課後児童クラブの拡充に努めます。
- 就労形態の多様化に対応する保育環境を維持するため、特別保育を実施します。
- 障がい児の通所支援事業所を町内に確保するよう努めます。
- 児童手当や子ども医療費助成などによる子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 将来を担う子どもを大切に、地域ぐるみで子育てに取り組めます。
- ファミリーサポートセンター事業の必要性を理解し、「おたすけ会員」への登録に努めます。
- 事業所等は、仕事と家庭の両立を積極的に支援します。
- 子育て家庭への支援制度に対する理解を深めます。

（２）高齢者福祉の充実

【施策の体系】



①地域包括ケアシステムの構築

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高齢者に関する総合相談窓口の設置【健康保険課】

地域包括支援センターを高齢者に関する総合相談窓口として位置づけ、介護サービスに関する相談はもとより、高齢者の権利擁護、虐待に関する相談等へ対応するための体制を整備し、人員増により体制を強化した。

◎高齢者の自立支援のためのサービス提供【健康保険課】

福祉用具の購入や住宅改修のサービスを提供することで、高齢者の自立を支援し、安心して在宅生活を送る環境整備を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図った。

◎地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の整備【健康保険課】

地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の開設に向けて備品等の整備を支援し、住み慣れた地域で必要なときに必要なサービスを受けられる体制の整備を進めた。

◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

◎認知症地域支援体制の充実【健康保険課】

事業所、各種団体、小中学校等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、社会福祉協議会及び高鍋町認知症介護者のつどいと連携し、認知症介護者のつどいの毎月開催、徘徊模擬訓練の実施、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開設など地域全体で認知症の方やその家族の方を支える体制の充実を図った。

◎介護者の負担軽減【健康保険課】

社会福祉協議会と連携し、認知症介護者のつどいを毎月開催することで、介護者の心のケアに努めた。

また、認知症ケアパスを作成し、認知症への理解を深め、認知症の程度に応じた適切な対応や相談先を周知することにより介護者の負担を軽減した。

▼高齢化の進展による介護給付費の増加【健康保険課】

高齢化の進展により、介護サービス受給者、介護給付費が増加している。今後、介護予防事業の充実による介護サービス受給者、介護給付費の抑制が必要である。

▼高齢者の生活環境の充実【健康保険課】

介護保険事業の対象とはならない高齢者に対する、ＱＯＬを維持するために必要な福祉用具の購入等の支援強化が必要である。

▼対応困難ケースの増加【健康保険課】

高齢化の進展に伴い、支援してくれる家族等のいない高齢者が増加している。今後、施設入所等の対応が難しいケースが増加すると懸念されるため、様々な高齢者に対応できる体制の構築が必要である。

▼独居高齢者への働きかけ【健康保険課】

介護予防事業の取り組みに合わせて、閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のある高齢者の早期発見・早期対応を可能にする体制の整備が必要である。

▼地域包括ケアシステムの構築【健康保険課】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 介護保険制度の趣旨の啓発に努めます。
- 介護サービス基盤の整備に努めます。
- 介護サービスの質の向上に努めます。
- 介護保険の給付適正化に努めます。
- 地域密着型サービスの充実を図ります。
- 経済的な理由や家族等の支援が困難な高齢者に対する福祉サービス体制の構築に努めます。
- 地域包括支援センターの充実を図り、在宅福祉等の相談やサービスが総合的に提供できる体制づくりを推進します。
- 一人暮らし高齢者等を、地域全体で支え合っていく体制の確立に努めます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など高齢者の権利擁護を周知し、利用促進を図ります。
- 地域で安心して日常生活が送れるよう、緊急通報システムの普及を図ります。
- 在宅医療介護連携推進事業により切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及に努めます。
- 認知症介護者のつどいを毎月開催し、介護者の心のケアに努めます。
- 認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームを連携させ、認知症の予防や早期発見による重症化予防に努めます。
- 閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のあるひとり暮らし高齢者の早期発見、早期対応に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 高齢者を地域全体で支え合います。
- 介護サービス事業者は、利用者が満足する質の高いサービスの提供に努めます。
- 日頃から介護予防や健康づくりに努めます。
- 悩みや不安は抱え込まず、気軽に相談します。

②介護予防・生活支援の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎介護予防サービスの提供【健康保険課】

いつまでも元気でいきいきと自立した生活ができるよう、健康寿命延伸につながる取り組みとして、ノルディックウォーキング教室、楽々体操、元気アップ教室を実施するとともに、住民主体の介護予防活動として、いきいき百歳体操の普及に取り組んだ。

◎介護予防の啓発【健康保険課】

運動機能向上のための介護予防パンフレットを作成し、出前講座等で幅広く活用することにより、介護予防の推進、啓発を行った。

◎介護予防の取り組み強化【健康保険課】

住民主体の介護予防活動であるいきいき百歳体操参加者を対象に、体力測定による効果の確認、管理栄養士による栄養状況の確認を行い、個人に応じた指導、助言を行った。

◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】※再掲

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

▼閉じこもりの防止【健康保険課】

高齢者クラブや各種社会活動に参加しない閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促し、生きがいつくりや介護予防を推進していく必要がある。

▼感染症対策に留意した介護予防事業の実施【健康保険課】

住民主体の介護予防活動の広がりと共に、お互いを見守る地域づくりが進みつつあったが、新型コロナウイルス感染症の発生により人との接触、交流の機会が減少することとなった。重症化リスクの高い高齢者の健康を守りつつ、地域とのつながりを維持しながら行う介護予防事業を検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 保健・医療・福祉の連携による介護予防・日常生活支援事業を推進します。
- 筋力向上トレーニングやプールを活用した水中運動等による健康づくりを推進します。
- いきいき百歳体操等の各地域での普及により、介護予防に努めます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やニーズと資源のマッチングなど生活支援等サービスの提供体制を整備します。
- 閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促します。
- 民間事業者や各種団体と連携した地域見守り活動を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 積極的に介護予防事業や健康づくり事業、地域活動等に参加します。

③高齢者の社会参加促進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高齢者クラブ活動の支援【健康保険課】

社会福祉協議会と連携し、グラウンドゴルフ大会、福祉・スポーツ大会や作品展示会等を開催することにより、高齢者クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりや健康づくり等を推進した。

◎高齢者等多世代交流施設の利用促進【健康保険課】

高齢者等多世代交流施設を子どもから高齢者まで、健常者から障がい者までが気軽に集えるサロンのような場所として活用した。

また、令和2年度から指定管理者による施設の管理運営を行うこととし、効果的な管理運営を行った。

◎シルバー人材センター等との連携による社会参加の推進【健康保険課】

高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進し、高齢者の生きがい及び社会参加の機会を確保した。

▼高齢者の雇用対策【健康保険課】

元気な高齢者の経験や技術、知識を生かし、社会参加の場を提供するため、シルバー人材センター会員の就業機会の確保や拡大に向けた新規事業創出が必要である。

▼高齢者クラブ活動の活性化【健康保険課】

高齢者の生きがいと健康づくり、また支え合える地域づくりのため、高齢者クラブの活性化が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 高齢者同士の交流を図るため、高齢者クラブの活動を支援します。
- スポーツや文化活動を通して、高齢者の能力や経験が生かされる地域づくりに努めます。
- ふれあい交流センターを活用し、高齢者から子ども、健常者から障がい者（児）までが気軽に集える環境づくりに努めます。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者の能力を生かした就業機会の確保を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 高齢になっても様々な活動を通じて交流を図り、生きがいづくりに努めます。
- 事業者は、高齢者の雇用に努め、その持てる能力を活用します。

（３）障がい者（児）福祉の充実

【施策の体系】

障がい者（児）福祉の充実

目標①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高鍋町障がい者自立支援協議会の設置【福祉課】

障がい福祉施策の諮問機関である自立支援協議会を設置し、就労・当事者・事業所・教育・農業などの関係機関と協議を行うことで、障がい者（児）の自立と社会参加促進のための課題抽出や不足している社会資源等の協議・検討を行った。

◎障がい者の雇用機会の拡大【福祉課】

就労系サービス事業所やハローワーク、たかなべ障がい者就業・生活支援センターなどの雇用関係機関と協議・連携を行った。また、町内の就労系サービス事業所新設により、障が

い者の就労訓練及び雇用の場の拡大を図った。

◎基幹相談支援センターの設置【福祉課】

身体・知的及び精神障がい者（児）やその家族等の総合相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、日常生活における幅広い支援や情報提供を行った。また、障がい者（児）虐待防止の通報窓口として相談受付や虐待防止啓発を行い、制度の周知を図った。

◎物品調達推進方針の作成及び公表【福祉課】

毎年度、本町における物品調達の実績や方針を作成し公表することで、障がい者就労施設等からの物品調達の促進を図った。

◎自発的活動支援事業補助金の交付【福祉課】

障がい者（児）やその家族及び地域住民等による自発的な取り組みを支援する補助金を交付し、ピア活動や地域ボランティア活動の推進を図った。

◎理解啓発促進事業の実施【福祉課】

パンフレットを作成し、出前講座での活用や自治公民館長へ配付・説明を行うとともに、高鍋城灯籠まつりに当事者ブースを設け、チラシの配布等の啓発活動を行い、「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解を深めた。

◎発達障がい児への支援【福祉課】

発達障がい児・者親の会「キャンパス☆キッズ」に補助金を交付し、「障がい児・者地域コミュニティあかとんぼ」の円滑な運営に寄与するとともに、障がい児・者やその家族、支援者の相談支援を行った。

◎在宅障がい者（児）と介護者の負担軽減【福祉課】

居宅介護サービス（入浴等の身体介護、掃除・調理等の家事援助）、短期入所サービスの利用や住宅改造補助事業、重度障害者（児）等在宅介護手当支給、その他のサービス提供により、障がい者（児）と介護者の日常生活における負担軽減等を図った。

◎計画相談の完全導入【福祉課】

障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する障がい者（児）に計画相談を完全導入したことにより、対象者の状況や要望を詳細に把握することができ、障がい者（児）や家族のニーズにあったサービスの周知・利用の促進を図った。

◎たか鍋まごころサポーター（精神保健福祉ボランティア）養成講座の開催【福祉課】

障がい者（児）の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（ボランティア）を育成する養成講座を開催することにより、障がい者等への理解促進を図った。

◎重度心身障害者（児）医療費助成事業の現物給付方式への変更【福祉課】

重度心身障がい者（児）の医療費負担軽減を図るため行っている重度心身障害者（児）医療費助成について、令和2年8月外来診療分から現物給付方式へ変更し、申請手続き及び経済的負担の軽減を図った。

▼障がい者の自立と雇用確保【福祉課】

就労系サービス事業所は増加傾向にあるが、障がい者を雇用する一般企業はまだまだ少なく、働く場の確保が難しい。障害年金以外の収入確保が難しいため自立が困難である。

▼権利擁護の推進【福祉課】

知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の更なる利用促進に向けた啓発や周知が必要である。また、障がい者（児）虐待防止に向けた更なる啓発や周知が必要である。

▼難病患者への障害福祉サービス等の周知【福祉課】

法律改正により難病患者も障害福祉サービス等の利用が可能となったが、実際の利用が低調であるため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

▼障害者差別解消法の周知【福祉課】

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

▼地域移行・定着の推進【福祉課】

障害者基本計画（国）や宮崎県障がい福祉計画において、長期施設入所者や長期入院者を地域へかえす成果（数値）目標が設定されており、地域移行から地域への定着までの実効性のある対策が必要である。

▼グループホームの不足【福祉課】

地域で生活する場であるグループホームが不足しており、待機状態の方がいる。地域移行・定着の推進のためにグループホームの確保が必要である。

▼重度障がい児のサービス事業所の不足【福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児を療育する障害児通所支援サービス事業所が現在町内に 4 事業所ある。以前よりは増加したが、医療的ケアが必要な重度の障がい児を預かることができる事業所はない。今後、サービス事業所の確保を図っていく必要がある。

▼計画相談支援事業所の確保【福祉課】

町内の計画相談支援事業所は、現在 2 事業所のみとなっており、相談支援体制の充実を図るために計画相談支援事業所を確保する必要がある。

▼地域生活支援拠点等の整備【福祉課】

障がい者（児）の地域生活支援を目的に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備する必要がある。

▼精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【福祉課】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。
- ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
- 障がい者（児）への情報提供や日常生活での支援など、幅広い施策に取り組めます。
- 障がい者（児）への広報や情報提供を行うために欠かせない手話や点訳等の各種ボランティア団体の活動を支援します。
- 知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の利用促進を図ります。
- 難病患者への障がい福祉サービスの啓発・周知を図ります。
- 障がい者（児）の虐待防止に向けた啓発や制度の周知を図ります。
- 障がい者就労施設等からの物品の調達に努めます。
- 障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域生活支援事業の充実努めます。
- 関係機関と連携を図り、障がい者（児）の地域生活への移行を支援します。
- 地域生活におけるサポート体制の整備等、地域に定着するための支援体制の充実努めます。
- 障がい福祉サービスの利用促進に向けた周知・啓発を行います。
- 就労系事業所やグループホーム事業所の確保及び充実努めます。
- 本町の強みを活かした機能を有する面的な地域生活支援拠点等の整備に、圏域で率先して取り組みます。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関（保健、医療、障害福祉、保育、教育等）の協議の場を設置します。

◆町民・事業者等としてできること

- 障がい者（児）への正しい理解と必要な手助けを自然に行える「心のバリアフリー」に努めます。
- 事業主は、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用に努めます。
- 障がい者（児）への理解を深め、地域で見守り、支え合う体制づくりに努めます。
- 障がい者（児）が気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めます。

(4) 地域福祉活動の推進

【施策の体系】

地域福祉活動の推進

目標①地域福祉活動の推進

①地域福祉活動の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎生活困窮者に対する支援【福祉課】

生活保護申請受付をはじめ、生活保護に至っていない生活困窮者の衣・食・住の確保や就労等の問題について相談に応じ、福祉事務所や社会福祉協議会等との連携により、最低生活の保障及び自立に向けた支援を行った。

また、平成30年6月に改正された生活困窮者自立支援法に基づき、支援につながっていない生活困窮者を把握し、相談支援につなげることを目的として、令和元年度に高鍋町生活困窮者支援会議（事務局：児湯福祉事務所）を設置し、関係機関との情報交換及び連携を図った。

◎地域福祉の担い手づくりの推進【福祉課】

ボランティアセンター事業において、ボランティアの養成をはじめ、ボランティア活動を体験する機会の提供、活動の拠点となる場所・活動情報のPR等を行い、福祉団体やボランティアの活動を支援することで、地域福祉の担い手づくりの推進を図り、助け合い支え合うまちづくりの実現に寄与した。また、小・中・高生に対する福祉教育を推進した。

◎民生委員・児童委員の確保と活動支援【福祉課】

民生委員・児童委員が活動を円滑に行うため、必要な支援や情報の提供、働きかけを行い、民生委員・児童委員の負担軽減を図った。

令和元年度の民生委員・児童委員一斉改選では、定数を確保することができた。

◎ふれあい総合相談事業の実施【福祉課】

総合相談支援センター「架け橋」で、心配ごと相談・法律相談・人権相談等の各種相談窓口を開設し、専門の相談員による問題解決を図った。

また、同センター内に併設している「地域包括支援センター（介護・高齢者）」「基幹相談支援センター（障がい者）」「子ども家庭支援センター」も相互に連携し、さらにきめ細やかな支援に結び付けることができた。

▼生活困窮者自立支援制度への対応【福祉課】

生活困窮者の課題は多様で複合的であるため、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題など多様な問題に対応するための包括的支援体制の構築が求められている。

本町における相談支援体制の整備、また、児湯福祉事務所と連携した事業の実施等について、検討が必要である。

▼社会福祉協議会の組織強化と活動の充実【福祉課】

社会福祉協議会が、今後とも地域福祉の中核的団体としての使命を果たしていけるよう、その存在意義を高めるための活動の充実、組織経営等の改善を図っていく必要がある。

▼権利擁護の推進【福祉課】

今後、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の増加が見込まれるが、制度に対する理解が進んでいない状況である。権利を擁護する必要がある場合に必要な支援が行えるよう、相談支援体制の構築や啓発活動の推進等、利用促進に向けた取り組みが必要である。

令和3年度から児湯郡5町1村広域で開設予定の（仮称）こゆ成年後見支援センターと連携して、権利擁護の推進を図っていく必要がある。

▼社会福祉法人等による地域貢献活動の促進【福祉課】

地域社会におけるニーズが多様化しており、行政や社会福祉協議会だけでは対応が難しい問題事案（ゴミ屋敷、子どもの貧困対策等）が増加している。子どもや高齢者、健常者や障がい者などの垣根を越えて、地域社会全体で対応する体制の整備が望まれる。

▼地域福祉の担い手づくりの推進【福祉課】

地域における様々な支え合い・助け合いの活動の多くは、民生委員・児童委員や自治公民館の役員など地域の一部の方たちにより成り立っている。

人口減少社会においては、地域の支え合い・助け合いを必要とされる方が増える一方で、地域福祉を担う方たちの高齢化や後継者不足の問題が懸念される。

今後の地域福祉を担う人材を育成するとともに、より多くの人材を地域に確保できるような取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

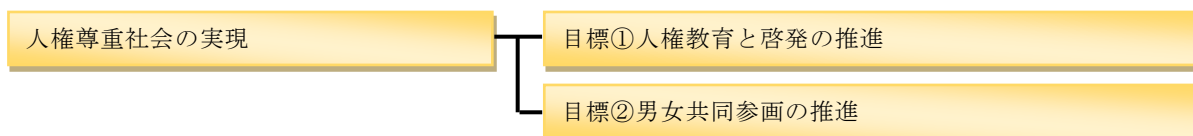
- 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制構築に努めます。
- 地域福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、研修会の開催や広報を通じて啓発活動を推進します。
- 地域に密着した福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会機能の充実強化に向けた取り組みを支援します。
- 地域福祉の充実のため、民生委員・児童委員や地区公民館などの連携強化を図り、誰もが地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域における様々な課題を解決するために、地域一体となって連携し、住みよい地域づくりを図ります。
- 社会福祉協議会において地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画を作成し、地域福祉の推進に向けた具体的取り組みを進めます。

（５）人権尊重社会の実現

【施策の体系】



①人権教育と啓発の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎人権啓発活動の実施【総務課】

人権擁護委員の日（6月1日）、人権週間（12月4日～12月10日）に併せて人権擁護委員の協力のもと街頭啓発を実施した。啓発グッズやパンフレット等の配布を行い、人権意識の高揚を図った。

◎夏休みふれあい映画祭の開催【総務課】

人権意識の高い子どもの育成を図るため、小・中学生を対象に人権啓発映画を上映する夏休みふれあい映画祭を開催した。同時にチラシ等を配布するなど啓発も行った。

◎高鍋城灯籠まつりでの啓発活動の実施【総務課】

高鍋城灯籠まつりの開催にあわせて、啓発物品を配布するなど人権意識の高揚を図った。

◎人権・なやみごと相談所の開設【総務課】

毎月1回、人権・なやみごと相談所を開設し、虐待、差別、いじめ・体罰、離婚、相続問題、金銭トラブル等の多様な相談に対して、人権擁護委員が問題の整理やアドバイスを行い相談者の不安解消や問題の解決を図った。

◎いきいきふれあいリレー啓発展の開催【総務課】

毎年、役場ロビーで人権問題に関連した啓発パネルの掲示やパンフレット等の配付を行い、人権の啓発を図った。

◎「人権の花」運動の実施【総務課】

子どもが協力し合いながら花を育てることによって、子どもたちに思いやりの心を育んでもらうことを目的とした「人権の花」運動を実施し、人権に対する意識の醸成を図った。

▼町民の人権意識の高揚【総務課】

人権に関する教育や啓発活動は、学校教育や社会教育など各所で取り組んでいるが、今なお様々な問題が存在しており、人権を尊重する意識が浸透しているとは言い難い状況にある。更なる人権意識の高揚を図るため、学校や家庭などあらゆる場面での人権教育を進めていく必要がある。

▼人権問題に関わる指導者の育成【総務課】

同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて、職場や地域において人権啓発の指導者育成を図る必要がある。

▼障害者差別解消法の周知【福祉課】※再掲

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重を推進します。
- 広報啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向け、職場や地域において人権啓発に関わる指導者の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 人権を尊重し、思いやりをもって行動します。
- 講演会等への積極的な参加や家庭における人権教育に取り組みます。

②男女共同参画の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎高鍋町男女共同参画推進条例の策定【総務課】

男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする条例の制定を行った。

▼各種審議会等の女性登用【総務課】

本町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、各種審議会委員への女性登用を図っているが、高鍋町男女共同参画プランでの女性登用率目標 30%には達していないため、更なる登用を図る必要がある。

▼団体等との連携・支援による男女共同参画社会の推進【総務課】

男女共同参画社会の推進には、地域における多様な主体との連携・協働による様々な場面での学習・啓発活動が効果的であるため、連携や支援の対象となる団体等の育成を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 各種審議会や委員会委員など様々な分野への女性の積極的な参画を支援します。
- 性別にとらわれることなく、幅広い人材の活用・登用に努めます。

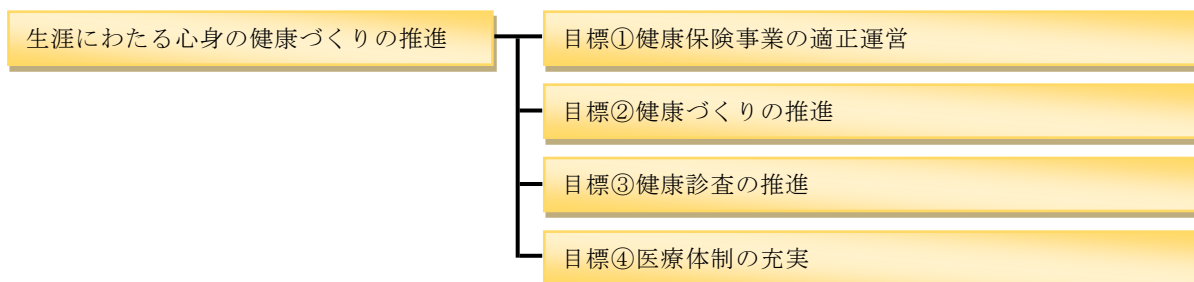
◆町民・事業者等としてできること

- 男女がお互いを尊重し、家庭や地域で支え合いながらその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。
- 事業者は、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指します。

3-2 健康に暮らせるまち

(1) 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

【施策の体系】



①健康保険事業の適正運営

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎医療費適正化への取り組み【健康保険課】

適正受診等についてのチラシを作成し、保険証発送時に同封した。その他啓発パンフレットも活用して、様々な呼びかけを心掛けている。特にジェネリック医薬品の使用を促進するため、保険証交付時に使用促進記載のカードケースを配布、また対象者には使用した際の差額について通知した。

◎重複・頻回受診及び重複服薬者等訪問指導事業【健康保険課】

国民健康保険被保険者のレセプトデータ等の分析から、重複・頻回受診者等へ保健師や薬剤師等による訪問を行い、適正な受診・服薬についての指導や健康相談を行った。

◎温泉無料保養券の交付【健康保険課】

後期高齢者を対象に、健康づくりへの寄与を目的として、年に6回分の温泉無料保養券を交付した。

▼医療費の適正化【健康保険課】

多受診や重複受診の問題だけではなく、同一月内に同一薬剤を複数医療機関から処方される重複服薬は、健康被害のリスクが高くなることから、県とも連携し重複調剤、多剤併用の解消につとめていくことが必要である。また日ごろの正しい生活習慣や年に1回の健診受診の重要性について啓発していくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 医療費の適正化などによる国民健康保険・後期高齢者医療保険特別会計の財政基盤強化と長期的・安定的運営を図ります。
- 特定健診受診率向上のため、受診しやすい環境づくりと健診内容の充実を図ります。
- 健診の推奨やかかりつけ医の重要性を啓発・周知します。

◆町民・事業者等としてできること

- 医療保険や介護保険への正しい理解を深め、生活習慣の改善や予防活動に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を利用します。

②健康づくりの推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎健康づくり計画の見直し【健康保険課】

生活習慣病を予防し、町民が健やかに心豊かに生活するために、健康づくりの3本柱「栄養・運動・休養」と健康診査受診等の予防活動を、ライフステージごとに具体的にまとめ平成24年4月に策定した「高鍋町健康づくり計画」の中間評価と見直しを平成29年3月に行った。

◎母子保健事業の推進【健康保険課】

子どもが健やかに生まれ育つことを目指し、妊娠、出産、育児の各時期を一貫して支援するため、母子健康手帳交付から、母親（両親）学級・乳幼児健康診査・乳幼児相談・各種教室などを行うことで、保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を図った。

◎生涯にわたる健康づくりの推進【健康保険課】

がん検診などの各種検診や検診後のフォローを行うとともに、各地区婦人部や各団体で健診の必要性や生活習慣病予防、心の健康づくりについての出前講座・出前健康相談を行い心身の健康づくりを図った。

◎感染症の予防と拡大防止対策の推進【健康保険課】

高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌予防接種事業、結核検診を行った。また、41歳から58歳の成人男性に対し、風しん抗体検査、MR定期予防接種を行い、乳幼児に対しては、定期予防接種の実施のほか、おたふくかぜ等の任意予防接種を行った。これらの取り組みにより感染症の予防と拡大防止を図った。

◎自殺予防・こころの健康づくり対策の推進【健康保険課】

講演会の開催や各地区や団体での出前講座を実施するとともに、こころの健康づくりやこころの健康相談窓口等に関するリーフレットを全戸配布し、自殺予防やこころの健康づくり対策の推進を図った。

また、自殺対策の礎となる高鍋町自殺対策計画を平成30年度に策定した。

◎高鍋町食育推進計画に基づく事業の推進【健康保険課】

町民が「食」に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、高鍋町食育推進計画に基づき保育園・幼稚園、学校、子ども会、その他団体での調理実習・講話等の出前講座を実施した。また、行政だけではなく児湯農業協同組合など各種団体と連携して食育に関する事業を展開し、食育の推進を図った。

◎健康づくりセンタープールの活用【健康保険課】

プールの管理運営を委託している事業者が行う水中運動等の教室を周知し、参加を促すことで、町民の健康増進や体力の向上を図った。

◎スマートウエルネスシティ事業の推進【地域政策課】

スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを進めるため「スマートウエルネスシティ首長研究会」に加盟し、全国の志を同じくする多くの自治体や研究機関とも連携して健幸のまちづくりに取り組むための研究を行った。

▼健康寿命の延伸【健康保険課】

子どもから高齢者まで全ての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善など健康寿命延伸に向けて、健全な食生活や運動習慣定着のための取り組みが必要である。

▼健幸に対する意識の差の解消【健康保険課】

個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができるよう、様々な施策を講じているが、健幸に対する関心の個人差が大きい。関心のない者の意識を変える取り組みを検討するとともに、意識しなくても普段の生活を送ることが健幸につながるような仕組みづくりを全庁を挙げて検討することが必要である。

▼スマートウエルネスシティ事業の推進【地域政策課・健康保険課】

スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを推進するため、組織体制の構築や町民の意識の醸成を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 健康づくりセンター内プールを活用した参加しやすい運動教室の実施に努めます。
- 子どもから高齢者まで一貫した健康づくり体制が重要であるため、ライフステージに応じた食事や運動をはじめとする望ましい生活習慣づくりを推進します。
- スマートウエルネスシティ構想に基づく、まちづくりを推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 定期的な運動やバランスのとれた食生活により、いつまでも元気で自立した生活が過ごせるよう、健康づくりに努めます。

③健康診査の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎健康診査の充実【健康保険課】

30歳及び35歳を節目年齢として特定健診と同じ内容の健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療を図り、健診結果に応じた保健師等による保健指導を実施した。

◎各種検診の実施と受診率向上への取り組み【健康保険課】

大腸・子宮頸・乳がん検診については、集団検診のほか、より受診しやすいように医療機関での個別検診も実施した。

また、特定健診と併せて集団がん検診・肝炎ウイルス検査を行うことで、受診率の向上に努めた。

◎特定健診受診率向上の取り組み【健康保険課】

国民健康保険被保険者の特定健康診査を実施している。受診率向上のため、節目年齢を設定したエコー検査のほか、心電図・貧血検査の実施、胃がんリスク検診（ABC検診）、尿蛋白定量検査の導入、特定健診の無料化、まいづるカード会と提携したオプション検査費用の助成、高鍋信用金庫と提携した定期預金利率の優遇制度など魅力ある健診を目指した。

◎特定健康診査時の保健・栄養指導の充実【健康保険課】

食品を展示し、栄養のバランス・一日の必要量・エネルギー量を視覚的に伝えることで、食生活習慣を見直すための取り組みを行った。また、健診の継続受診や生活習慣病予防等のスライドを作成し、受診者全員に見てもらうなど指導の充実を図った。

◎特定保健指導および健診事後指導の充実【健康保険課】

特定保健指導の対象者には、栄養や運動について個々に応じた指導を行い、生活習慣病の予防につなげた。また、保健指導を受けた方にオプションとして糖負荷検査やプールの利用券、健康グッズ等を配布し、指導を受けやすい環境づくりが図られた。また、特定保健指導対象者以外の事後フォローが必要な人には、病院受診勧奨や生活習慣の改善を促した。

◎生活習慣病重症化予防の取り組み【健康保険課】

健診結果データやレセプトデータを分析し、治療中断者や病院未受診者への病院受診を勧奨するために、受診勧奨ハガキの送付や保健師や管理栄養士による訪問指導を実施した。

▼各種がん検診の実施体制の整備【健康保険課】

国の指針の動向を踏まえ、がん検診の実施体制を検討していく必要がある。また、対象者の把握と未受診者への受診勧奨のあり方についても検討が必要である。

▼特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者に対する対策【健康保険課】

健診受診者は増加しているが、年1回の継続受診につながっていない場合も多い。インセンティブ事業を充実させ、魅力ある特定健康診査及び特定保健指導を実施し、受診率及び利用率向上を目指す必要がある。

▼健診受診後の特定保健指導や生活習慣病予防の継続的支援【健康保険課】

重症化予防や、生活習慣病の改善には継続的なフォローが必要である。また、長年積み重ねてきた生活習慣の改善は困難なため、子どもの頃からの生活習慣病の予防に対する意識付けが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 各年齢層に応じた疾病の早期発見、早期治療のための特定健診及び各種健（検）診を実施します。
- 重症化予防や生活習慣病の改善のため、健診受診後も継続的な保健指導に努めます。
- 特定健康診査未受診者の調査分析を行い、受診率の向上に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 病気の早期発見・早期治療のため、自ら健康診査等を受診します。

④医療体制の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎適正な医療サービスに向けた医療体制・医療施設の整備充実【健康保険課】

医師会、歯科医師会、高鍋保健所等の関係機関と連携し、住民が安心して医療サービスを受けることができる高度な医療体制・医療施設の整備が図られた。

◎救急医療体制の整備【健康保険課】

西都児湯医療センターや宮崎市夜間急病センターの休日、祝日及び夜間における急病救急診療運営費やドクターヘリ運行経費の一部を負担することで救急医療体制を整えることができた。

▼高度医療の充実、救急医療体制の整備【健康保険課】

必要な医療を適切に受けられる体制を構築するため、更なる高度医療の充実、救急医療体制の整備が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民に適正な医療サービスを提供するため、医師会や保健所等の関係機関と連携しながら救急医療体制の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

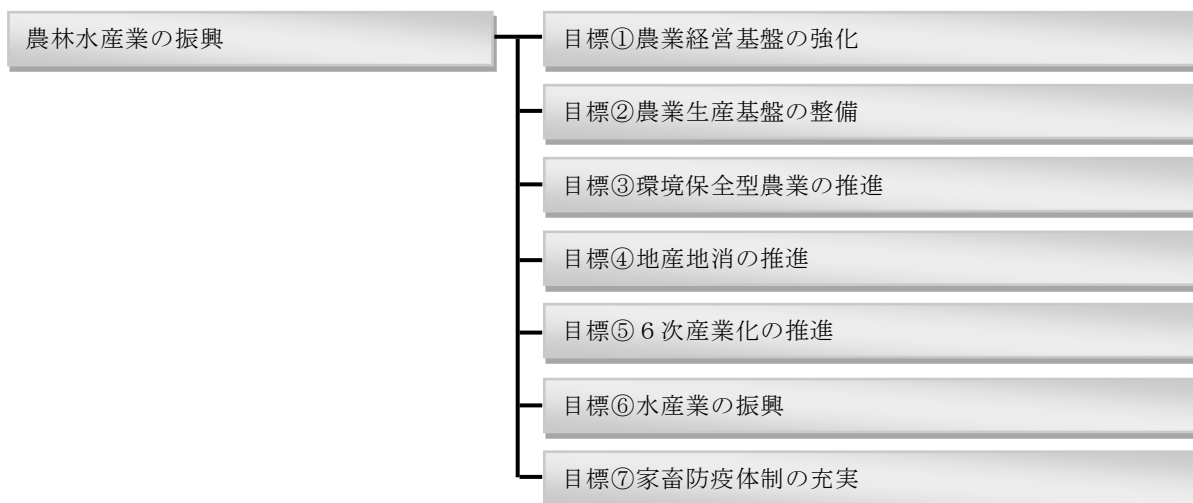
- 安心して地域生活が送れるよう、かかりつけ医を持ちます。

4. 地域資源を生かした活気あふれるまちづくり

4-1 活力ある産業が育つまち

(1) 農林水産業の振興

【施策の体系】



①農業経営基盤の強化

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎農用地の利用集積【農業政策課】

認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置づけ、16の地域単位で人・農地プランを作成し、農地集積等がスムーズに行える体制づくりを進めた。

◎農家や地域をリードする人材の育成【農業政策課】

高鍋町の認定農業者で組織される高鍋町認定農業者協議会、将来の担い手となる青年農業者で構成する高鍋町SAP会議への支援を行い、担い手の育成に努めた。また、露地・施設・畜産といった部門ごとでの学修会が開催され、農家の技術力向上が図られた。

高鍋町地域農業リーダー経営安定支援事業（町単独事業）に取り組むことにより、農業経営を改善し効率化・省力化を図ろうとする地域農業の中核となる認定農業者の支援を行った。

◎経営指導等の体制の充実【農業政策課】

高鍋町新農業振興対策協議会の金融部会等を通じて融資希望者の経営指導等を県や児湯農業協同組合と連携して実施し、農家の経営改善を図った。

◎有害鳥獣による被害防止対策【農業政策課】

農地を囲む電気柵設置者への補助や有害鳥獣捕獲を一層促すための捕獲事業等を行い、被害の軽減を図った。

◎新規就農者への支援【農業政策課】

高鍋町農業後継者親元就農支援事業、高鍋町新規就農者支援事業に取り組むことにより、農業の継続的な発展を目指すとともに後継者、新規就農者の育成・確保を図った。

◎担い手への農地利用の集積・集約化【農業委員会】

認定農業者や認定新規就農者等の担い手に対して農地のあっせんや農地中間管理機構が実施する特例事業等の活用等を推進し、農地利用の集積・集約化を図った。

▼農用地の利用集積【農業政策課】

農用地の利用集積は、集積しようとする農地周辺の所有者や耕作者の理解が必要である。人・農地プランを活用し地区単位で中心となる経営体を決め、統一した農用地の集積方針を共有する体制づくりを行っていく必要がある。

▼担い手の確保【農業政策課】

今後 10 年間を考えると担い手不足は深刻な問題である。次世代の担い手解消に向け、国の施策と連携し、新規就農者や農業後継者への継続的な支援を行っていく必要がある。

▼法人化の推進【農業政策課】

今後、農業従事者不足による耕作放棄地の増加が予想されるが、耕作放棄地にさせないため、周辺を中心となる農家の規模拡大に頼らざるを得ない。規模拡大を行っていけばどうしても家族経営から法人経営へ転換していく必要が生じる。現在、家族経営がほとんどの状況であるため、地域の中心となる経営体を選定し、法人化に向けた検討を行っていく必要がある。

▼人・農地プランの実質化【農業政策課】

令和元年度から人・農地プランの実質化が求められている。高鍋町では4区域での実質化となっており、今後、地域の話合いを基に実質化を進め、国の支援施策が受けられる体制づくりを構築していく必要がある。

▼農業従事者の確保【農業委員会】※再掲

農家の高齢化に伴う離農や若者の農業離れ等による農業就業人口の減少に伴い、遊休農地の増加が懸念される。遊休農地化を防ぎ、優良農地を維持・確保するには農業従事者の確保が必要であり、新規就農者への支援対策や新規参入の促進等の対策を講じていく必要がある。

▼耕作可能な農地の把握【農業委員会】

耕作が可能な農地を把握するため、農地利用状況調査において、耕作できない再生が困難な農地（荒廃農地）について、非農地判断を適切に実施する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 遊休農地の発生防止と解消に努めます。
- 地区単位での農用地の利用集積及び集約化を図ります。
- 法人化による農業経営の安定化の支援に努めます。
- 各種施策を活用し、農業経営の負担軽減に努めます。
- 農業後継者や新規就農者、新規参入法人等への支援を行います。
- 高度な経営管理能力と技術力を備えた人材育成に努めます。
- 有害鳥獣による被害防止対策の支援に努めます。
- GAP取得のための支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 遊休農地が発生しないよう、農地の適正管理を行います。
- 不耕作地が生じる場合、今後の利用意向について農業委員会等に相談します。
- 研修等により生産技術の向上に努めます。
- 農作物の収穫後の残さを農地に放置しません。
- 有害鳥獣防止柵等の適切な管理を行います。

②農業生産基盤の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎多面的機能支払交付金事業（農地・水保管理支払交付金事業）の推進【農業政策課】

農地や農業用施設等を含めた地域の環境保全活動を行う多面的機能支払交付金事業に取り組み、平成26年度より水利組合の上部組織である小丸川土地改良区及び一ツ瀬川土地改良区と広域協定を締結することにより、事務の効率化を図った。また、広域化により規模の小さい水利組合でも、農業用施設の更新を行うことができるようになり町内の農業用施設の長寿命化に大きく貢献している。

◎尾鈴土地改良事業の推進【農業政策課】

平成26年度より染ヶ岡・鬼ヶ久保地区において、畑地かんがい用水を使用した営農が開始された。令和3年度には、県営事業が完了予定である。散水器具の導入も進んでおり、畑かんを利用した営農形態に移行している状況にある。

◎一ツ瀬川土地改良事業の推進【農業政策課】

一ツ瀬川土地改良事業は、高鍋・西都・新富・木城にまたがり畑地営農推進のための事業として進められてきたが、未施工地区の事業化が大きな課題になっていた。平成29年度に未施工地区の意向調査を実施し、調査の結果、事業化の可能性は低いと判断し、令和2年度に維持管理計画書変更手続きを行い、未施工地区を事業区域から除外した。

◎ほ場整備事業の推進【農業政策課】

老瀬地区においては、平成26年度からのほ場整備事業計画がある。関係部局と協議を重ね、令和3年度事業採択に向けて事業を推進した。

▼多面的機能支払交付金事業の推進【農業政策課】

広域協定を締結したことにより効率よく農業生産基盤の維持管理が行えているが、まだ、一ツ瀬川土地改良区との広域協定区域内に、事業に加入していない地区があり、今後は加入促進が必要である。

▼農業用関連施設の計画的な整備【農業政策課】

町内には未整備の農道及び農業用施設が残っている状況である。今後の維持管理を含め、生産性向上のため農業関連施設の整備を計画的に進めていく必要がある。

▼尾鈴土地改良事業の推進【農業政策課】

県営事業の終期が見えてきたが、給水栓設置率が伸び悩んでいる状況である。給水栓設置率は賦課金へ影響する問題であるため、今後の維持管理費の賦課金収入確保のためにも、全受益者からの同意が得られるよう、地区役員との協力体制構築とともに水を使った営農の推進を図っていく必要がある。

▼土地改良施設の長寿命化【農業政策課】

土地改良施設の老朽化が進んでいるなか、施設すべての更新をするためには莫大な費用がかかり、町はもとより地元農家の負担も厳しい状況である。このため各施設用途に合わせた施設の長寿命化対策により、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

▼一ツ瀬川土地改良事業の推進【農業政策課】

施設の供用開始から 30 年以上経過しており、施設の老朽化が顕著になっている。現在、国営事業にて更新事業が計画されており、IoT の活用などにより管理の省力化、施設運用の効率化等を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多面的機能支払交付金事業を推進します。
- 農業用施設の長寿命化を図り、維持管理費の節減に努めます。
- ほ場整備事業など未整備の土地改良事業の計画的な整備を図ります。
- 尾鈴地区・一ツ瀬川地区のかんがい用水事業の推進を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 農業用施設の維持管理作業に積極的に参加します。

③環境保全型農業の推進

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎環境保全型農業の推進【農業政策課】

堆肥や緑肥の活用により環境保全型農業の推進を図った。また、染ヶ岡地区で緑肥として植栽したひまわりの後に生産されるキャベツ収穫祭の開催を支援し、環境保全型農業の取り組みをPRした。

◎農業用廃プラスチックの適正処理の推進【農業政策課】

定期的に廃プラ回収を高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会で実施し、農業用廃プラの不法投棄や焼却をしないよう適正処理が図られた。また、有機材料を使用した生分解性マルチの導入を検討している農家に対し資材代補助を実施することで、環境保全に適した農業の推進が図った。

◎家畜排せつ物の適切な処理【農業政策課】

口蹄疫を機に、家畜の飼養基準の見直しがなされ、県との連携により排せつ物の適正管理についての指導の徹底が図った。

▼環境保全型農業の推進【農業政策課】

環境保全型農業に対する取り組みは、緑肥としてのひまわり作付けや耕畜連携の中で実施されているが、更なる推進が必要である。

▼農業用廃プラスチックの排出抑制【農業政策課】

現在、高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会で廃プラの収集を行い適正な処理を行っているが、併行して、廃プラの排出量抑制を図るため、有機材料を使用した生分解性マルチの導入を更に進めていく必要がある。しかし、生分解性マルチは未だ単価が高く、農家が導入しづらい状況にあるため、導入促進を図るための手法を今後とも検討していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 耕畜連携における環境保全型の農業の推進に努めます。
- 農業用廃プラスチックの適正処理及び排出抑制の推進に努めます。
- 家畜排せつ物の適切な処理の指導を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 耕畜連携の理解協力に努めます。
 - 農業用廃プラスチックの適正処理及び排出抑制に努めます。
-

④地産地消の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎有機農産物生産拡大の推進【農業政策課】

土づくりを基本とした農法の導入により、安心・安全な農産物の供給が図られるとともに、耕種農家と畜産農家が連携することで有機農産物の生産拡大と普及を図り、安定した農業経営に寄与した。また、木城町と高鍋・木城有機農業推進協議会を設立し、農業者だけでなく消費者に対して有機農業に関する研修等を開催し、有機農業への関心をもってもらうことができた。

◎農産物加工施設の活用【農業政策課】

地元農産物を使用した「旬の野菜を楽しむ料理教室」等を開催し、地元農産物の消費拡大を図った。

◎農産物の地産地消の推進【農業政策課】

小・中学生を対象にした冬休み料理教室では、町管理栄養士、児湯農業協同組合女性部と連携し、高鍋町産米粉、地元農作物を利用した料理づくりを通して、食の安全に係る啓発と消費拡大を図った。

▼地元農産物を使った特産品の開発【農業政策課】

農産物加工施設を活用し、地元農産物を使った特産品の開発が必要であるが、農家・商業者独自での特産品開発には限りがあるため、農商工の連携のもと進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 農産物加工施設を有効に利用し、地元農産物を使用した特産品開発を推進します。
 - 地元農産物を使用した料理の紹介や料理教室の開催による消費拡大を図ります。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 食材は、地元農産物の購入に努めます。
-

⑤ 6次産業化の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎ 6次産業化の推進【農業政策課】

平成27年度に作成された「高鍋町6次産業化戦略」を外部コンサルタントの助言を受け、平成30年度に見直し（更新）を行った。

▼ 6次産業化、農商工連携の推進【農業政策課】

国・県の施策と連携し、本町の基幹産業である農業の維持・強化を図るとともに、高鍋商工会議所・児湯農業協同組合・町の三者を中心に、6次産業化を推進していく必要がある。

また、農林水産業・商工業・観光事業の連携を深め、「6次産業化」「農商工連携」などの高付加価値化の取り組みを推進していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 農業者の6次産業化への支援を行い、6次産業化の本来の目的である生産者が儲かり、持続可能な農業の再生産・拡大活動の推進に努めます。
- 県立農業大学校、高鍋農業高等学校と連携し6次産業化の推進に努めます。
- 魅力ある商品づくりによる販売力強化を通じた起業型農産加工グループの育成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 生産だけでなく加工・販売までを見据えた農業経営の学習に努めます。

⑥ 水産業の振興

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎ 稚魚・稚貝放流【農業政策課】

毎年、小丸川漁業協同組合にアユ稚魚及びうなぎの放流委託を行うとともに、漁協独自の稚魚放流も行われた。また、高鍋町カキ生産組合にサザエの稚貝放流を委託し、漁量の確保に努めた。

▼ カワウによる被害対策【農業政策課】

上流からカワウが飛来し、アユを中心とした食害が発生している。最近になりアユの産卵や遡上が確認されており、継続したアユ稚魚の放流の成果が上がってきているところでもあるので、早急な対策が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 河川や海への稚魚や稚貝の放流による漁量の増加を図ります。
- カワウの被害対策強化に取り組めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 河川や海で漁業権の設定されている区域では、無許可での遊漁等を行いません。
- 水産資源保護のため、乱獲を行いません。

⑦家畜防疫体制の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎防疫体制の充実【農業政策課】

自衛防疫推進協議会により、牛の予防接種・防疫の広報等を行うことができた。また、家畜伝染病等の発生時の防疫備品の充実や積立を行うことにより防疫体制の充実を図った。

▼啓発活動の継続【農業政策課】

家畜伝染病等の発生を抑えるため、防疫の啓発を継続していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

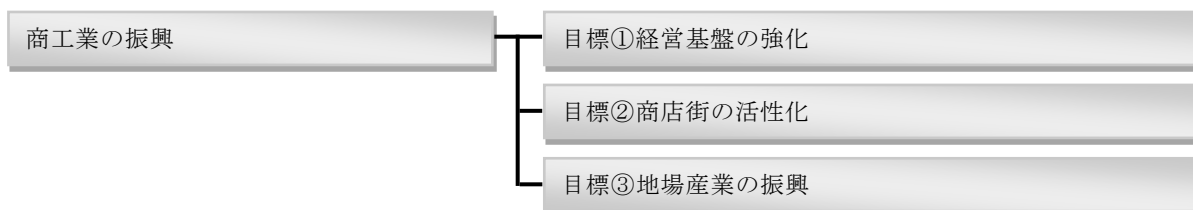
- 自衛防疫推進協議会を通して防疫体制の充実を図ります。
- 畜産農家への防疫意識の啓発を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 畜舎等への出入り時の消毒を徹底します。
- 畜舎等への無断立ち入りをしません。

(2) 商工業の振興

【施策の体系】



①経営基盤の強化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎次代を担うリーダー・後継者の人材育成【地域政策課】

高鍋商工会議所との連携により、会議所青年部や女性会をはじめ、企業経営者・後継者で構成するSSグループ、地場産業振興会、餃子のまち高鍋推進協議会等商工関係団体の活動を支援した。会議所主催の研修会、各々の団体による講習会・先進地視察研修等の実施に伴い、各団体の組織強化とともに次代を担うリーダー・後継者の育成に寄与した。

◎各種融資・資金制度の周知・活用【地域政策課】

高鍋商工会議所（中小企業相談所）による経営改善普及事業（記帳指導、経営支援、金融斡旋、講習会・研修会の開催等）を推進するため、支援を行った。経営・金融・税務等の相談事業や融資・補助制度の周知・活用が促進され、中小企業・小規模事業者の経営改善・安定に寄与した。

◎特別融資制度保証料の補助事業の実施【地域政策課】

町内の中小企業、小規模事業者に対し、事業経営上必要な資金融資の円滑化を図るための特別融資制度を金融機関と協働して経営基盤整備を支援した。

◎新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業の実施【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症に伴い、影響を受けた町内の中小企業、小規模事業者に対し、緊急経済対策支援金、緊急対策貸付利子補給金、事業継続支援金などを支給し、経営基盤の強化を図った。

▼新たな生活様式に対応した経営基盤の強化【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域経済を取り巻く環境は最悪の状況下であり、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化していく必要がある。新しい生活様式に対応した新たな販売方法・サービスの提供方法を始め、新商品・サービスの開発、生産方法の改善など環境の変化に対応した新たな取り組みを展開できるよう、国・県の施策や高鍋商工会議所と連携し、継続的な支援を行っていく必要がある。

▼次代を担うリーダー・後継者の人材育成【地域政策課】

国・県の施策と連携した経営改善・安定のための支援とともに、次代を担う後継者が意欲をもって事業を展開していくため、集客力アップに向けた取り組みを強化していく必要がある。

▼各種融資・資金制度の拡充【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の経営基盤が厳しい状況にあり、各種融資・資金制度の必要性が高まっている。事業者の実情に合わせて各種融資・資金制度を拡充し着実に実施していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 商工業者の人材育成に取り組む高鍋商工会議所を支援します。
- 高鍋商工会議所など関係機関との連携による相談体制の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応した経営基盤の強化のための支援を行います。
- 中小企業の経営改善・安定のため、融資制度等の充実を図り、活用を促進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 消費者ニーズに対応したサービス、商品開発を推進します。
- 起業や就業のための知識や技術を学びます。
- 後継者の育成・指導と、従業員の能力向上に努めます。

②商店街の活性化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎空き店舗の活用【地域政策課】

まちなかチャレンジショップ事業を活用した新たな事業者の出店により空き店舗を活用した。

◎商店街の活性化【地域政策課】

商店街にぎわい創生事業として「夕やけ市」にイベント補助を行った。夕やけ市は、近隣神社の夏祭りに先駆けて開催されることから、来場者の導線確保の役割を担っており集客も多く、商店街の活性化が図られた。

◎高鍋町プレミアム付商品券の発行による商店街の活性化【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた飲食店及び事業者を支援するため、高鍋町プレミアム付商品券を発行し消費喚起を促し商店街の活性化が図られた。

◎新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底【地域政策課】

高鍋町内の飲食・宿泊関係三団体が店舗等の利用者への安心の提供と感染拡大防止のため、「ガイドライン遵守に取り組む共同宣言」を行い、感染防止対策を徹底するとともに、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」とし、町内の店舗等の巡回啓発を行い、ガイドライン遵守の徹底を図った。

◎魅力ある商店街のまちなみ景観維持・形成事業の展開【地域政策課】※再掲

城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観の維持・形成を目的とし、土地・建物の有効活用策に必要な、専門家からの助言を含めるものとし、令和2年度から実施。対象地区は立花商店街、本町一番街、中町名店会、中央とおりの会の区域となり、令和2年度は2件実施、良好な商店街のまちなみ景観の形成を図った。

▼商店街まちなみ景観形成の推進【地域政策課】

事業の趣旨は周知されているものの、店舗の外観改修事業には多額の費用を要するとともに、後継者や新規出店者確保の問題がある。当面は、民間事業者と連携しながら空き家・空き店舗の改修を進めていく。

また、対象を商店街に限定しているため、対象外地域への対応についても検討していく必要がある。

▼新しい生活様式に対応した商店街の活性化【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、商店街の来客者数が大幅に減少しており、商店街の存続の危機となっている。毎月1日の「県内一斉ガイドライン点検の日」を始めとした、感染防止対策の徹底や消費喚起に向けた事業など商店街を活性化させる事業を、展開する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 城下町高鍋らしい魅力ある商店街づくりを促進するための支援を行います。
- 商店街の空き店舗対策やイベント等への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 地元商店街等の活性化を図るため、地元の商店での購入や利用に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため徹底したガイドラインの遵守により感染防止対策の強化に努めます。
- 消費者ニーズに対応したサービス、魅力ある店づくりに努めます。
- まちなかの賑わいづくりに協力します。

③地場産業の振興

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎地場製品のPR、開発、販路拡大【地域政策課】

高鍋商工会議所や地場産業振興会と連携し、姉妹都市及び大都市圏で開催される物産展等に参加することで、高鍋町の地場製品のPRを図った。また、地場製品の販売促進・PR、新商品の開発等の取り組みを展開し、地場産業の振興を図った。

◎高鍋ブランドの製品開発【地域政策課】

新商品の研究開発、需要の開拓、販路の拡大等を目的として行う事業に対し、地場産業振興対策補助金を交付し、新商品の開発促進を図った。

▼地場産業の振興【地域政策課】

地場製品のPR促進を図るため、地場産業振興会では県内外で開催される物産展等に参加しているが、旅費等必要経費のほとんどが参加者負担となるため、姉妹都市及び大都市圏で開催される物産展等に会員の参加が少ない状況がある。旅費やPR経費について支援を検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地場製品のPR促進を図ります。
- 新商品開発や新規事業進出のための支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 町内で生産・製造された製品等への理解を深めます。
- 新たなサービスや商品の開発に積極的に取り組みます。
- 地場製品の地産地消やPRに協力します。

（３）農商工連携の推進

【施策の体系】

農商工連携の推進

目標①農商工連携の推進

①農商工連携の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎農商工の連携調整組織の育成【農業政策課・地域政策課】

農業者と商工業者の連携を深めることを目的として、児湯農業協同組合青年部・高鍋町SAP会議・高鍋商工会議所青年部・高鍋SSグループにより「高鍋若者ネットワーク」が結成された。少人数の分科会でそれぞれ課題を設定し共同で取り組むことにより、農業・商工業に携わる若手経営者の協力体制の醸成が図った。

▼特産品開発の支援【地域政策課・農業政策課】

新商品の開発、生産方法の改善など、環境の変化に対応した新たな取り組みを展開できるよう、国・県の施策や高鍋商工会議所と連携し、継続的な支援を行っていく必要がある。

▼農商工連携を進める人材の育成【農業政策課・地域政策課】

農商工連携を進めるため、児湯農業協同組合・高鍋商工会議所と協議しながら、農家と事業者が協力して事業を進めることができるように人材を育成する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 特産品開発に係る支援を行います。
- 農商工の連携調整組織の活動をサポートします。
- 連携を進めることのできる人材の育成を図ります。

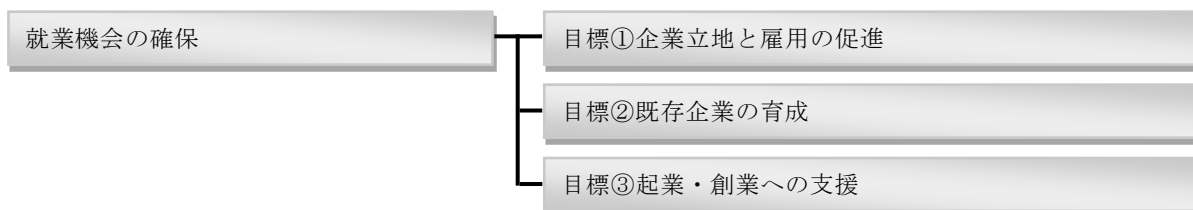
◆町民・事業者等としてできること

- 異業種間の交流に努めます。

4-2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

(1) 就業機会の確保

【施策の体系】



①企業立地と雇用の促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎奨励制度による企業誘致の促進【地域政策課】

高鍋町企業立地奨励条例による奨励制度により、企業が初期投資や設備増強、新規進出や増産体制の整備を行いやすくするなど立地・拡充促進を図った。

◎誘致推進と関係機関等との連携強化【地域政策課】

県や産業団体等と連携した誘致活動や町人会設立による情報収集機会を確保するなど、多方面にわたる連携の強化を図った。

▼企業誘致に係る候補地の確保【地域政策課】

本町は面積が狭く工場等の立地適地は少ないうえ、丘陵地等では農業振興地域等の規制もあり、有効な候補地の確保が困難である。町内に立地を希望する企業の条件にマッチした土地の確保について体制整備が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 企業ニーズの的確な把握に努め、高鍋町の特性を生かした企業誘致活動を積極的に推進します。
- 企業立地に適した候補地の確保や空き店舗等の活用につながる誘致に努めます。
- 企業立地を促進することにより、就業機会の拡充を図ります。
- 用地の確保や各種規制の手続きなどがスムーズに進むよう関係各課が連携して取り組める体制の整備を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 企業立地に伴う候補地の確保、空き店舗や遊休用地の活用に協力します。
- 事業者は、町内居住者の雇用に努めます。

②既存企業の育成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎奨励制度による既存企業の経営の継続・拡大の促進【地域政策課】

高鍋町企業立地奨励条例による奨励制度により、既存企業の新分野進出や増産体制の整備に対する支援及び経営の継続・拡大の促進を図った。

◎フォローアップ訪問による連携強化の推進【地域政策課】

町長等が立地企業の本社等を訪問することで、企業からの要望等を聞くなど様々な情報交換を行い、更なる連携強化を図った。

▼立地企業との情報交換による企業ニーズの把握【地域政策課】

立地企業へのフォローアップ訪問回数を増やし、さらに企業ニーズの把握に努める必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 既存企業との情報交換による企業ニーズの把握と地場産業の活性化に努めます。
- 新分野進出や事業拡大を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 事業者は、町内居住者の雇用に努めます。

③起業・創業への支援

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎新規創業（出店）への支援【地域政策課】

高鍋商工会議所（中小企業相談所）と連携し、既存の中小企業・小規模事業者とともに新規創業（出店）予定者の相談に応じ、融資や補助制度の斡旋・活用等の支援を行った。また、町内商店街に存する空き店舗を活用して新たに出店する事業者に対しまちなかチャレンジショップ事業として家賃補助を行った。

▼新規創業と雇用創出【地域政策課】

新規創業や雇用の創出を図るため、商店街の景観形成・基盤整備、新商品開発、農商工・観光の連携による新たな事業展開が望まれる。

また、新規創業者に対する更なる支援策についても検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 起業・創業のための各種支援措置や経営相談等について、県や商工関係団体等と連携し、効果的な情報提供に努めます。
 - 窓口機能の充実を図ります。
 - 農商工・観光連携による新産業の振興を支援します。
-

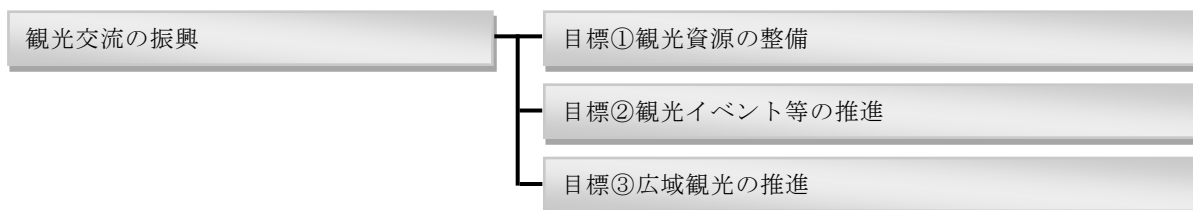
◆町民・事業者等としてできること

- 農商工連携や6次産業化による新たな産業の創出に努めます。
-

4-3 観光交流のまち

(1) 観光交流の振興

【施策の体系】



①観光資源の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎観光資源の保全【地域政策課】

高鍋町観光協会と連携し既存観光資源の調査・発掘を行うとともに、舞鶴公園・高鍋温泉・高鍋湿原・四季彩のむら・高鍋海水浴場・キャンプ村・サーフィン場・高鍋大師等の観光拠点の適正な維持管理を行った。

◎高鍋駅舎の整備【地域政策課】※再掲

高鍋駅舎を拠点として、新たに人の流れを呼び込み蚊口地域の活性化や鉄道の利用者増を図るため、駅舎を購入し改修するための基本・実施設計に着手した。

◎ガイドブックの作成【地域政策課】

高鍋町観光協会と連携した「高鍋町おしえてミチャランガイドブック」を作成したほか、町作成のパンフレット「ぶらっと高鍋町」を改訂することにより、町内観光資源の情報提供を図った。

◎高鍋湿原の保全【社会教育課】※再掲

社会教育課施設環境整備嘱託員2人を雇用し、高鍋湿原ボランティアの協力・指導の下で、草刈りや竹切り等の作業を行うことにより良好に保全することができた。また、湿原ガイド養成講座を開園期間中に毎月開催し、新規ガイドの養成や高鍋湿原ボランティアガイドによる案内等を通して自然保護の大切さを啓発した。

◎持田古墳群の整備【社会教育課】※再掲

古墳群内の各古墳の墳丘測量を実施し、その現況を記録していくことにより、古墳群整備に係る基礎資料の収集を継続して行った。

◎九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の設置【地域政策課】

平成27年度に美郷町、木城町、日向市、本町で締結した「百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定」に基づき、同関係市町で百済王伝説等市町連携推進会議を設置し、百済王伝説を生かした取組みとして、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」を設置し、映像媒体による情報発信、認定に係るシンポジウム及びオープニングイベント開催等を行った。

▼高鍋大師花守山の維持管理【地域政策課】

観光資源としての高鍋大師の石仏について、風化等により補修・維持管理が必要となっている。観光協会と常に連携しながら引き続き適正な維持管理ができるよう、観光協会主体の

管理体制構築に向け支援が必要である。

▼高鍋海水浴場・キャンプ村の活性化【地域政策課】

高鍋海水浴場及びキャンプ村は、小・中学生の海水浴離れやここ数年の悪天候により、来場者が激減している。昭和 28 年の開設以来無事故を誇る児湯地区唯一の海水浴場やサーフィンを生かした誘客促進等、蚊口浜の整備・利活用について検討が必要である。

▼持田古墳群の整備【社会教育課】※再掲

基礎資料の収集をはじめ、整備に向けての事前準備が多数あるため、今後とも長期的展望に立った取り組みを進めていく必要がある。

▼高鍋駅舎の改修【地域政策課】

高鍋駅舎を拠点として、新たに人の流れを呼び込み、蚊口地域の活性化や鉄道の利用者増を図ることを目的として、駅舎の改修を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「高鍋町観光振興基本計画」に基づき、官民協働による魅力ある観光地づくりを推進します。
- 観光関係施設の適正な維持管理及び保全・整備を図ります。
- 高鍋海水浴場・キャンプ村への誘客を図ります。
- 持田古墳群・高鍋大師への交通環境の充実を図るとともに、長期的展望にたった持田古墳群の整備に努めます。
- 本町の玄関口として高鍋駅舎を改修します。
- 町内の観光資源を巡る散策マップ等の作成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 郷土の自然や歴史、文化について理解を深めます。
- 観光資源の保全活動への参加、協力に努めます。

②観光イベント等の推進

【 第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎桜まつり、高鍋城灯籠まつりの開催【地域政策課】

春の桜まつり、秋の高鍋城灯籠まつりを本町の伝統的まつりとして継続開催し、多くの来場者でにぎわいを見せた。高鍋町の P R、交流人口の拡大、地域活性化が図られた。

◎きゃべつ畑のひまわり祭りの開催【農業政策課】

地元農家が中心となり「きゃべつ畑のひまわり祭り」を開催し、県内外から多くの観光客を呼び込むことができた。

◎観光 P R 活動の推進【地域政策課・農業政策課】

観光協会との連携により、ホームページ・ブログ・フェイスブック等を活用した情報発信や観光パンフレット等の発行・配付等を行い、観光客等誘致のための P R 促進が図られた。また「たかなべ明倫観光ボランティアガイドの会」の活動を支援し、来訪者に高鍋町の歴史や文化、観光地のことを知っていただくことができた。また、姉妹都市である米沢市と朝倉

市で行われた「なせばなる秋まつり」「あさくらきてみん祭 in あまぎ」の物産展に参加し、地場産品と観光のPRを行った。

◎高鍋城灯籠まつりの開催【地域政策課】

町民主導による実行委員会を組織して、まつりを開催することで、本町のPRと交流人口の増加を図るとともに町民をはじめ、各種団体、企業等の相互交流の機会がつけられ、地域おこし施策の推進につながる機運の醸成が図られた。

◎各種メディアを活用したPR活動の推進【地域政策課】

テレビやラジオ、SNS等を活用し、高鍋城灯籠まつりをはじめとしたイベントの開催等を広くPRすることで、誘客促進を図ることができた。

▼イベントと観光施設の連携【地域政策課】

イベント会場で楽しむだけでなく、来場者が他の観光施設や商店街・飲食店も巡っていたような手法を検討し、地域活性化につなげる取り組みが必要である。

▼観光施設等を使ったイベントの実施【地域政策課】

観光客の誘致を見据えた各種イベントを実施する団体の育成をすることで、各観光施設にあったイベントの開催と連携を進める必要がある。

誘客を促進するため、観光協会をはじめ、各種イベントを開催する団体の育成・支援と連携を図り、各観光施設に合ったイベント開催を推進していく必要がある。

▼観光PRの推進【地域政策課】

観光客等の誘客を促進していくためには、イベント告知や観光施設・飲食店情報等のPRを継続して行っていく必要がある。今後とも観光協会との連携により、ネットの活用や観光情報誌の発行、新聞・TV・雑誌等のあらゆる方法による低価で効果的な観光PRを検討・実施していく必要がある。

▼高鍋城灯籠まつりの今後の方向性について【地域政策課】

実行委員会への参加者は増えているものの、主体的に活動する委員は固定化されている。また、まつりの来場者を町内観光施設や商店街へ誘導する体制が構築できていないので、今後の方向性を含め検討が必要である。

▼新型コロナウイルス感染症に伴う社会変化への対応【地域政策課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活様式などが変化したため、新しい生活様式に対応した観光のあり方を検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- NPO法人高鍋町観光協会をはじめとする観光関係団体の活動を支援します。
- 観光関係団体と連携し、観光イベントの開催や誘客促進・各種メディアを活用したPR活動を積極的に推進します。
- イベント来場者を町内観光施設や商店街につなげる手法を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- おもてなしの心を大切にし、観光客とのふれあいを楽しみます。
- 高鍋の良いところを積極的にPRします。

③広域観光の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎新たな観光ルートづくりや広域イベントの開催【地域政策課】

さいとこゆ観光ネットワークによる「こゆ人めぐり」事業や、大イベントとして定着してきた鍋合戦を継続して実施し、西都児湯地域のPR促進と交流人口拡大が図られた。

◎地域資源を活用した自治体間連携協定による取り組み【地域政策課】※再掲

平成27年度に美郷町、木城町、日向市、本町で締結した「百済王族にまつわる伝説等を活かした取組に関する協定書」に基づき、同関係市町で百済王伝説等市町連携推進会議を設置し、百済王伝説を生かした取組みとして、映像媒体による情報発信、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」認定に係るシンポジウム及びオープニングイベント開催等を行った。

▼広域連携手法の検討【地域政策課】

各市町村において特色を生かしたイベント開催については、それぞれの市町村が個別に開催しており、開催日時等の調整など広域連携を図っていく必要がある。さいとこゆ観光ネットワークにおいて連携手法の検討が必要である。また、百済王伝説等市町連携推進会議による九州オルレ「宮崎・小丸川コース」など、百済王族伝説等事業の広域連携手法の協議が引き続き必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- さいとこゆ観光ネットワーク、百済王伝説等市町連携推進会議の事業を推進します。
 - 関係自治体や宿泊・交通事業者等と連携し、新たな広域の観光ルートづくりやイベントの開催による誘客促進を推進します。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 西都児湯広域による観光資源及び人的交流・連携に努めます。
 - 西都児湯広域によるイベント等への参加、協力に努めます。
-

※資料編

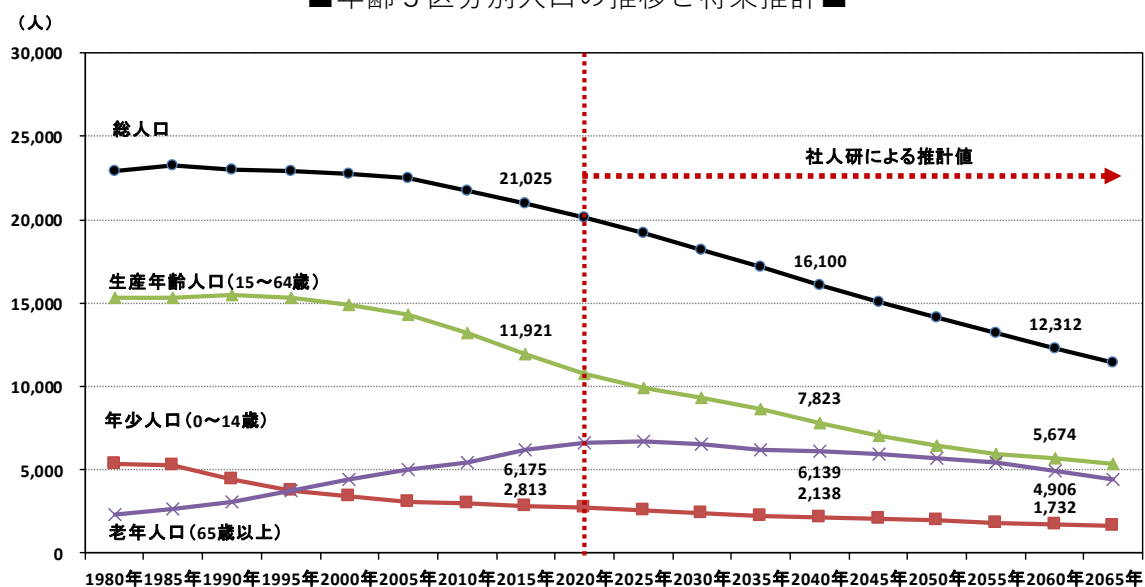
(1) 現状分析

1. 人口・産業の状況

(1) 総人口及び年齢区分別人口

総人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して58.6%に減少、生産年齢人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して47.3%に減少、年少人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に比べ61.5%に減少、老年人口は2025年（令和7年）までは増加するものの、その後は減少に転じ、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して79.0%に減少すると予測されています。

■ 年齢3区分別人口の推移と将来推計 ■

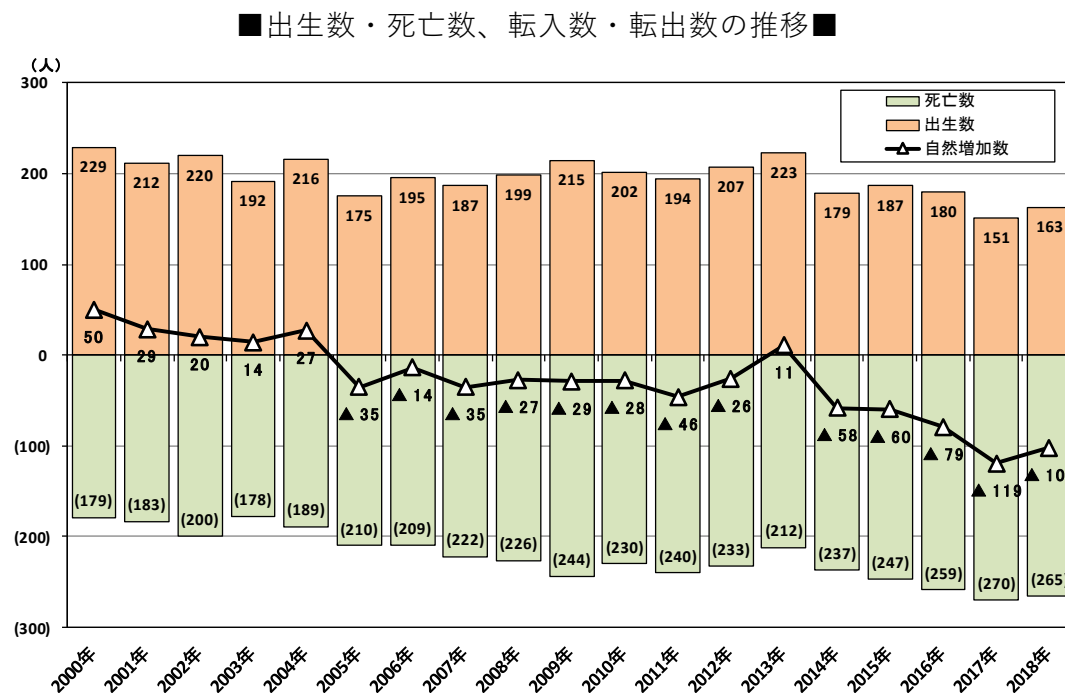


		実績値	推 計 値									
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
人口 (人)	総人口	21,025	20,130	19,200	18,195	17,155	16,100	15,080	14,115	13,205	12,312	11,428
	年少人口 (0~14歳)	2,817	2,721	2,568	2,400	2,252	2,138	2,039	1,935	1,835	1,732	1,640
	生産年齢人口 (15~64歳)	11,999	10,785	9,920	9,289	8,660	7,823	7,053	6,453	5,945	5,674	5,383
	老年人口 (65歳以上)	6,209	6,624	6,713	6,507	6,242	6,139	5,988	5,727	5,425	4,906	4,405
割合 (%)	年少人口割合 (0~14歳)	13.4	13.5	13.4	13.2	13.1	13.3	13.5	13.7	13.9	14.1	14.4
	生産年齢人口割合 (15~64歳)	57.1	53.6	51.7	51.1	50.5	48.6	46.8	45.7	45.0	46.1	47.1
	老年人口割合 (65歳以上)	29.5	32.9	35.0	35.8	36.4	38.1	39.7	40.6	41.1	39.8	38.5

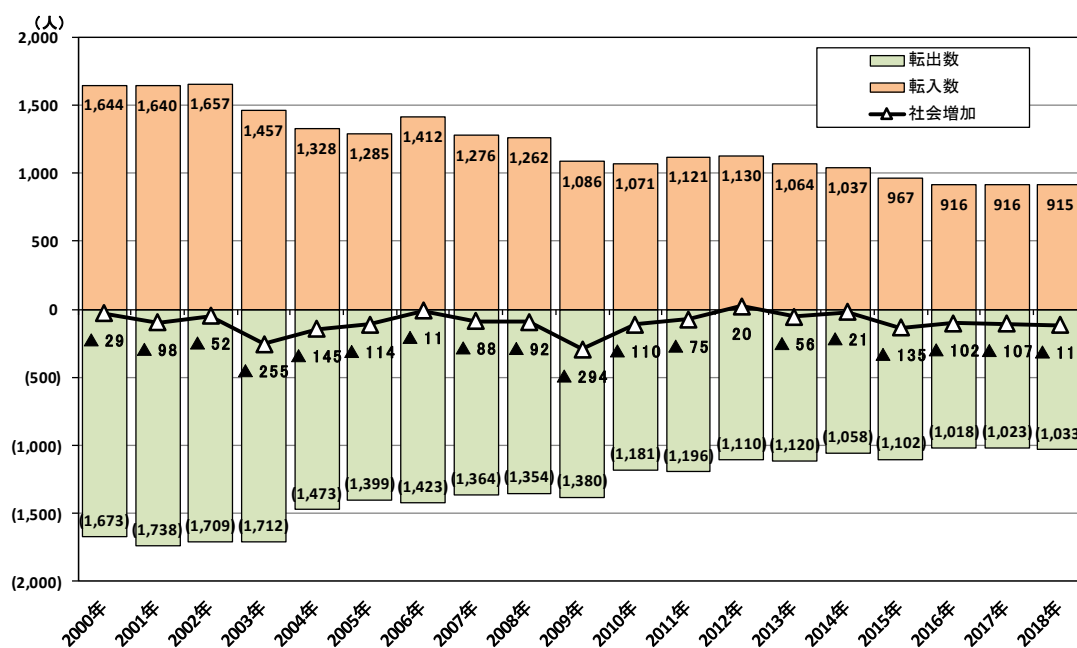
資料：2015年（平成27年）までは国勢調査実測値、2020年（平成32年）以降は社人研推計値

(2) 出生・死亡、転入・転出の推移

自然増減では、近年、死亡数が出生数を上回る自然減で減少数が拡大傾向で、社会増減では、転入数、転出数ともに、増減を繰り返していますが、2012年（平成24年）以外は転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」宮崎県

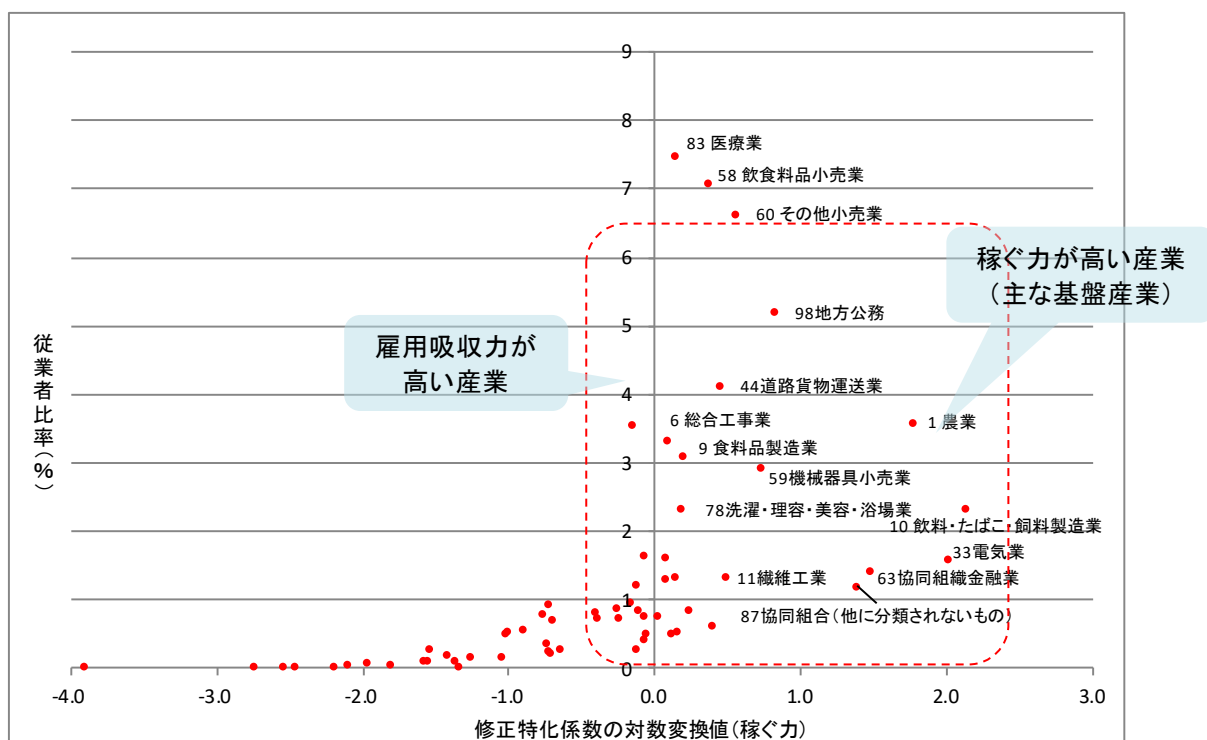


(3) 本町の産業特性

本町では、医療業、飲食料品小売業、その他小売業、地方公務、道路貨物運送業、農業、総合工事業、食料品製造業等の従業者比率が高く、これらの産業が地域の雇用を支えています。

地域の「稼ぐ力」を表す修正特化係数は飲料・たばこ・飼料製造業、電気業、農業、協同組合組織金融業、協同組合で高く、これらの産業が本町において外貨を稼いでいる基盤産業となっています。

■従業者比率と修正特化係数（2012 年（平成 24 年））■



資料：「地域の産業・雇用創造チャート（2018 年（平成 30 年）12 月 14 日）総務省」（「平成 24 年経済センサス - 活動調査」ベース）

※番号は日本標準産業分類（中分類）に該当

基盤産業：域外を主たる販売市場とした産業で、農林漁業、鉱業、製造業、宿泊業、運輸業が該当。一般に、基盤産業の雇用を新たに約 770 人分創出することで地域の人口 1 万人を支えることができるといわれる。

非基盤産業：域内を主たる販売市場としている産業で、建設業、小売業、対個人サービス、公共的サービス、公務、金融保険業（支店、営業所）、不動産業などが該当。

従業者比率：地域の従業者総数に対するある産業の従業者数の割合（％）

修正特化係数：地域のある産業の従業者比率の全国値に対する割合に日本の自足率を乗じたもの。地域の産業の世界における強みを表す数値。

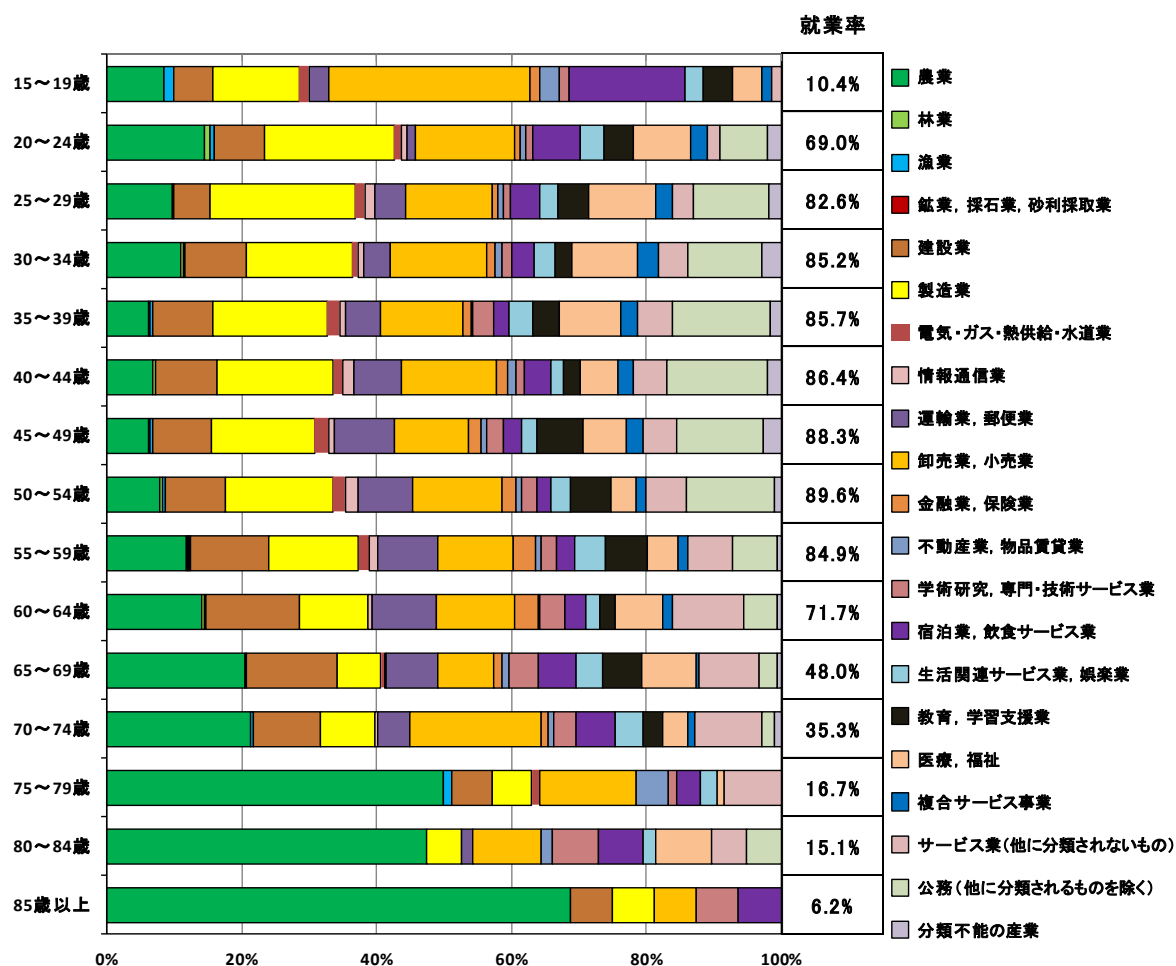
(4) 年齢別就業率と産業構成

男性では製造業、卸売業・小売業、農業、建設業、女性では医療・福祉、卸売業・小売業、製造業が多い傾向にあります。

男性は65歳を過ぎたあたりから、女性は60歳を過ぎたあたりから、農業の割合が増加する傾向にあります。

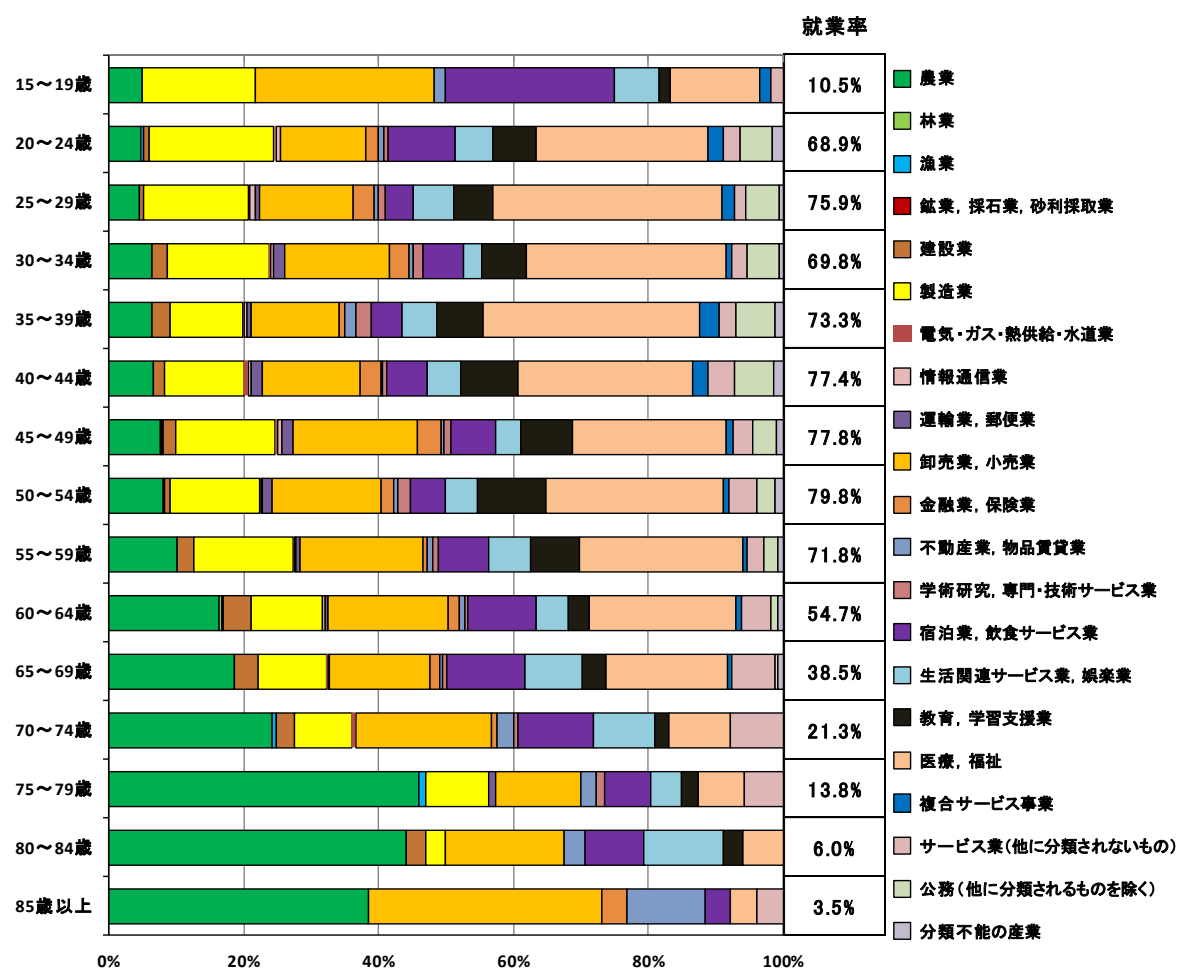
女性は全体的に男性より人口に占める就業人口の割合が少なく、25歳からM字カーブの形状が見られ大きく幅が開いていきます。結婚や出産を機に仕事を辞めるケースもあるものと考えられます。

■年齢別就業率と産業構成（男性・2015年（平成27年））■



資料：「国勢調査（2015年（平成27年）10月1日）」総務省
 ※就業率は、年齢5歳階級別の人口に対する産業別人口の割合

■ 年齢別就業率と産業構成（女性・2015年（平成27年）） ■



資料：「国勢調査（2015年（平成27年）10月1日）」総務省
 ※就業率は、年齢5歳階級別の人口に対する産業別人口の割合

2. 財政の状況（特別会計・企業会計を除く）

（1）本町の取り組み

本町では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えるための防災・減災事業の推進、少子高齢化の進展等に伴う扶助費などの社会保障費の増加、地方交付税の減少など、様々な課題に対応するため、第5次行財政改革大綱（平成20年度～平成22年度）、第5次行財政改革大綱【改定版】（平成23年度～平成25年度）、第6次行財政改革大綱（平成26年度～平成29年度）に取り組み、事務事業の効率化や財政の健全化を図ってきました。また、ふるさと納税の取り組みを強化し、平成29年度以降、寄附額が大幅に増加しました。

その結果、扶助費の増加に伴い義務的経費が年々増加傾向にあるものの、各種基金の積み増しが進み、各種財政指標も健全な数値を維持しています。しかしながら、近年、大型事業が続いたことにより投資的経費が増加し、それに伴い町債残高も急増していることから、今後も財源確保のため各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けてなお一層の取り組みを強化する必要があります。

（2）決算額の推移

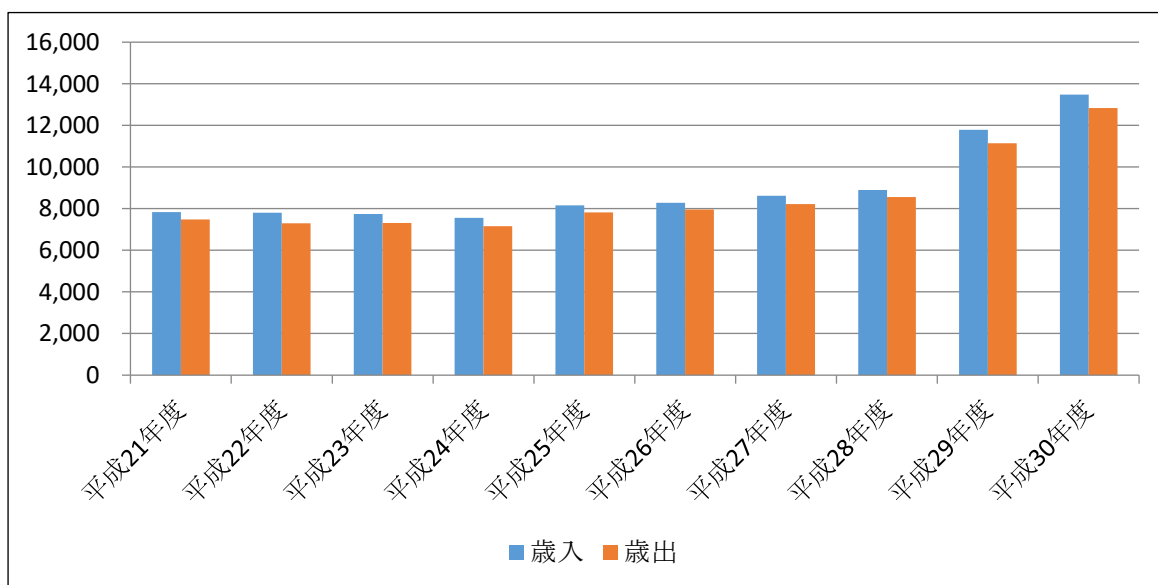
本町の決算額は、扶助費をはじめとする社会保障費の増加、防災対策や老朽化対策に伴う施設整備及び企業誘致に伴う道路整備等による投資的経費の増加、ふるさと納税による寄附額の増加などにより平成25年度から徐々に拡大してきています。特にふるさと納税が急増した平成29年度以降は、100億円を大きく超える規模となっています。

◆高鍋町一般会計決算額の推移

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入	7,841	7,811	7,742	7,565	8,162	8,282	8,627	8,897	11,791	13,477
歳出	7,475	7,291	7,307	7,161	7,826	7,957	8,228	8,562	11,147	12,843
差引	366	520	435	404	336	325	399	335	644	634

（単位：百万円）



(3) 町税の推移

本町の町税は、平成 26 年度をボトムにゆるやかな増加傾向となっております。町民税においては平成 26 年度を、固定資産税においては平成 24 年度をボトムに増加傾向にあります。その他の税（軽自動車税、市町村たばこ税）においては、軽自動車税においては微増傾向で、市町村たばこ税においては減少傾向で推移する見込みであります。

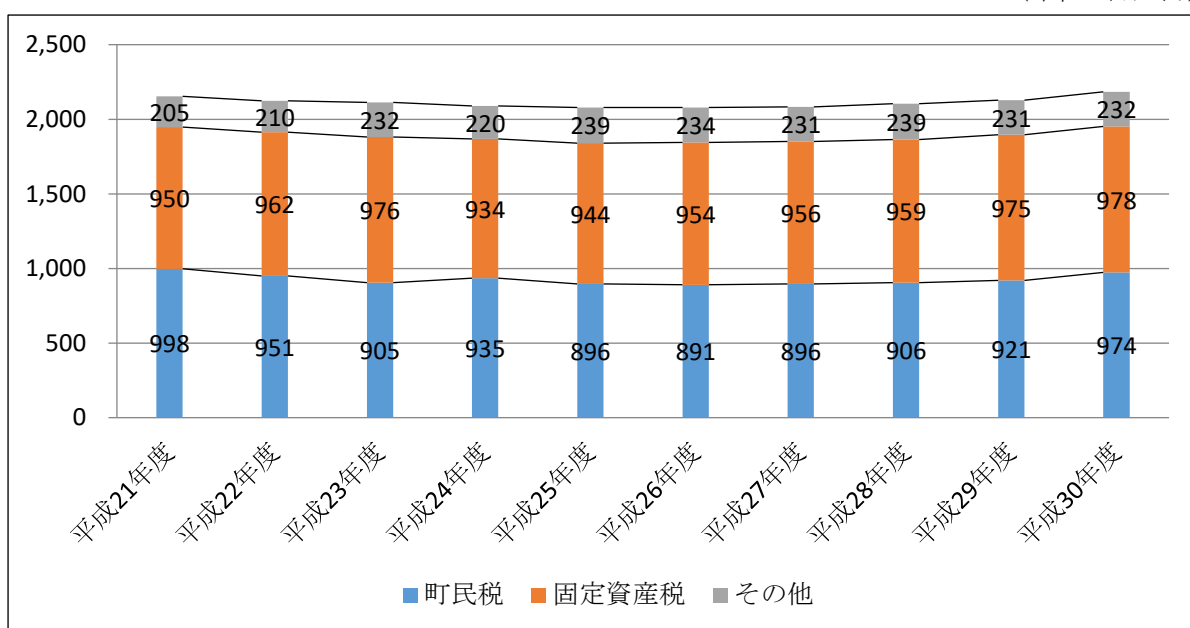
※令和 3 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税が減少するものと見込まれます。

◆町税の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
町 民 税	998	951	905	935	896	891	896	906	921	974
固定資産税	950	962	976	934	944	954	956	959	975	978
そ の 他	205	210	232	220	239	234	231	239	231	232
合 計	2,153	2,123	2,113	2,089	2,079	2,079	2,083	2,104	2,127	2,184

(単位：百万円)



(4) 地方交付税の推移

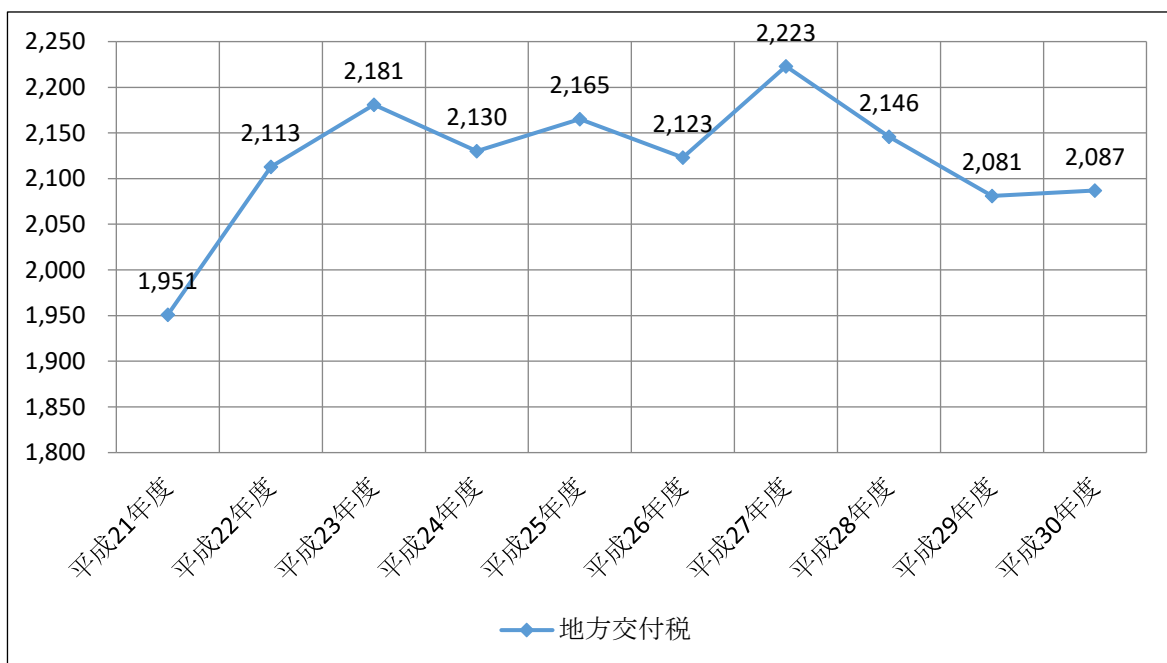
本町の地方交付税は、平成 19 年度の新型交付税（人口規模、土地の利用形態による行政コストの差を反映）の導入以降増加に転じ、算定方法の改正や国の予算額の変動の影響はあるものの、平成 22 年度以降は概ね 21 億円前後で推移しています。

◆ 地方交付税の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高鍋町	1,951	2,113	2,181	2,130	2,165	2,123	2,223	2,146	2,081	2,087

(単位：百万円)



(5) 積立基金の推移

基金は、特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」と必要な時に取り崩して財源とする「財政調整基金」「減債基金」からなっています。

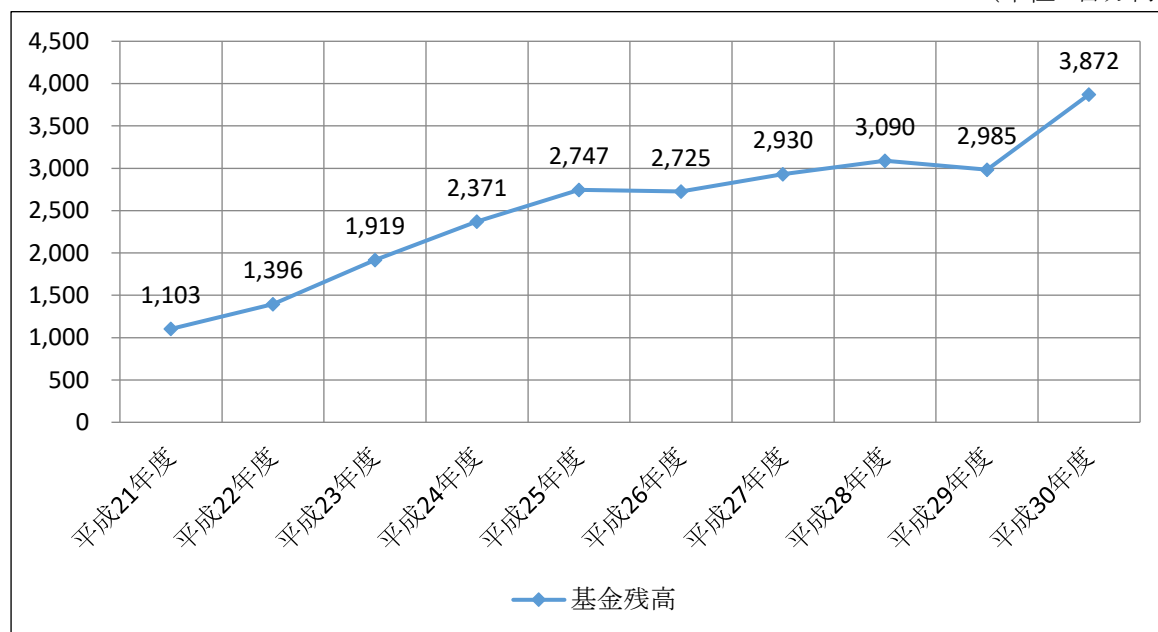
本町の基金残高は、行財政改革による経費削減への取り組みや国の経済対策並びに地方交付税等の増加に伴い、平成 21 年度以降増加傾向にあります。ふるさと納税による寄附額の増加の影響もあり、平成 30 年度末には約 39 億円となっていますが、他自治体と比較すると十分な積立額とは言えない状況です。

◆ 基金残高の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基金残高	1,103	1,396	1,919	2,371	2,747	2,725	2,930	3,090	2,985	3,872

(単位：百万円)



(6) 町債残高の推移

本町の町債残高は、起債借入制限による借入金の減少をはじめ、繰上償還、低利な起債への借り換えなどにより、平成 24 年度までは減少していましたが、平成 25 年度以降、防災行政無線整備事業、庁舎大規模改修事業、庁舎別館建設事業、企業誘致に伴う道路整備など大型事業の起債の借り入れが続いたことから増加に転じ、平成 30 年度末で 77 億円を超える残高となっています。そのうち、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債は、その発行が恒常化していることから残高が年々増え続けており、約 38 億円と全体の約半分を占めています。

◆町債残高の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
町債残高	7,152	6,952	6,747	6,696	6,832	7,001	7,320	7,269	7,319	7,758

(単位：百万円)



(7) 義務的経費の推移

義務的経費は、「人件費」「扶助費（福祉関係費用）」「公債費（借入金の償還金）」の3つを指します。

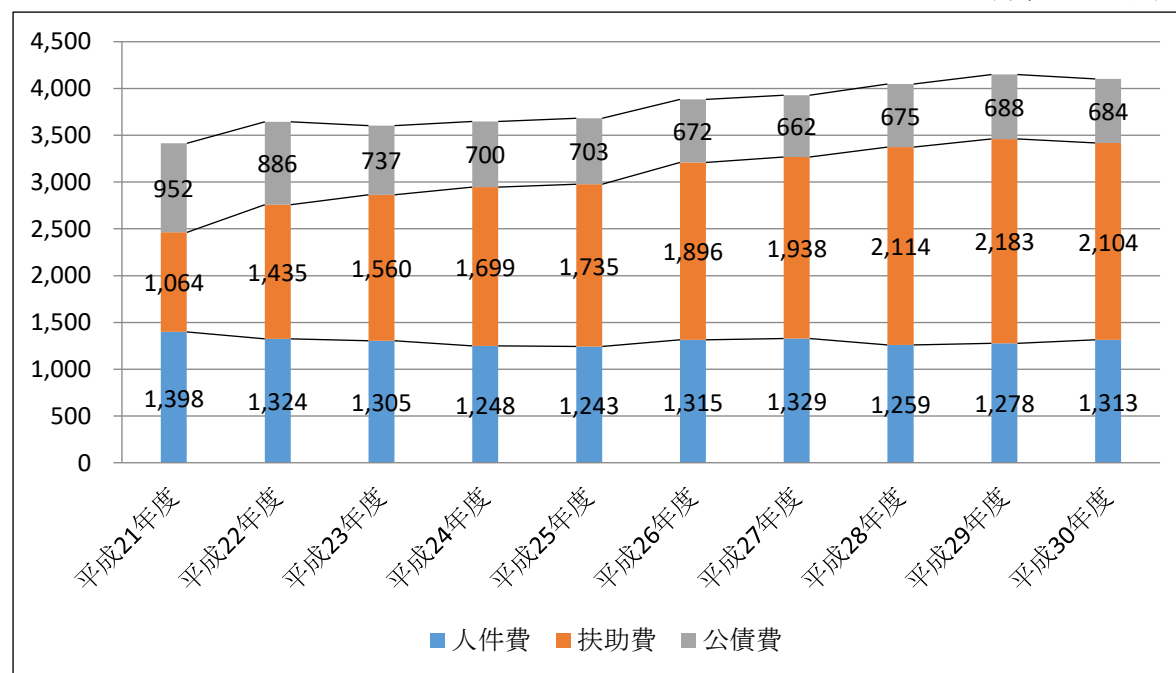
本町の義務的経費は、職員数の削減、起債の繰上償還や低利の起債への借り換え、投資的経費の抑制等により人件費及び公債費は近年横ばい状態にありますが、扶助費の増加により、年々増加してきています。特に扶助費は、子ども・子育て支援制度への移行、介護給付費、訓練等給付費の増加等により大幅に増加しており、経常収支比率の改善が進まない大きな要因となっています。

◆義務的経費の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人 件 費	1,398	1,324	1,305	1,248	1,243	1,315	1,329	1,259	1,278	1,313
扶 助 費	1,064	1,435	1,560	1,699	1,735	1,896	1,938	2,114	2,183	2,104
公 債 費	952	886	737	700	703	672	662	675	688	684
合 計	3,414	3,645	3,602	3,647	3,681	3,883	3,928	4,047	4,149	4,100

(単位：百万円)



【参考】定員管理状況について

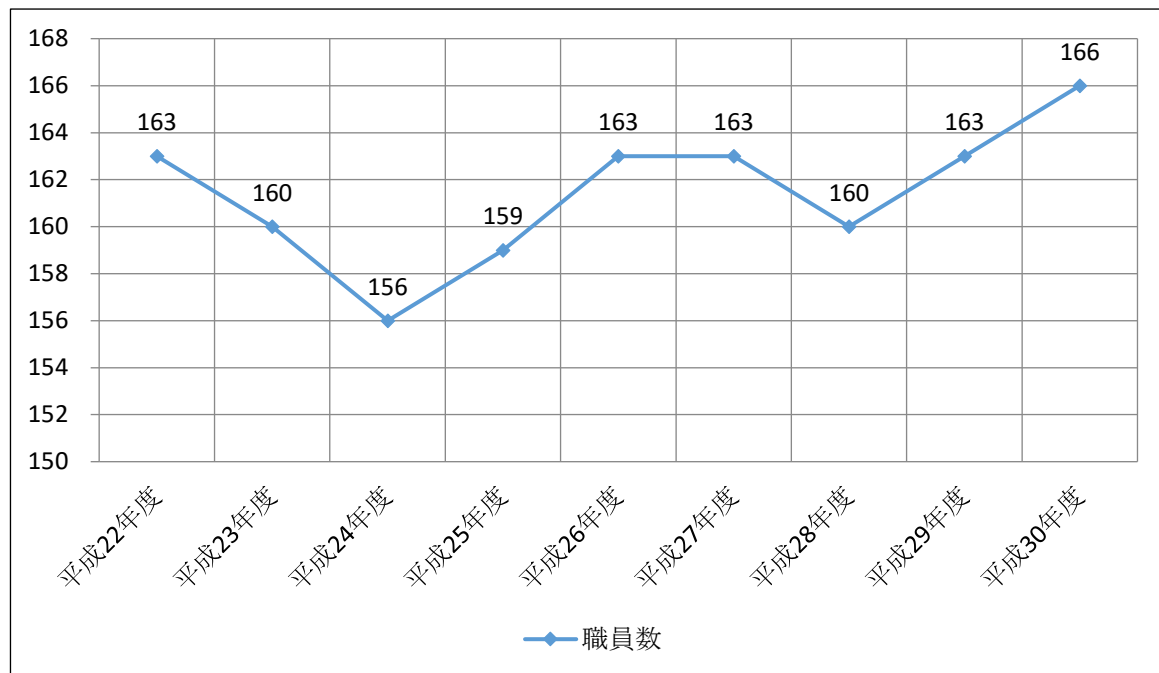
第4次・第5次行財政改革大綱（平成17年度～平成22年度）に基づき、保育園や小学校給食の民営化や退職不補充等により大幅な職員数の削減に取り組みましたが、その後につきましては、最小の人員で最大の成果を上げることを基本に多様化する社会ニーズに対応できる職員数を確保し、適正な定員管理に取り組みました。

【参考】職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
職員数	163	160	156	159	163	163	160	163	166
対前年増減	△10	△3	△4	3	4	0	△3	3	3

（単位：人）



(8) 投資的経費の推移

投資的経費は、その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされています。

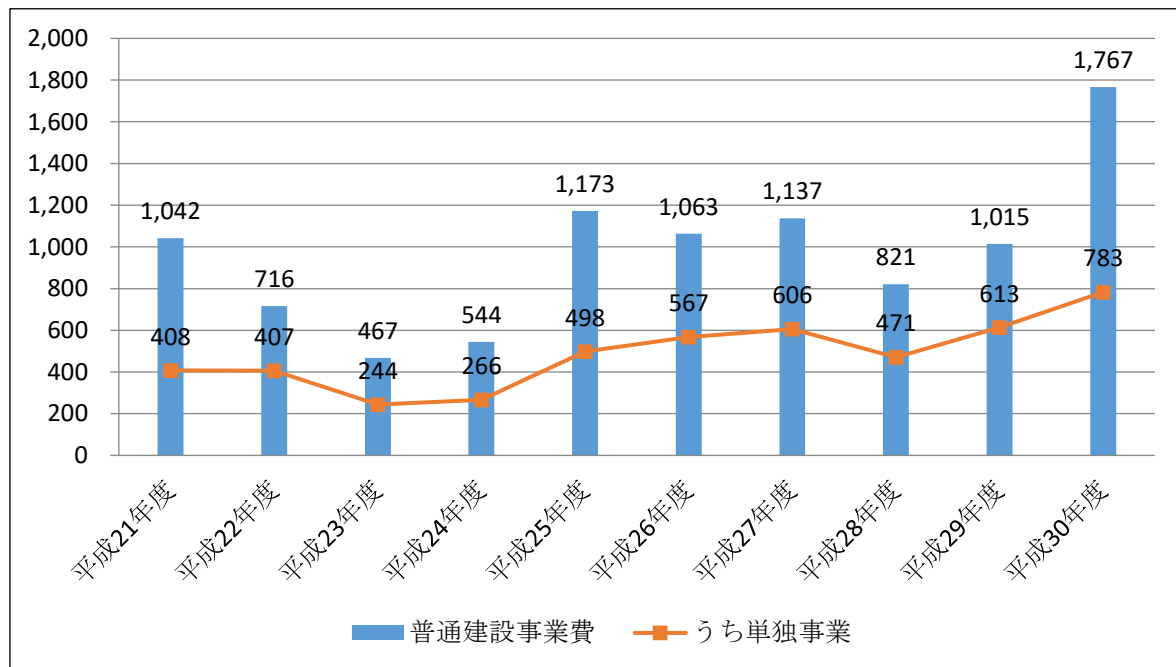
本町の投資的経費（普通建設事業）をみると、平成24年度までは持田団地建替事業により一時的な増加があったものの、長引く景気低迷による歳入の減少に伴い、町単独事業を抑制したため減少傾向でありましたが、防災行政無線整備事業が平成25年度・26年度の2ヵ年、平成26年度は庁舎大規模改修事業、平成27年度は庁舎別館建設事業と、ここ数年、防災対策及び老朽化対策による施設整備事業が続いていることから増加傾向にあります。また、平成30年度は、企業誘致に伴う道路整備等により、大幅に増加しています。

◆ 投資的経費（普通建設事業）の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
普通建設事業	1,042	716	467	544	1,173	1,063	1,137	821	1,015	1,767
うち単独事業	408	407	244	266	498	567	606	471	613	783

(単位：百万円)



(2) 基本構想

(1) 高鍋町の将来像

1. 目標とする高鍋町の将来像

【高鍋町の将来像】

歴史と文教の城下町 たかなべ

～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

高鍋町には、古くから「歴史と文教の町」としての伝統があり、学問の内容を高める前に人間としての教育を重んじた高鍋藩第七代藩主秋月種茂公が開いた藩校「明倫堂」の精神や孤児の父と言われる石井十次の人間愛など、多くの先賢により築き上げられてきた本町特有の精神文化があります。

「歴史」とは「現在と過去との対話」であり「未来へ導く道標」であるという観点で捉えるならば、「歴史と文教の町」としての本町の歴史は、改革の努力を積み重ねてきた歴史であり、文教は改革に努力する風土の中で人財を育て導くという意味に捉えられます。

この風土の中で、若者がチャレンジでき、やりがいをもって働くことができる場があり、子育てや教育、健康長寿などに最適な環境を兼ね備えたまちにしていくことは、まさにこれからの人口減少や少子高齢化社会における高鍋らしいまちづくりであると考えます。

また、対話によって自らがまちの未来を見だし、みんなでできること、家族など小さいグループでできること、一人からできることといった各場面で、町民みんながまちの主体者となって行動していけば、自ずと高鍋らしい豊かで美しいまちがつくられていくのではないのでしょうか。

これらのことから、第6次高鍋町総合計画では、目標とする将来像を「歴史と文教の城下町 たかなべ ～対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～」と設定しました。

2. 高鍋町の将来人口

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 30 年 3 月に行った推計によれば、2060 年（令和 42 年）の人口は、12,312 人とされています。

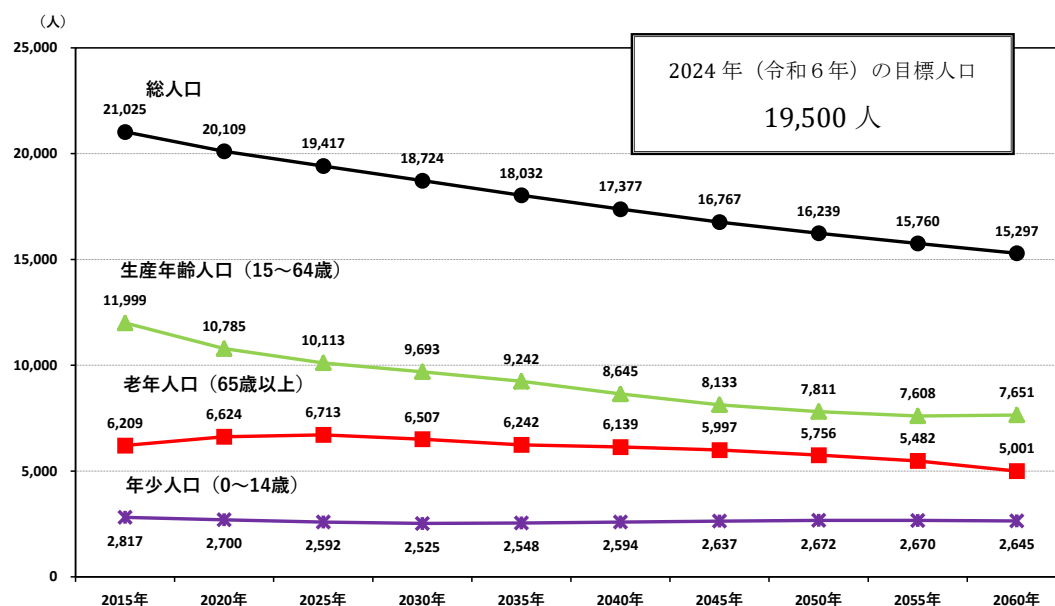
現在と比較して約 8,000 人（39%）もの人口減少は、経済や町民の暮らしに大きな影響を与えるおそれがあると考えられます。このことに対し、できるだけ人口の減少を緩やかにすること、また当面の人口減少の進行と人口構造の変化を前提に、社会の仕組みを捉え直していかなければなりません。そのためには、この課題に対し、高鍋町の強みや特徴を生かした人口減少対策を推進していくことが必要となります。

令和 2 年 3 月に策定した「高鍋町人口ビジョン」では、人口減少対策に必要な様々な施策を講じることにより、2040 年（令和 22 年）の人口を 17,377 人、2060 年（令和 42 年）には 15,297 人となる人口の将来推計が示されました。

このことから、第 6 次高鍋町総合計画の最終年度となる 2024 年（令和 6 年）の人口は、人口ビジョンとの整合を図りながら目標とする将来像に向かってまちづくりを力強く進めていくことにより、19,500 人を目標とします。

人口の将来展望（年齢 3 区分別人口及び割合）

※令和 2 年 3 月策定「高鍋町人口ビジョン」より



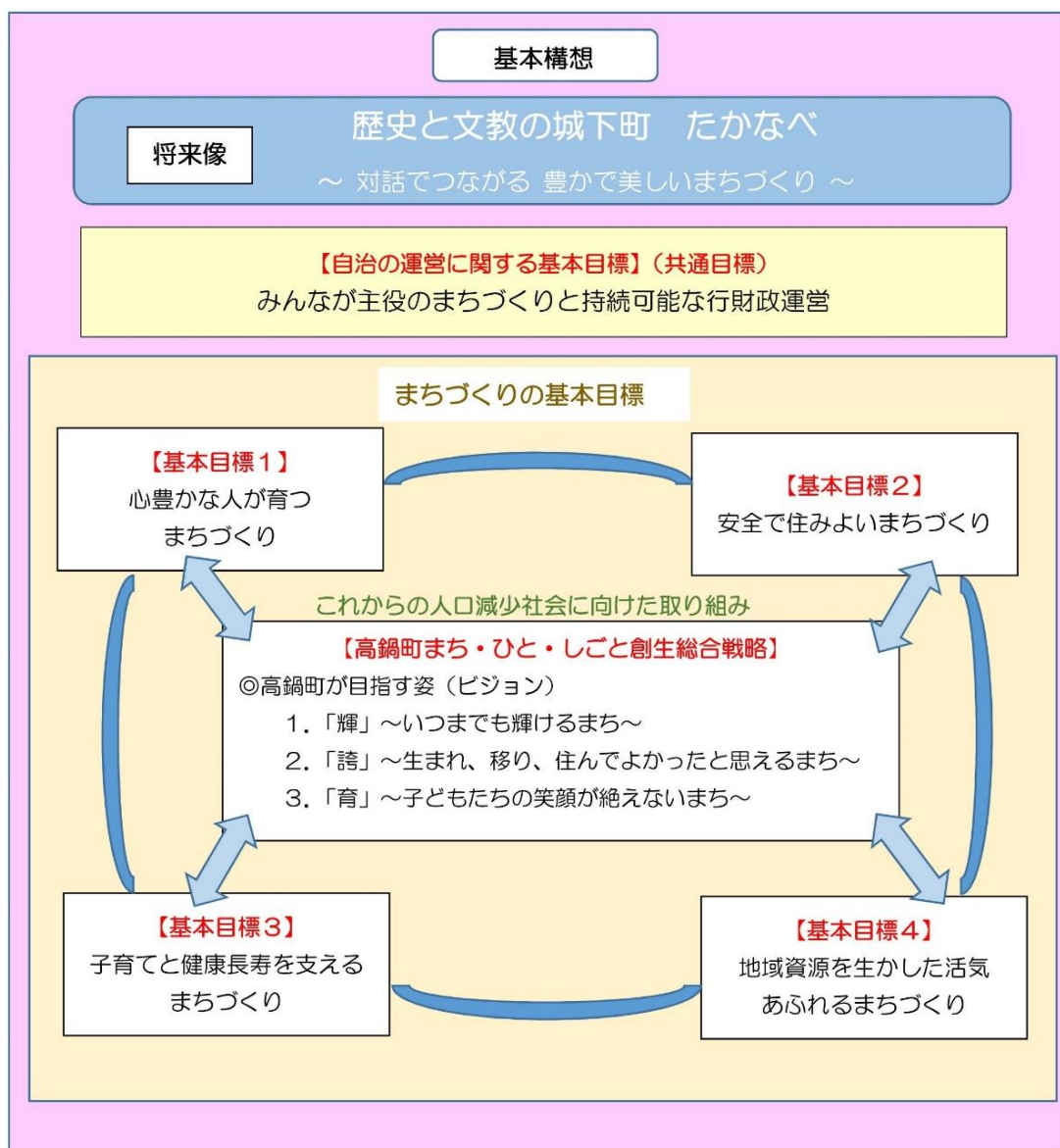
(2) 基本方針

本計画の将来像の実現にあたっては、町民と事業者、行政との連携は欠かせません。このことから、対話を通じてそれぞれの特性を結び付けることで適切な役割分担を図り、町民一人ひとりに「自分たちのまちは自分たちで形づくる」という協働意識が醸成されていくことで、みんなでまちづくりを推進しながら幸せを実感できるまちを目指すこととします。

また、本計画は、自治の運営に関する基本目標と4つのまちづくりの基本目標を掲げるとともに、「高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策を包含する計画として位置づけます。

《計画概念図》

第6次高鍋町総合計画



【高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

高鍋町が目指す姿（ビジョン）

- 1 「輝」～いつまでも輝けるまち～
- 2 「誇」～生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち～
- 3 「育」～子どもたちの笑顔が絶えないまち～

1 「輝（かがやく）」～いつまでも輝けるまち～

輝けるまちとしてまちが成長し、その姿を保ち続けるには、人口の確保が必要であり、そのためには、労働・雇用や結婚・出産・子育てなど、住民生活に関わる分野の環境が整っていなければなりません。

この考え方に立ち、関係する分野における施策を力強く推進しながら人口減少を克服し、将来にわたって元気で活力あるまち「高鍋町」を目指します。

2 「誇（ほこる）」～生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち～

まちの創生には、まちに住む人に「ここに生まれ、ここに移り、ここに住んで本当によかった」という思いを持ってもらい、まちを愛し続けてもらうことが大切です。

そのような気持ちが育まれるために必要な取り組みを進めながら、生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち「高鍋町」を目指します。

3 「育（はぐくむ）」～子どもたちの笑顔が絶えないまち～

子どもたちが、笑顔で、元気に生きいきと学び、遊び、充実した毎日を送る姿は、まちの活力につながります。また、いずれは、高鍋町のまちづくりのためにその力を活かすことができる人として成長したいという思いを育ませ、その過程を支えることは、人口減少の抑制に大きな効果をもたらします。

将来のまちのさらなる発展のためにも、子どもたちの笑顔が絶えないまち「高鍋町」を目指します。

(3) 基本目標

本町の将来像の実現に向けて、以下のとおり町政全般にわたる基本目標を設定します。

【自治の運営に関する基本目標】（共通目標）

みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営（対話と協働、行財政）

【まちづくりの基本目標】

1. 心豊かな人が育つまちづくり（歴史、伝統・文化、教育）
2. 安全で住みよいまちづくり（環境、景観、安全・安心）
3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり（福祉・保健・医療）
4. 地域資源を生かした活気あふれるまちづくり（産業、観光）

共通. みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

対話を基本に、みんなが主役となったまちづくりを目指すとともに、その基盤・機運づくりを推進します。

また、将来を見据えた地域経営と財政基盤の強化を図り、持続可能なまちを目指します。

◆共－１ 町民との協働の推進

対話をもって町民や団体の自発的な活動に寄り添いながら「人間力」「地域力」を生かしたまちづくりに取り組みます。また、みんなでまちづくりのビジョンを共有し、協働にあふれるまち「高鍋町」の創造を目指します。

◆共－２ 効率的で信頼される行財政運営

事務事業評価制度による成果やコストなどの検証結果を踏まえ、事務改善や各種計画・予算への反映を図ります。また、ふるさと納税制度のさらなる推進に取り組み、自主財源の確保に努めます。

◆共－３ 広域行政の推進

ごみ処理事業や消防事業等をはじめとした各分野での連携を図っている西都児湯地域について、新たな課題に対しては積極的な拡充を図り、連携中の事業については業務内容の充実や効率化に努めます。また、様々な地域課題や社会ニーズに対応できるよう、圏域を越えるなど幅広い連携体制の形成の推進を図ります。

1. 心豊かな人が育つまちづくり

本町の持つ歴史や伝統・文化などの地域資源を積極的に活用し、郷土を誇りに思う心豊かな子どもが育つまちを目指します。

また、家庭・学校・地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育てるまちを目指すとともに、さまざまな分野で活躍する人材の育成を図ります。

◆ 1-1 歴史と伝統・文化を生かしたまち

各種文化財や民俗資料、伝統芸能や歴史総合資料館等施設の保護・継承、さらにはこれら地域資源の活用を積極的に図りながら、みんなが誇ることのできる魅力あふれるまちを目指します。

◆ 1-2 生きがいを持って学び、やる気を生かせるまち

本町には、公民館教室をはじめとした学びの場や、スポーツに親しむことができる活動の場が多くあります。この恵まれた環境を生かしつつ、高度化・多様化する町民の学習ニーズに応えられるよう、講座等の内容充実や拠点施設等の計画的整備を目指します。

また、町民の「やる気」を尊重しながらその力が最大限に発揮できるまちづくりを目指します。

◆ 1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

本町には、高鍋藩藩校「明倫堂」で培われた明倫の伝統が脈々と流れており、町教育委員会の教育基本方針の努力目標の最初には、「明倫の伝統を受け継ぎ、学問を愛し、教育を重んじる、優れた知性をもつ町民の育成をめざす」「石井十次の人間愛の精神を学び、道義を究明し、豊かな精神と実践力のある町民の育成をめざす」と掲げ、子どもたちにはもちろん、町全体への広がりを目指しています。

この目標を基本に、高鍋町の子どもたちが豊かな感性や人間性を備え、学力・体力・たくましく生きる力を身につけるとともに、郷土に誇りと愛着を持った心豊かな人として育つまちを目指します。

また、家庭・学校・地域が連携・協力し、みんなで子どもたちを守り、育てるまちを目指します。

2. 安全で住みよいまちづくり

本町の自然環境や城下町としての景観等の保全・活用をするとともに、町民の暮らしを支える住環境や上下水道などの生活基盤が整備された、環境に優しく快適に暮らせるまちを目指します。

また、防災・防犯体制のさらなる整備強化に努め、安全・安心なまちを目指します。

◆ 2-1 自然環境や景観を大切にすまち

本町が有する海・山・川などの豊かな自然、市街地周辺にあるのどかな農村風景、舞鶴公園や水を湛える城堀など、身近な自然環境や歴史や伝統・文化などの地域資源を保全・活用するとともに、これらの恵みを享受しながら、美しく良好な景観を形成することにより、自然とまち並みの調和を図り、快適に暮らせるまちを目指します。

また、恵み豊かな地球環境を次の世代へと引き継ぐために、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。

◆ 2-2 生活を支える基盤が整っているまち

通勤・通学・買い物など日常生活に便利で安全性に優れた生活基盤の整備を進めるなど、快適で機能的な生活環境が整ったまちを目指します。

また、人口減少対策の一つとして、移住・定住にかかる受入体制や環境の充実を図り、人が人を呼びこむまちづくりを目指します。

◆ 2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

町民の生命や財産が守られ、安心して暮らせる危機管理体制や消防・救急体制が整い、防災対策が充実したまちを目指します。

また、地域が一体となって防災や防犯、交通安全運動に取り組むなど、みんなで地域の安全を守り、安心して暮らせるまちを目指します。

3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

福祉・保健・医療の充実が図られ、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実したまちを目指します。

また、高齢者や障がい者等が地域で生きがいを感じながら生活ができるよう、共に支え合う地域福祉が充実したまちを目指します。

◆3-1 人にやさしいまち

安心して子どもを産み育てられるとともに、高齢者や障がい者をはじめ地域で暮らしているみんなが自立した生活を送ることができるよう、共に助け合い、支え合うことができるまちを目指します。

◆3-2 健康に暮らせるまち

町民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、主体的な健康づくりや疾病予防、健康管理を行うとともに、健全な食生活を送り、スポーツやレクリエーションを楽しむ環境が整っているまちを目指します。

また、みんなが安心して医療が受けられる環境の整備や救急医療の充実を目指します。

4. 地域資源を生かした活気あふれるまちづくり

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業が活発に営まれるとともに、みんながいきいきと働き、活躍できるまちを目指します。

◆ 4-1 活力ある産業が育つまち

充実した生産基盤と多様な担い手により、本町の豊かな自然環境を生かした農林水産業が営まれ、地域に根ざした地場製品の消費拡大と高鍋ブランドの確立・向上を目指します。

また、商業の活性化を図るため、関係機関と連携を図りながら魅力と個性あふれる商店街づくりを目指します。

さらに、農林水産業・商工業・観光レクリエーションや、本町が有する自然・歴史・文化・民俗芸能など、地域の人材・技術・産業を効果的に結び付け、相互の補完効果と相乗効果を高めるとともに、拠点施設を整備・活用して「たかなべ」らしさを創造し、元気のあるまちを目指します。

◆ 4-2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業は、人々の働く場を確保するとともに、様々なサービスを通じて町民の快適で便利な生活を支える基盤でもあります。

この基盤をもとに、本町が経済的にも雇用の面でもバランスが取れ、さらに活気あふれるまちとして発展していけるように、既存企業の育成・強化はもとより、本町の特性を生かした企業誘致活動を積極的に推進し、女性や高齢者をはじめ、みんなが持てる能力を発揮できるような雇用の場の確保を図ります。

◆ 4-3 観光交流のまち

本町には、学術的にも貴重な動植物が存在する高鍋湿原などの自然資源、国指定史跡の持田古墳群を代表とする文化資源、高鍋温泉・蚊口海浜公園・舞鶴公園などの観光資源、天然牡蠣・焼酎・野菜などの生産資源、質・量ともに充実した社交業・飲食業など、豊富な地域資源があります。

これらの地域資源を生かし、観光交流のまちとして魅力を発信し続けられるよう、みんながおもてなしの心を持って来訪者を迎えるまちを目指します。

(3) 関係例規

高鍋町総合計画審議会条例

昭和 45 年 6 月 18 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 8 月 1 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 24 日条例第 14 号）抄

1 この条例は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 18 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 15 日条例第 27 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成 19 年 11 月 30 日

訓令第 31 号

(設置)

第 1 条 高鍋町総合計画（以下「総合計画」という。）の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、地域政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（平成 18 年高鍋町訓令第 19 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 1 月 8 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 高鍋町総合計画審議会委員名簿

・高鍋町総合計画審議会委員名簿（18人）

任期：令和3年1月27日から策定終了まで

◆農業及び商工業関係の代表（5人）

・児湯農業協同組合 理事	大 福 裕 子
・高鍋町認定農業者協議会 会長	長谷部 将 一
・高鍋商工会議所 常議員	岩 村 和 裕
・高鍋商工会議所青年部 会長	富 田 正 仁
・高鍋町商店街連合会 副会長	古 川 浩 二

◆教育関係機関の代表（2人）

・高鍋町教育委員会 教育委員	岩 崎 晃 子
・高鍋町社会教育委員 代表委員	谷 口 清 司

◆学識経験者（2人）

・宮崎県児湯農林振興局 副主幹	工 藤 大 輔
・宮崎産業経営大学 准教授	出 山 実

◆住民代表（8人）

・高鍋町地域婦人連絡協議会 会長	原 田 桂 子
・高鍋商工会議所女性会 理事	岩 村 マチ子
・児湯農業協同組合女性部高鍋支部 部長	坂 本 信 子
・高鍋町社会福祉協議会 事務局長	小 泉 達 成
・高鍋町民生委員・児童委員協議会 会長	西 田 透
・高鍋町高齢者クラブ連合会 会長	盛 武 寛
・高鍋町自治公民館連絡協議会 評議員	杉 千 明
・高鍋町保育力向上委員会 事務局	伊 藤 陽 恵

◆公募委員（1人）

藤 田 優 雄

高 地 － 6 5 9

令和 3 年 3 月 5 日

高鍋町総合計画審議会会長 殿

高鍋町長 黒 木 敏 之

第 6 次高鍋町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

高鍋町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

【諮問事項】

第 6 次高鍋町総合計画後期基本計画（案）について

令和3年3月30日

高鍋町長 黒 木 敏 之 様

高鍋町総合計画審議会
会 長 出 山 実

第6次高鍋町総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年3月5日付高地－659で諮問のありました第6次高鍋町総合計画後期基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、適当であるとの結論に達しましたので答申いたします。

町においては、町の将来像『歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～』を実現するために、町民と事業者、行政との連携を図りながら対話を通じて高鍋らしいまちづくりを推進し、幸せを実感できるまちを目指されますよう要望いたします。

また、計画の推進にあたって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

1. 高鍋町の将来像、SDGsの目標達成、幸福度向上の実現に向けて、町民や事業者等との対話を基本とした協働・連携により、まちづくりを進めること。
2. 基本施策にある項目を確実に推進していくこと。推進にあたっては、町民や事業者等と協働・連携により、信頼関係を築きながら、まちづくりを進めること。
3. まちづくりにおいて、重要な審議事項や方向性の決定を行う場合には、対話の場を積極的に設けていくこと。また、対話の場が定期的に行われるように、対話の場を担う職員の育成や、開催のルールづくりを行うこと。
4. 本計画を行政と住民、事業者等に浸透させ、広く多くの人にまちづくりに参加してもらうよう促すこと。
5. 新型コロナウイルスとの共存の時代における対話、連携、参加の形（オンラインでの開催等）を模索すること。